

博士論文

世界遺産の審査における「政治化」に関する研究  
－「顕著性」と「代表性」の議論を軸に

**A Study on “Politicization” in the Examination of World Heritage  
-Based on discussions about “outstandingness” and “representativity”**

令和元年度

箴島 大悟

筑波大学

# 目次

第一章 序論.....	3
研究の背景.....	3
世界遺産条約における「政治化」に関する先行研究.....	4
「政治化」とグローバル・ストラテジーの関連性について.....	5
研究の目的.....	8
研究の方法.....	8
本研究の構成.....	8
第二章 世界遺産条約の成立時における「顕著性」と「代表性」の概念.....	10
2.1 本章の目的.....	10
2.2 1968年までのユネスコの文化財保護への取り組み.....	10
2.3 1968年の議論 — 現代的危機への対応するための地域の重要性.....	14
2.4 1969年の議論 — 「顕著性」の優先と「代表性」への懸念.....	21
2.5 1970年の議論 — 条約草案及び勧告草案へ.....	25
2.6 1970年におけるIUCNの世界遺産条約に関する議論.....	27
2.7 世界遺産条約草案及び勧告草案.....	28
2.8 世界遺産条約成立へ.....	34
2.9 第11回IUCN総会.....	37
2.10 まとめ.....	37
第三章 世界遺産委員会における「顕著性」と「代表性」の概念の変化.....	39
3.1 本章の目的.....	39
3.2 条約当初におけるOUVと「代表性」に関する議論.....	39
3.3 世界遺産リストの登録開始と世界遺産リストの不均衡発生.....	41
3.4 世界遺産リストのさらなるギャップの特定へ.....	42
3.5 グローバル・ストラテジーと奈良文書の採択.....	44
3.6 グローバル・ストラテジー以後のOUVと「代表性」.....	48
3.7 ケアンズ決議とケアンズ・蘇州決議 — シーリング制度の導入と戦略目標の採択.....	50
3.8 2005年版作業指針の改定による「代表性」の反映.....	51
3.9 五番目の戦略目標.....	53
3.10 持続可能な開発の定義追加.....	54
3.11 新たな新規登録審査数の追加.....	55
3.12 アップストリームプロセスの導入.....	55
3.11 まとめ.....	57
第四章 クライテリアの変遷からみた「顕著性」と「代表性」の概念の変化.....	58

4. 本章の目的.....	58
4.1.1 1976年モルジュレポート .....	58
4.1.2 第一回世界遺産委員会草案 1977年.....	72
4.1.3 1978年から1980年の世界遺産委員会の議論 .....	76
4.1.4 1983年版作業指針クライテリア .....	79
4.1.5 文化的景観の採択へ.....	79
4.1.6 1994年版作業指針と1996年版作業指針における「代表性」の反映.....	81
4.1.7 文化遺産と自然遺産のクライテリアの統一に関する議論.....	84
4.1.8 2005年新版作業指針.....	86
4.2 クライテリアの適用数からみる「顕著性」と「代表性」 .....	88
4.11 まとめ.....	93
第五章 ICOMOSの評価と委員国の反論からみる「顕著性」と「代表性」 .....	94
5.1 本章の目的.....	94
5.2 研究の方法.....	94
5.3 ICOMOSの評価に基づいた分類.....	94
5.4 委員国の発言からみた「逆転登録」資産の4つの類型.....	101
5.5 まとめ.....	118
第六章 「顕著性」と「代表性」の間で揺れ動く二つの条約 —無形文化遺産条約と世界遺産条約.....	121
6.1 本章の目的.....	121
6.2 無形文化遺産条約の特徴.....	121
6.3 代表リストの地域的不均衡問題の発生 .....	123
6.4 シーリング制度の導入.....	125
6.5 締約国の価値の意図的すり替えによる「顕著性」の付与.....	125
6.6 まとめ.....	127
第七章 結論 .....	128
筆者論文目録.....	131
参考文献 .....	132
付属資料 .....	140
謝辞.....	153

## 第一章 序論

### 研究の背景

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、世界遺産条約、1972年採択）は、締約国が UNESCO（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）の加盟国と同じく 193 か国であり、UNESCO で最も成功した国際条約の一つと言われている。例年、日本においても、新たな世界遺産が誕生すると、世界遺産リストに登録されたときの会議の様子が中継され、当該遺産の地域の人々が盛り上がる様子が報道される。世界遺産リストに登録された資産に観光客が増加することは世間的にもすでによく知られており（Van der Aa 2005、Yang et al 2009）、世界の観光人口が年間約 14 億人に達した 2019 年現在では（UNWTO 2019）、世界遺産は観光客にとって、絶好の訪れるべき対象である。

世界遺産条約は、締約国の 21 か国で構成される世界遺産委員会が毎年会合を開催し、世界遺産リストへの登録、危機遺産リストの更新、世界遺産リストに登録された資産の保全状況報告（SOC レポート）などの審議を行う。世界遺産リストへの登録には、世界遺産委員会が定めた十のクライテリア（評価基準）に基づいて、世界遺産条約の助言機関である ICOMOS（国際記念物遺跡会議）と IUCN（国際自然保護連合）が推薦資産の学術的評価を行い、四段階の評価（登録勧告、情報照会、登録延期、不登録勧告）を出す。この条約の意思決定機関である世界遺産委員会が、この助言機関の勧告に基づいて、推薦資産の世界遺産リストへの登録の可否を決定する。2020 年 1 月現在、世界遺産リストの登録物件は 1121 件（文化遺産 869 件、自然遺産 213 件、複合遺産 39 件）であり、世界各国に多くの世界遺産が存在する。しかし、世界遺産条約は成立から 40 年以上経過し、世界遺産はすでに 1000 件を超えた中で、様々な問題点も上がってきた。なかでも、近年世界遺産委員会で指摘されている世界遺産条約の「政治化 politicization」は、多くが指摘するところである。

世界遺産条約の「政治化」とは、世界遺産委員会会合の登録審査において、締約国が助言機関の勧告を軽視もしくは無視して、締約国の合意に基づいて世界遺産リストへの登録が行われることを指す（Bertacchini et al. 2016）。最終決定権は世界遺産委員会にあるところから助言機関の勧告を覆すことは可能であるが、ここでいう「政治化」の問題とは、学術的見地を外れて、各国の政治的事情で意思決定が行われていくことへの懸念を指している。具体的には、例えば新規登録審査において、登録延期から情報照会へ、情報照会から登録などへと、助言機関の勧告がより推薦国に有利な決定へと変更されていくことをいう。日本では、『石見銀山』が登録延期の勧告から登録された際に、「逆転登録」という言葉で表現された。もう一つは、保全状況報告の議論において、危機遺産リストへの登録が勧告された資産を危機遺産リストへの登録を回避すること、あるいは世界遺産リストからの抹消を勧告された資産を、危機遺産リスト（または世界遺産リスト）への登録を維持することを指す（Meskell et al. 2015）。

第 42 回世界遺産委員会マナマ会合（2018 年）では、通常の登録審査案件において、不登

録勧告から初めて世界遺産リストに「逆転登録」された資産が2件誕生した。これを受けて第43回世界遺産委員会バクー会合（2019年）では、委員国はこのような「政治化」について、オーストラリア代表が「世界遺産リストの重要性が低下するであろう」と発言している（UNESCO 2019a）。このように世界遺産条約の「政治化」の問題によって、世界遺産としての価値の存在意義が問われるようになってきた。

### 世界遺産条約における「政治化」に関する先行研究

世界遺産の「政治化」に関する問題については、観光や国のアイコンとして世界遺産リストのブランド化が進むと、1990年代後半から世界遺産委員会会合への参加者や内情に通じた実務家などから指摘された（Strasser 2002、Levi-Strauss 2002）。この指摘を受け、まず質的アプローチによる分析が行われ、世界遺産委員会会合時に、助言機関による学術的評価が政治的要因によって覆されていることが論じられた<sup>1</sup>（Van der Aa 2005、Schmitt 2009、Jokilehto 2011、Cassel and Pashnevich 2013）。このように、各締約国は委員国に対し（もしくは委員国同士で）、ロビーイングを会議前、会議中に行っており、意思決定プロセスが「政治化」していることが指摘された（Hoggart 2011:99）。さらに、2011年に『Economist』が世界遺産委員会ブラジリア会合の会議内容を記事に取り上げたことで、世界遺産委員会会合に出席していなかった専門家や遺産保護に関係する実務家などに対しても、世界遺産条約の「政治化」は広く知られるようになった。

2010年代に入ると、経済学及び政治学の分野から世界遺産条約の意思決定プロセスにおける「政治化」に関する量的アプローチによる分析が行われた。まず Frey and Pamini (2010) は、政治的に強い国は、世界遺産リストに登録できる機会が多いことを検証した。Bertacchini and Saccone (2012) は、所得水準と経済力の高い国は世界遺産リストへの登録に有利であり、世界遺産リストへの登録が経済的・政治的要因によって強く影響されると結論付けた。また、世界遺産委員会の委員国を務めることが、推薦資産の推薦のための活動と推薦資産の登録に大きな影響を与えていることを明らかにした。Frey and Steiner (2013) は、推薦国の歴史的・文化的決定要因と、世界遺産リストの遺産の数に正の相関がみられることを示したうえで、国の所得水準、経済力、国連安全保障理事会への加盟などの政治的および経済的要因が、世界遺産リストの登録に影響を与えることを示唆した。これらの分析を受け、Meskell et al. (2015) は世界遺産リストへの登録が文化的または歴史的要因だけでなく、政治的、経済的要因によって決定されることを明らかにした。さらに Bertacchini et al. (2016) は、助言機関が推薦資産に対して否定的な勧告を出した場合において、最終的な結果が政治的・経済的な影響を受けることを明らかにし、意思決定プロセスにおける「政治化」が行われていることを指摘した。これらの成果により、質的アプローチによって指摘された

---

<sup>1</sup> なかでも、特に委員国は、自国の利益のために自由に行動することが可能で、世界遺産リストへの登録に有利である（Pavone 2008）。

「政治化」の問題は、定量的な裏付けがあることが証明された。

このように、これまでの指摘や先行研究は、世界遺産条約における意思決定プロセスの「政治化」の現象に焦点を当て、世界遺産条約（の意思決定プロセス）が「政治化」していることを指摘してきた。しかし、世界遺産条約の「政治化」とは何かという研究は、これまで行われてこなかった。

### 「政治化」とグローバル・ストラテジーの関連性について

世界遺産リストへの登録において必要とされる価値は、顕著な普遍的価値 Outstanding Universal Value(OUV)である。OUVは、普遍的価値に「顕著な」という形容詞が付随した世界遺産条約によって採用されている独自の用語である。OUVにおける「顕著な Outstanding」という語は、「最良および/または最も代表的な遺産の例である」ことを意味している (Jokilehto 2006)。この語が示すとおり、条約の当初では、例えば『ギザのピラミッド』や『ガラパゴス諸島』などといった国際的な知名度や影響力のある資産が、世界遺産リストに登録されてきた。このような誰もが一見して価値が理解できる遺産は「最上の最上 the best of the best」遺産と形容され、80年代までは「最上の最上」遺産の登録が多く占めていた (UNESCO 2005a)。したがって、条約の当初では、「最良であること」や「最上であること」を意味する「顕著性」が、世界遺産リストの価値において、重要な位置づけを占めていたものと推察できる。

しかしその後、世界遺産リストに代表される遺産がヨーロッパ偏重であるという、国別・地域別の不均衡が指摘されたことで、1994年に世界遺産委員会は、「世界遺産リストにおける不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー（以下、グローバル・ストラテジー）」を採択した。この戦略は「世界遺産リストにおけるカテゴリー、地理的・文化的地域のバランスを取るように調整する」ことを目的とし、世界遺産リストに十分に代表されていない締約国<sup>2</sup>の資産や、1992年に新たに採用された文化的景観、産業遺産や20世紀の遺産などの登録を推奨している。特に、文化的景観は当該地域のコミュニティによる生業の重要性が強調され、当該資産の地域的な価値が認識された。これにより、グローバル・ストラテジー以降、世界遺産委員会は「代表性 Representativity」を評価対象とした。「代表性」<sup>3</sup>という用語は、世界遺産委員会では独自の意味で使用されており、「世界

---

<sup>2</sup> 特に、太平洋島嶼国、カリブ海、サハラ以前アフリカ、中央アジア、アラブ諸国の国々が挙げられる。

<sup>3</sup> 例えば2004年の世界遺産委員会の報告書 (WHC-04/28.COM/13) では次のように言及されている (UNESCO 2004a)。

Representativity refers to: filling the gaps in the World Heritage List by ensuring the representation of properties of outstanding universal value from all regions on the World Heritage List.

Balance: is not about numbers, but about representativity for bio-geographical regions or events in the history of life.

Credibility refers to: ensuring a rigorous application of the criteria established by the Committee (as reviewed during the development of the 1992 ICOMOS Global Study), while it should also refer to a List

遺産リストのすべての地域の顕著な普遍的価値のある資産を確実に代表することにより、世界遺産リストのギャップを埋めること」と定義されている<sup>4</sup>。世界遺産委員会における議論では、(特に文化遺産における)「代表性」<sup>5</sup>は、①世界遺産リストの地域比や資産のカテゴリー間のバランス、②資産の地域の多様性、資産の多様性、といった相互の意味が含まれるものとして、さらにバランスや信頼性を含めて広義の意味で使用されている。

グローバル・ストラテジー採択前後における OUV の変化については、Christina Cameron が、2005 年の世界遺産委員会会合で、OUV は誰もが一目見て価値が理解できる「最上の最上 the best of the best」遺産からある文化圏の資産やカテゴリーを代表するような「最上の代表 the representative of the best」遺産の登録へと変化してきたことを指摘している (UNESCO 2005a)。Cameron の指摘は、世界遺産の審査においては、グローバル・ストラテジー以前の唯一最上であること(「顕著性」)を軸とした審査から、グローバル・ストラテジー以後の唯一最上であることから、「代表性」を加えた側面からの審査に変化していることを端的に示している。したがって、現在の世界遺産の審査は「顕著性」と「代表性」といった両概念の立場から行われているものと考えられる。

Musitelli (2002: 330)は、上記のようなグローバル・ストラテジー以降の審査の方法や概念について、「政治的な正しさ」のもとクォータ制や代表性を主張すると、遺産の選定は科学的判断ではなく、政治的算術に帰することになる」と言及している。すなわち、Musitelli は、「代表性」を確保するための制度が、「政治化」を招く危険性を主張していたのであった。

以下の表(1-1)は、グローバル・ストラテジー採用以前と、採択後の世界遺産リストの数の地域比を比較したものである。

表 1-1 1993 年の世界遺産リスト数と 2019 年までの世界遺産リスト数の比較

地域区分	1993 年までの資産数	比率	地域区分	2019 年の資産数	比率
北米・ヨーロッパ	164	51.09%	北米・ヨーロッパ	464	51.04%
ラテンアメリカ・カリブ海	41	12.70%	ラテンアメリカ・カリブ海	102	11.22%
アラブ諸国	43	13.39%	アラブ諸国	83	9.13%
アフリカ	17	5.27%	アフリカ	58	5.83%
アジア・太平洋	56	17.44%	アジア・太平洋	201	22.11%

上記の表から、北米・ヨーロッパの地域比は依然として高く、世界遺産リストに十分に代表されていない地域であるアフリカ、アラブ地域、ラテンアメリカ・カリブ海の比率は低い

that is an accurate reflection of the diversity of the outstanding heritage of humankind.

<sup>4</sup> 自然遺産の場合は、現在、バイオーム biomes やバイオレルム biorealms に基づき、「代表性」が考慮される (Allan et al. 2017)。

<sup>5</sup> グローバル・ストラテジー以降の representativity の語の初出はおそらく 1996 年の報告書である (UNESCO 1996a p.73)。

ままである。さらに、グローバル・ストラテジー以後登録が促進された資産（文化的景観、産業遺産、20世紀の遺産、以下「カテゴリー資産」）の地域別登録数を表に示した（表 1-2）。表 1-2 からは、グローバル・ストラテジー以降に推奨された「カテゴリー資産」の数の地域比においてもヨーロッパ偏重であることがわかる。このことから世界遺産委員会は、世界遺産リストへの登録過小国と「カテゴリー資産」への登録を推奨したが、実際には世界遺産リストに十分に代表されている国からの登録に占められるという逆説的な結果に陥っていることを示している。

表 1-2 カテゴリー資産の地域別登録数

地域区分	文化的景観	産業遺産	20世紀の遺産
北米・ヨーロッパ	57	47	20
ラテンアメリカ・カリブ海	9	6	5
アラブ諸国	7	2	0
アフリカ	16	0	1
アジア・太平洋	27	10	4

これは遺産の保護よりもすでに世界の誇りあるリストとなっていた世界遺産条約のネームバリューを利用していった先進諸国に審査数の上限が課されなかったため（Levi-Strauss 2000: 162）、登録に際して地域的に不利な締約国は、登録が推奨された「カテゴリー資産」を抜け道として推薦したことに原因があることが、すでに指摘されている（Van der Aa 2005:37）。

2000年代になると、シーリング制度が2001年に試験的に導入されて以降、年間の審査数や一国からの年間の推薦数に関して、その都度変更を行いながら、継続的実行されてきた<sup>6</sup>。しかし、2001年から「逆転登録」された資産に限り、資料1に整理したところ、「逆転登録」された計110件の資産の内、グローバル・ストラテジー以後に採用された領域の資産は73件である。

これは、グローバル・ストラテジーの方針やシーリング制度などといった「代表性」を担保するための方策が、結果として（特に十分に世界遺産リストに代表されている）締約国に利用されていることを示している。このように、委員国や締約国は、政治的駆け引きによる資産の登録を行っているが、その一方で、これらの資産はグローバル・ストラテジーの方針に反してはいないのである。

したがって、委員国や締約国は、「顕著性」と「代表性」の概念や方策を駆使することで、締約国によるグローバル・ストラテジーへの表面的追従が行われているものと考えられるのである。

<sup>6</sup> シーリング制度の詳細は、本稿の第四章で言及している。



## 研究の目的

本研究は、上記の現状を踏まえ、世界遺産条約の「政治化」がどのように発生し、その後どのような経緯をたどって現在に至ったかについてを、世界遺産条約の準備段階から現在までの条約の履行にかかる歴史、世界遺産の価値における「顕著性」と「代表性」に関する議論のそれぞれの側面から、「政治化」を象徴する現象と考えられる「逆転登録」について分析することで、「政治化」の実態について考察することを目的とする。

先行研究を踏まえ、本研究においても「政治化」とは何かを示すのではなく、世界遺産委員会会合において、委員国や締約国、もしくは委員国間で政治的な交渉が行われている状況を「政治化」と捉え、その発言と経緯を考察するものとする。

## 研究の方法

「政治化」が生まれた経緯については、世界遺産条約の成立前から現在に至るまでの、世界遺産委員会、世界遺産条約ビューロー委員会、助言機関（ICOMOS、IUCN）の議事録を資料とした。世界遺産の審査においては、世界遺産に求められる OUV をどのように解釈するかが、助言機関と世界遺産委員会の決議を検討するうえで分析の軸となる。この OUV に関する議論及びこれに基づく遺産の概念の見直しの議論を整理する。

「政治化」の分析にあたっては、「逆転登録」の事例を検証する。「逆転登録」の事例は、2000年代以降に顕著となるが、2002年までは、世界遺産委員会会合が開催される前に、ビューロー委員会が、助言機関とともに世界遺産委員会にかけ審査を事前に絞っており、世界遺産の登録における世界遺産委員会の決議は、基本的にビューロー委員会の決定に従っていた（稲葉 2017）。その後、ビューロー会議では、助言機関とビューロー委員会との推薦資産についての審議が行われなくなり、世界遺産委員会会合にて、直接助言機関と委員国の審議が行われるようになった。ビューロー委員会の議事録は公開されているが、推薦資産の審査が出されるまでに、どのような議論が行われていたのかは記載されておらず、この点を検証することは出来ないため、本研究では、「逆転登録」の事例は、世界遺産委員会の議事録で検証できる範囲で検証するものとする<sup>7</sup>。

## 本研究の構成

第一章は、序章である。研究の背景、先行研究、研究の目的、研究の方法、研究の構成について言及した。

第二章では、世界遺産条約成立までの遺産保護の枠組みについて概観し、世界遺産条約の成立時（1968年から1972年まで）の条約作成に関する議論を、UNESCOの議事録、国連

---

<sup>7</sup> とはいえ、2002年以前にも「逆転登録」の事例は検証可能な範囲で2件の事例が確認できた。1999年に『イビサ島（スペイン）』と、2000年に『ヘーガ・クステン（スウェーデン、2006年に拡大登録され、フィンランドも所有国である）』である。

の議事録、ICOMOS の議事録、IUCN の議事録から、世界遺産条約の価値や概念のキーワードである「顕著性」と「代表性」の議論について整理する。

第三章では、世界遺産条約の成立以後、世界遺産の価値における「顕著性」と「代表性」という概念に焦点を当て、特に「代表性」の議論や制度の展開過程を、世界遺産委員会の議事録、ICOMOS の議事録、IUCN の議事録から整理する。

第四章では、世界遺産条約のクライテリアにおける、「顕著性」と「代表性」の議論と制度の展開過程を、世界遺産委員会の議事録及び助言機関の議事録から整理する。

第五章では、第四章までの分析を踏まえ、「政治化」を象徴する「逆転登録」された資産について、審査時における、助言機関と委員国（及び締約国）の間の意見を整理し、「逆転登録」の実態について検証を行う。

第六章では、世界遺産条約の制度運営をもとに、推薦資産の審査においては「代表性」のみを扱う無形文化遺産条約の現在の履行状況を、政府間委員会の議事録から整理し、世界遺産条約の現状とを、比較分析する。

第七章は結論である。結論では本研究のまとめを行う。

## 第二章 世界遺産条約の成立時における「顕著性」と「代表性」の概念

### 2.1 本章の目的

世界遺産条約の成立に関する先行研究としては、河野（1994）、Titchen（1995）、吉田（2012）などによって行われている。しかし、世界遺産条約成立過程における「顕著性」と「代表性」を整理するにあたって、これらの先行研究では両概念から見た条約の成立に関する議論の検証において不十分な個所がみられる。本章は、上記の先行研究を補完する形で、世界遺産条約の成立前後（1968年から1972年まで）における「顕著性」と「代表性」に関する議論を、UNESCOの議事録、国連の議事録、ICOMOSの議事録、IUCNの議事録を紐解きながら整理する。

### 2.2 1968年までのユネスコの文化財保護への取り組み

ユネスコにおける国際的な文化遺産保護に関する取り組みの議論としては、まず1950年にメキシコによって、記念物などの保護のための国際基金の設立が提案されたことがあげられる（UNESCO 1950）。これは、出国時に旅行税をとり、各国の国立美術館などへの無料入場カードを発行するという案<sup>8</sup>であるが、他の加盟国が「加盟国から税を徴収すれば、旅行者を減少させる可能性があり、国際交流に支障をきたす」として実現には至らなかった（UNESCO 1951）。1963年に国際基金設立に関する議論が再び行われ、基金の設立とはいかなかったが、多くの国から文化遺産に関する国際協力には関心があることが確認されている（UNESCO 1964）。

1954年には武力紛争の際の文化財の保護の条約（ハーグ条約）が採択された。ハーグ条約が成立した背景には、第二次世界大戦時に破壊された記念物の修理・復旧を目的とした、戦時における国際的な文化財保護の規範が求められていた。

1956年には、考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告によって考古遺跡に対する国際規則が確立した。1962年には、風光の美と特性の保護に関する勧告によって、自然景観や人工の景観に対する国際規則が採択された。この勧告は、現代文明の発展に伴い、風光の美が加速的に喪失していることを懸念して、地域社会の生活の改善やその進展及び技術的進歩の急速な発展に対して、各国がとるべき措置を定めた勧告である。また、1964年のヴェニス憲章では、都市や田園の環境など面的な広がりを持つ記念物も措置を取るべき対象としたが、この時点ではまだ限定的なものであった。さらに、壮大な記念物のみならず、「控えめな建築」、すなわち民族建築のような記念物も保護の対象にしている。記念物の社会的機能を認めつつ、保全と修復にあたっては、文化財への危機の変容と共に、保護の役割も変容したが、条文では「真正的な価値」を守るように言及している。このように、文化遺産保護に対する国際規範が成立した。一方で、都市化や開発など新たな問題が浮上しつつ

---

<sup>8</sup> 詳しくは藤岡(2016)を参照。

あった。

ユネスコが着手した文化遺産に対する主な国際協力としては、アスワンハイダムの建設によって水没するヌビア遺跡群を救済するキャンペーン（ヌビア遺跡救済キャンペーン）が挙げられる。1960年3月8日、キャンペーン開始の式典で、ナセル大統領は次のように発言している（UNESCO 1960）。

「ハイダムプロジェクトは、生活の必要性に対応している。人口、社会、経済の発展の要求に応え、ナイルバレーの人々に繁栄をもたらさずである。しかし、これらの要求によって、我々の遺産の本質的な部分の保護を保証することが不可欠であることを我々に忘れさせてはならない。<sup>9</sup>」

ナセル大統領は、経済的發展を行う際には、文化財の価値を損なう開発事業を行うのではなく、文化財の保護も同時に行う必要があることに言及した。さらに、彼は次のように発言している。

「この行動は、（ユネスコ）憲章を生きた現実、信念、信仰にしようとしており、人間の価値への信頼を確信させようとしている国連の世代にとって幸いな先例となるだろう。時と場所の違いを越え、協力して文明と文化のより良い知識を求めている。<sup>10</sup>」

このようにナセル大統領は、ユネスコ憲章を受肉化する試金石として、ヌビア遺跡の救済を国際社会に求めた。また、当時の国連の事務総長であったダグ・ハマーショルドは式典に際し、次のようなメッセージを送り、式典でそのメッセージが読み上げられた（同上 :5）。その内容は以下である。

「…（中略）…ヌビア溪谷の洪水を必要とする人間の必要性を認識している人はみな、人類の文化遺産の非常に重要な一部を形成する脅迫された考古学的宝物を保護するための努力を歓迎し、さらに促進したいと思っている。国連はユネスコと各国政府に対し、彼らが手を貸してきた偉大な任務において可能な限りの支援をする用意がある。<sup>11</sup>」（同上）

---

<sup>9</sup> "The High Dam Project corresponds to the necessities of life ; it meets the demands of demographic, social and economic development and should bring prosperity to the populations of the Nile Valley. But these demands should not make us forget that it is indispensable to assure the safeguarding of an essential part of our heritage..."

<sup>10</sup> "This action will constitute, we have no doubt, a happy precedent for the generation of the United Nations, that generation which is trying to make the Charter a living reality, a belief and a faith and which affirms its confidence in the value of human co-operation and seeks a better knowledge of civilizations and cultures despite differences of time and place."

<sup>11</sup> The United Nations stands ready to lend Unesco and the Governments concerned

続いて、当時のユネスコ事務局長ヴィトリノ・ヴェロネーゼは次のように発言している。

「確かに、人類の福祉が危機に瀕している場合、必要ならば、花崗岩や斑岩からなる彫像は躊躇なく犠牲にされなければならない。しかし、そのような選択をすることを余儀なくされた者は、その答えを悩まずに導き出すことはできなかつたろう。過去の遺産と、ある歴史の最も素晴らしい遺産の中で暮らしている人々の現在の幸福との間で選ぶことは容易ではない。寺院と食物のどちらかをとるか、選択することは容易なものではない。<sup>12)</sup>」

彼は経済発展と文化財の保護のどちらを選択するかについては、一国の選択としては非常に困難な選択であると理解を示した上で、「それらはソクラテスのメッセージとアジャンタのフレスコの壁画、ウシュマルとベートーベンの交響曲のような共通の遺産の一部である。普遍的価値のある宝物は普遍的な保護を受ける権利がある。」と指摘した。さらに、単に文化財を守るという保存の問題だけでなく、「すべての利益のためにまだ発見されていない富を明るみに出すことの問題」であるとして、これまで認識されていなかった価値について言及した(同上 :7)。また、フランスの André Malraux 文化大臣は、ユネスコがヌビア遺跡を救済しようとしているのは、それはこれらが差し迫った危機にさらされているからであり、「言うまでもなく、それは他の偉大な遺跡、例えばアンコールや奈良が同様に脅かされた場合にも救済するだろう」と言及している。さらに、これは「…救済事業において、これまでは人々の公的活動のために投入してきた莫大な資源を彫像に動員する初の試みである。そして、これはおそらく我々人類にとって彫像の生存が生活の一形態となったからである」と言及し、記念物の役割そのものが変容しつつあることを認識していた(同上 :11)。

このようにヌビア遺跡救済キャンペーンは、単に平時における記念物の保護だけでなく、現代生活との両立を目指す試金石であった。このキャンペーンによって、国際世論を喚起し、国際協力を促すことで、ヌビア遺跡群を救済することに成功した。しかし、ユネスコとしては「特別な場合には、文化財を保護するための国際キャンペーンに頼ることは常に妥当であるが、そのようなキャンペーンは無制限に増やせない」と事務局長が言及した(UNESCO 1968a :241)。したがって、ユネスコは新たな国際的な文化財の保護システムを考案しなければならなかった。

---

any support it can in the great task to which they have set their hand."

<sup>12)</sup> True, when the welfare of suffering human beings is at stake, then, if need be, images of granite and porphyry must be sacrificed unhesitatingly. But no one forced to make such a choice could contemplate without anguish the necessity for making it. It is not easy to choose between a heritage of the past and the present well-being of a people, living in need in the shadow of prehistory's most splendid legacies, it is not easy to choose between temples and crops.

## 世界遺産トラスト構想

翻って、IUCN では、1966 年の第 9 回 IUCN 総会において、ジョセフ・フィッシャー及びラッセル・トレインが世界遺産トラスト構想を提案した。以下、その全文の引用である (IUCN 1967 :73) (資料 2)。

私の第二の提案は、世界遺産トラストと呼ばれるものである。

ある種の美的、歴史的、自然的資源は人類の遺産の一部であり、その保存は人類の大きな関心ごとである。しかしながら、これらの資源は、不適當な開発計画や、資源の価値に対する無知や、管理や保護のための資金不足によって、危機にさらされている。

いくつかの例を挙げれば、コロラドのグランドキャニオン、セレンゲティ大草原、エンジェルフォール、エベレスト、アンコールやペトラの遺跡、インカやマヤ都市の廃墟、ピラミッドやアクロポリスの歴史的建造物がある。別の観点から重要なものはマウンテンゴリラ、オランウータン、インドサイ等の野生動物が生息する地域である。以上あげたような資源は世界の人々の研究や楽しみのために、またその資源が賦存する国の利益のために維持されねばならない。

これらの地域の多くは、それぞれの国の政府によりすでに保護されているが、あるものは保護管理の資源不足に悩まされている。特に低開発地域では、他の経済開発との競合のため危機にさらされている。このような場合全世界は援助の手を差し伸べ、保護のための資金を確保し、さらにこれらの国の経済成長の一手段としてこの地域の適正な管理と利用に寄与しなければならない。

他の場合、危機は資源の重要性に対する認識不足や悪視から起こる。この時には、国家的なまたは国際的な教育的な努力が必要になる。

これらの遺産の保護と長期的な管理のためにはいくつかの段階が必要である。まず第一にこれらの遺産のある地域のリストを編集することである。その責任は各国政府にある。

(国立公園のリストはすでに IUCN によってつくられている。)

第二の段階は基礎となるリストを評価し、高度の水準を保って少数の地域や地区を選択することである。このため完全な選択基準が必要であり、トラストはこのようにして厳密に選択されたものだけを対象としなければならない。

国際的な共同の努力は、このような地域の維持管理を確立し、継続するために、資金を増大させ、技術的サービスを与えるものでなくてはならない。世界の遺産の価値とその保存の重要性を世界中に知らせる教育プログラムも必要である。

受入国の利益を高め、これらの地域を保護する価値を説明するために観光旅行を促進しなければならない。

私はここに「世界遺産トラスト」の設立を提案する。トラストは現在と将来の全世界のために、世界的なすぐれた遺産を認知し、指定し、開発し管理しようとする国際的な共同の

努力を促進するものである。この仕事でも IUCN が率先して行動を起こす道が開けている。

このように、フィッシャー及びトレインの案では、リストの作成の提案については、まず各国が国別リストを編集し、その中から高度の水準を保っているものをトラストの保護対象にするもので、世界遺産条約における暫定リストと世界遺産リストの原型が伺える。

保護するカテゴリーについても、自然景観や自然保存地域だけではなく、文化遺産も保護の対象として考慮されている。このとき、まだ顕著な普遍的価値という語は使用されていないが、世界的に著名な資産に限定するとされ、IUCN 側では「顕著性」を評価する視点がみられた。

### 2.3 1968 年の議論 —現代危機への対応するための地域の重要性

1968 年には、ユネスコは世界の遺産保護に関する制度について、すなわち世界遺産条約の成立に向けて本格的に議論を開始した。先進国においては、都市化が自然遺産及び歴史的・芸術的記念物、そしてそれらが位置する都市部をも脅かし、都市の集中を伴う農村地域の過疎化など、農村中心部の保全に関して問題が提起されている (UNESCO 1968a:1)。一方で、多くの途上国では、政治的・社会的混乱や開発による多くの変化が生じ、これらの国々の日常生活の中で、旧文明の貴重な証拠が破壊される可能性があった。したがって、世界各国で起こる問題に対処する解決策を見出さなければならなかったのである (UNESCO 1968b :1-2)。

これらの懸念から、1968 年 2 月 26 日 3 月 2 日に記念物やサイトの保護のための国際的に効果的な制度を確立するための専門家会議が開催された。会議に先立って G. De Angelis d'Ossat (イタリア) と Robert Brichet (フランス) がそれぞれどのような制度が考えられるかについて草案をまとめており、この会議は、これらの報告書をもとに議論が進められている。

#### 国際保護システムについての議論

この会議では、国際機関、あるいはユネスコ世界遺産は、サイトや記念物の保護のために採用された原則の適用を監視する責任を負うべきで (UNESCO 1968a 第 93 項 a)、その際、加盟国と関係する政府間および非政府組織は、その常任職員に加えて専門家と技術者を配置する案が出されている。

したがって、傑出した資産を特定するのは、国際機関 (ユネスコ) が妥当であるが、同時に文化的資産の国際化や罰則を行うものではないとされている。ただし、世界的に重要かつ利益のある記念物、サイトが大きな危機にさらされたとき、国際機関が迅速かつ効果的に行動する権限を与えられ、科学的、技術的、そして実用的な社会貢献的な事業として、世界各国の利益のために国際社会によって実行されることが相応しいと考えられていた

(UNESCO 1968d)。

加盟国は自国の記念物、地域またはサイトの構造の劣化状態、自然要因や天災、経済発展と近代的技術の拡大によって必要とされる主要な公的または民間の事業の遂行、武力紛争の発生など、脅威の性質を特定することで、国際機関が効果的な救助活動を効果的に可能にする必要性が認識されている。したがって、当該国際機関が行う行動として挙げられているのは、研究と調査、技術援助、財政援助と行政援助である。

#### (a) 研究

国際機関は、記念物、地域および遺跡の保護に関する法律の比較研究、既存の国際法上の保護を強化するための法案の作成、国際法の改正を確実にすることを目的とした行動を優先しなければならない。

#### (b) 技術援助

技術援助は本質的に国際協力の問題である。それは普遍的価値と利益のある記念物やサイトに関連するプロジェクトの技術的研究、その保護に対する脅威となりうる危機への対処、事業を監督し遂行するための技術者の支援、あるいは歴史的に重要な遺跡で考古学的発掘を実施するために様々な国々からの援助が想定される。

#### (c) 財政的支援

記念物のための国際基金の例外的な状況下では、国際機関は記念物および普遍的価値と利益のある資産を保護し保存するように設計された活動に参加しなければならない。その導入される金額の割合は、プロジェクトとその内容による。例外的な状況のみ、国際機関からの補助金が支給されるが、多くの場合、それは低金利または無利子のローンである。国はローンを返済する十分な時間を与えられる。

このように、このときすでに国際援助の内容については、現在の世界遺産条約<sup>13</sup>の内容に近い制度設計が議論されていた。

### 文化遺産に対する新たな規制の考案

Brichet は、これまで記念物または自然遺産の保護のために大部分の国で施行された規制

---

<sup>13</sup> 世界遺産条約第 22 条

世界遺産委員会が供与する援助は、次の形態をとることができる。(a) 第 11 条 2 及び 4 の一覧表に記載された文化及び自然の遺産の保護、保存、整備活用 及び機能回復によって生ずる美術上、科学上及び技術上の問題に関する研究 (b) 承認された工事が正しく遂行されることを確保するための専門家、技術者及び熟練工の供与 (c) 文化及び自然の遺産の認定、保護、保存、整備活用及び機能回復の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家の養成 (d) 当該国が所有していない機材又は入手することができない機材の供与 (e) 長期返済が可能な低利又は無利子の貸付け (f) 特別な理由がある例外的な場合に限り行なわれる返済を要しない補助金の供与)



は、基本的に個々の記念物またはサイトに代わって採用される禁止および罰則に関する規定で構成されてきたことに言及している。記念物の保存のためには、これらの規定は不可欠であるが、人口増、住宅の需要、あるいはコミュニケーション手段の発展など新たな危機に対処するためには、さらに規制を強化する必要性があった（UNESCO 1968a 第1項）。例えば（a）防音対策の強化（例えば、超音速機からの騒音）、（b）記念建造物が作られている材料の劣化に対する保護対策（例えば、急速な劣化、石材の風化など）を詳述すること、（c）文化財を脅かす可能性のある自然その他の原因（地震、洪水、火災）を含むあらゆる危機から効果的に保護するためのシステムを計画すること（UNESCO 1968a 第41項）、などといった禁止事項が追加提案され、会議で採択されている<sup>14</sup>（UNESCO 1968b）。

しかし、ここで挙げられている禁止事項を保護の現場に導入するだけでは、文化遺産や自然遺産が社会的重要性を獲得していくためには、十分ではないことも認識されていた。それゆえ、現代に即した形で人々の生活に適用可能な、記念物に対する新しい役割を獲得させる必要があった。この点に関して Brichet は、これまでの国内法は一般的に、古い記念物の用途について想定していないと言及している（UNESCO 1968a 第60項）。しかし、現在の日常生活に統合させる記念物の再生は、同時に記念物を破壊することにもつながりかねない。したがって、記念物に与える機能によって、記念物の価値を損なわない制度が必要であることが確認されている<sup>15</sup>（同上第64項）。特に新しい規制が指示すべき対象は、主にサイトであると言及している（UNESCO 1968a）。それは、表（2-1）のようなものが提案されている。

---

<sup>14</sup> ただし、歴史的グループにおける修復に関しては、すべての場合において同じ規則の対象とはならない。可能であれば、特定のグループが属する地域社会における社会文化的ニーズを特定するために、社会学的調査を実施する必要がある。保全と修復においては、ヴェネツィア憲章（1964年）に盛り込まれた原則は完全に適切であり、厳密に適用されるべきであることが合意された（UNESCO 1968b）。

<sup>15</sup> 特に文化観光には注意が必要で、これは記念物および文化観光の旅程のサイトを含むことから成っている。しかしながら、記念物を文化的なスペクタクルや大衆観光のための万能薬と見なさないことが必要であることが確認されている（同上 第2項）。

表 2-1 サイトに導入すべき新たな規制方法

記念物の周囲	都市拡大の過程にある旧市街では、旧市街の建築と新築の高層建築のコントラストが目立たないようにするために、制限的な条件が移行（または緩衝）区域を作成すること（同上 第 27 項）。
現場用保護ベルト	広大なサイトの天然記念物も保護されるべきである。その中に含まれる建物に適用される様々な制限的な条件を有する保護ベルトの確立は、状況に応じて変化する条件が問題の場所の保護を確実にする限り有効である（同上 第 28 項）。
都市計画と建築許可	建物が特定の規則（特に密度に関して）の対象となるサイトとそれが禁止されているサイトを決定する。建築許可が発行された瞬間から、町の計画の規制がかかる。これは、建物の状態、大きさ、外観によって、隣接する資産、敷地、自然または都市の性格や利益のある景観と記念碑的な広大な景観の保全を害する可能性があるためからである。建物の許可が唯一の「保護区域」がない場合には、古い建造物群が保護されるので、この方法はより一般的にするべきである（同上 第 36 項）。
町と国の計画	地域の開発を含む再編の計画は、大規模な公共事業のためにさらされる可能性のあるリスクから記念物や自然遺産のグループを保護するために、国家または地域レベルで作成されるべきである（同上 第 37 項）。

これらを実行するには、当該遺産の周囲に居住する地域のコミュニティの役割が重要となる。したがって、コミュニティの権利を確実にすることがまず重要であり、文化遺産やその他の資産は、コミュニティによって保護および享受され、遺産の価値とコミュニティの両者を接続する必要性が説かれている（UNESCO 1968b）。そのため、公的機関は、開発計画などを立案する際に、中央当局と地方自治体間の密接な連携を確保し、自国の文化遺産の展示に関する計画を策定すべきであるとされた（同上 第 36 項）。すなわち、ここで遺産保護における地域のコミュニティや地域行政の役割について強調されている。

専門家会議の結論としては、まず各国が、サイトや記念物の保護のための方策を考案し実行する責任を負う、中央または地域の専門行政組織を持つことが不可欠であるとされた。これに関しては、他の公共サービス、特にその活動が文化財の保護にも影響を与える町や国の計画に関連させ、新しい問題に対処する権限を与えられるべきで、地域計画<sup>16</sup>は、中央または連邦当局と地方自治体との密接な協力によって策定されるべきであるとされている（UNESCO 1968c）。そのためには、既存の法律を改正するか、あるいは必要に応じて記念物やサイトの保護のために、そして町の計画や地域開発をも加えるために、効果的で全体的な調整を確実にする新たな法律を組み立てるべきであるとされた。

また、当該資産に関する研究の初期段階から、記念物やサイトの保護と強化を国、地域ま

<sup>16</sup> 特に地域開発が考慮に入れなければならないことは、その文化財の保護と強化であり、このため、保護の専門家、建築家、および町の計画担当者間で恒久的かつ継続的な連絡を確立する必要があるとされた。

たは地域計画に統合するためには、開発計画策定に関連するあらゆる部署と分野が連携し、策定されなければならない、文化及び経済的側面から、記念物とサイトが生産的な資産であることが認識されるべきであり、地域計画の実行にあたる公的機関における他分野の連携が必要であることが言及されている。

## 目録に関する議論

目録については d'Ossat と Brichet の両者がその必要性について言及し、両者ともに「インデックスカード（索引カード）」の形で作成することが望ましいものと報告している。Brichet は、公共の利益のために芸術、歴史、美学、民族学の観点から資産を選出するとし、目録の形式は、国の「インデックスカード」の形であるべきで、国際的に重要な資産のみ保護目録に含まれると言及している。例えば、1954 年のハーグ条約には「文化財の国際登録簿」が存在するが、この登録簿は「特別保護」の下にある資産、すなわち脆弱な場所から十分な距離に位置する非常に重要な記念物に限られている<sup>17</sup>。Brichet は、「目録と登録を混同してはならない」と言及し、各国がこの目録に推薦するには、各国はまず自国の「インデックスカード」を準備し、各国が国際的に重要である自国のサイトや記念物のそれらを国際機関に提案するものとしている（UNESCO 1968a 第 89 項）。つまり Brichet は、目録は世界遺産リストに相当するものとして、登録は危機遺産リストに相当しているものとして考慮している。また、自国の「インデックスカード」は、現在の暫定リストに相当していると考えられる。

さらに、Brichet は国際的保護の目録に値する数にも言及している。彼はフランスを例にあげ、フランスに約 3 万件の記念物やサイトが保護されていると仮定した場合、その中の約 100 件が国際的な保護の資格を得ることができるとしている。これは国家の記念物のうち約 300 分の 1 が国際的な保護に相当する比率であるが、Brichet は各国から同様の比率を採用すべきであると報告している<sup>18</sup>。また、当該目録に記載された資産が重大な危機にさらされたとき、資産保有国が何らかの理由で救済できない状況になる場合、当該資産に対する国際な救助活動は許容されるべきであると提案している（同上 第 92 項）。

会議の結論としては、記念物とサイトの目録は、保護措置が適時に確立にするために各国によって作成するものとし、この目録は、国有・私有・地域の所有にかかわらず、記念物やサイト、歴史的建造物、そして広大なサイトに対して、法的措置を採用し、各資産の保護対策についても同様に目録にまとめ、定期的に最新の状態に保つべきであるとされている。

---

<sup>17</sup> ハーグ条約第 8 条の 6

特別保護は、文化財が「特別保護文化財国際登録簿」に登録されることによりその文化財に対して与えられる。この登録は、この条約の規定に従いかつこの条約の実施規則に定める条件に基づいてのみ行なわれるものとする。

<sup>18</sup> これを仮に現在の世界遺産条約の締約国が 100 件ずつ所有したとすれば、約 2 万件に相当するものである。

## 保護の対象物となる資産のカテゴリーに関する議論

Brichet は、保護する対象物としては、記念物とサイト、混合サイトの三つについて言及している (UNESCO 1968 b)。

### 記念物

語源的な意味では、記念物は偉人や歴史的出来事の記憶を後世に引き継ぐことを意図したものである。比喩的には、それは本来意図した目的に関係なく、文化的・歴史的重要な証拠を意味している (同上 第 15 項)。しかし、「記念物」または「歴史的記念物」という用語は、現在においては、人物や物事の記念する意味だけではなく、不動産、特に建造物を指すためにも多用されている。しかし、「歴史的建造物」という用語の意味は広汎であり、一律に定義することは現在困難である。

### サイト

サイトは、特に美的、歴史的、民族的、科学的、文学的または伝説的な観点から、その真正性と重要性がその保護と表現を正当化する、自然または人工のあらゆるサイトを意味すると解釈できる (同上 第 16 項)。この定義は、1962 年にユネスコが採択した勧告で与えられている定義に基づいており、自然のサイト、人工のサイト、そして複合サイトと呼ばれるものを含んでいる。

### 自然のサイト

(a) 絵のように美しい現象がみられるサイト

岩、滝、洞窟、溪谷、地質学のおよび古生物学的地層、珍しい樹木、動植物のための保存地域 (国立公園は特別な規制によって保護されるべきである)

(b) 全体から、または公共の展望台から見た、例えば地形の特に顕著な特徴。

### 人工のサイト

すべての種類の人工のサイトは、事実上、さまざまな文明の歴史的記録であるため、「歴史的地域」として指定することができる。文化的重要性を獲得した人工のサイトは、記念物の存在のためではなく、コミュニティにとっての重要性から保護されるべきである。

### 混合サイト Composite sites

人間の存在感 presence と創造力によって特徴づけられた自然のサイトも含まれる。例として以下のものが挙げられている。

(a) 建造物群が点在する自然遺産、(b) 農場および(付属建築物を含めた)農場 farmstead、(c) 町、村、そして孤立した記念物の自然環境、(d) 考古学のおよび民族的サイトなど

そして、それらを現代文化から切り離すのではなく、それらを現代の生活と統合する必要があると言及されている（同上 第 28 項）。これを受けて会議の結論としては、保護する遺産の主なカテゴリーは次の以下の六つとなった。

**(a) 歴史的および芸術的地域または「都市部」**

これらは保護することが望ましい建築の単位または環境を形成する建造物群で構成されている。そのような地域は、都市に特定の特徴を与える、より「控えめな建物 modest buildings」に囲まれた最も質の良い記念物が含まれることもある。

**(b) 田園地域**

絵のように美しいサイトや民族的な自然のサイト

価値のあるもの、あるいは歴史の中の連想を伴う「文学または伝説」その保存は、一般的な観点から明らかに利益のあるものである。このカテゴリーには、孤立した機能（洞窟、岩、展望台など）と、広大な敷地の丘陵地帯（山、谷など）の両方が含まれる。

**(c) 混合サイト**

これらは自然と人間の共同作品の結果である。それらは、その価値がそれらの自然または人工的な設定によって高められる建造物群、またはその利益を高める人間の人工物を含む美的価値のある風景から構成される。

**(d) 科学的サイトおよび考古遺跡**

これは、科学的または考古学的利益が発見された、または発見される可能性がある地区を指す。

**(e) 先史時代または先史時代の記念物または遺跡**

これらは人類の初期の時代から文字の出現までの人の文明の痕跡から成る。

**(f) 歴史的建造物**

文明の始まりから現代までの建造物

このように国際的保護の対象とするものは、記念物に加え、都市、自然環境、文化と自然の複合のサイト、民族建築、田園地域、考古遺跡、科学的な発見のあるサイトなどが考慮されていた。これらは、「考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告」や「風光の美の勧告」などの内容を引き継いでおり、すでに多くの遺産のカテゴリーに対する保護が必要であることを認識していたことを示している。すなわち、ここで考えられていた制度では、国際的に重要な価値を持つ資産を、各国 100 件程度を目録化し、それらの対象とするカテゴリーは広汎なものに及んでいたことが確認できた。

そして、この会議の勧告では以下の事項が出されている (UNESCO 1968c)。

### ユネスコへの勧告

- (a) 国レベルでの記念物及びサイトの保護のための効果的な制度を確立し、普遍的価値と利益のある記念物及び遺跡のサイトのための国際システムを実施することを目的としたその行動を継続すること。
- (b) 加盟国のユネスコ国内委員会にこの会議の結論と提案を伝え、国際文書を作成することの望ましさに関して協議すること。
- (c) 定期プログラムの一環として、以下を目的とした一連の活動を計画する。
  - ・ 記念物やサイトの保護に関わる団体の構造を研究する。
  - ・ 国の文化遺産を保護するように設計されたプロジェクトのための資金調達の取り決めに検討する。
  - ・ シンポジウムの開催、資料の出版、映画の制作、記念物やサイトを保護するためのキャンペーンの開催など、記念物やサイトへの関心を高める活動を行うこと。

上記のように、価値においては、「普遍的価値と利益のある」と記されており、この時点では「顕著性」については考慮されていないことがわかる。

そして、1968年2月26日から3月2日にかけてパリのユネスコ本部で開催された専門家会議では、国際的な採用、原則、科学的、技術的および法的基準を調整して効果的な制度を確立することができたと報告された。なお、これらの保護システムは国内レベルでも、国際レベルでも計画される必要があり、可能な限り共通の基本原則に従って考案されるべきであるとされた。これが勧告と条約の成立へ、それぞれに結びついていくことになる。

### 2.4 1969年の議論 — 「顕著性」の優先と「代表性」への懸念

翌年の1969年7月21日から25日にかけてパリで開催された「記念物とサイトの保護のための国際システムの確立」に関する専門家会議では、今年の会議の成果を受けて、より具体的な議論を展開していくこととなった。報告書の作成にあったのは Raymond Lemaire (ベルギー) と François Sorlin (フランス) である (UNESCO 1969a)。この報告書を受けて、会議の議論が進められている。

#### 国際保護制度に関する議論 — 保護にあたる機関の構成について

国際的保護を行う機関は、必要な保護措置を実施する責任を負う必要があるものとされた。それは以下のものである。

- (a) 常任執行機関の組織の編成方法、運営組織への適合性、運営方法を決定するのは、ユネスコ事務局長の裁量とイニシアティブに委ねられる。
- (b) 諮問委員会は、主に関係政府および非政府組織の代表者、地域団体およびそれらの特別な資格を得るために選ばれた人々から構成される。

(c) 主に関係する政府および非政府組織

(d) 記念物基金

常任執行機関は保護活動を調整し、必要なプログラムを準備し、優先権を確立し、そして国際的な権威による行動の性質および範囲を確立する。

常任執行機関は年に 2 回、定期的に開催され、すべての重要事項は執行機関によって参照される必要があり、諮問委員会に対して勧告を行うことがあるものとされた。実際の技術的活動は、それぞれの専門分野の範囲内で、政府および非政府組織の責任となる。また、国際機関による行動に必要な金額を集めて分配するために、記念物基金がユネスコ内に設立されるべきであるとされた(UNESCO 1969b pp.34-35)。

基金の資金調達に関しては、「観光客や記念物への入場のための国際カードを導入したらどうか」という意見が再びあげられている (UNESCO 1969b 第 103 項)。しかし、加盟国の中から「基金の予算が年間 100 万ドルを超えないようにしてほしい」という要求があったことから採用には至らなかった。したがって、別の方法でユネスコが基金の年間予算を集めるために多大な努力を払うべきであると言及されている (同上第 105 項)。

#### 国際保護システムに関する議論 一国際援助の性質について

専門家会議は、さらに普遍的価値と利益のある記念物かサイトを救うためのプロジェクトにあるべき国際援助について議論した。特に保護される文化財の重要性、それを脅かす危機の緊急性、プロジェクトの性質、事業の費用、受益国の具体的な状況に応じて、ユネスコの参加の範囲と性質が異なる可能性があることが合意された。

なお、加盟国の行動を統制するような総合的な政策の採択し、次の措置を講じることによって、記念物を現代生活に統合するために、進歩的な概念が必要であることが指摘されている。それは、①効率的な国内保護制度の基礎としての科学的、技術的および法的な原則と基準を規定する提案、②ユネスコを通して普遍的価値と利益のある記念物、建造物群およびサイトに対する国際保護制度を確立する提案であり、①と②を区別する必要があると言及されている (同上 第 112 項)。

上記の①においては、勧告を採用することが最も適切な手段であり、加盟国は国内法や規制を、各国国内において勧告で言及される一般原則に準拠させるようにすべきであるとされた (UNESCO 1969b 第 113 項)。これが各国の国内の遺産保護における基準や指針を勧告するものとして「国内勧告」の作成に向かうことになった。

上記の②では、各国が特定の場合に、定義された原則と手続きに従って様々な活動を行い、重要な文化財に対して、国際機関の介入を容認するシステムである。そして、これが世界遺産条約となる。したがって、遺産への現代的な危機に対し、勧告 (国内レベル) と条約 (国際レベル) という二層構造によって対処しようとしていた。

## 各国における遺産保護の新たな位置づけ

記念物、歴史的建造物群、サイトもまた美的・文化的価値が高く、人々の精神を豊かにする確実な情報源である。また、現代社会において、最も重要な経済的資産の一つであるとともに、観光の基盤であり、保護に責任がある公的活動は、この概念に即し、規定するものと提案されている。したがって、公的機関は、記念物に経済的および社会的発展における積極的な役割を与えなくてはならないが、多くの国では、その役割は現状未だ受動的であり、保護に当たる各国の省庁は政府機関の中で低い地位に置かれている（UNESCO1969a 第13項）。したがって、文化の保護にあたる自国の将来を決定する主要な行政と同じ立場を持つべきであることが重要であることが言及されている。

このように、遺産を地域の総合計画に統合することは、土地開発および国家計画における主要な要素の1つであるものと考えられていた。特に開発や計画においては、文化遺産に長期的な影響を与える限りにおいて、あらゆる国のすべての経済的および社会的活動を網羅すべきであると考えられていた（同上 第16項）。

したがって、各国政府は1968年の会議にて言及された新たな政策を採用すべきで、記念物などを、国の発展を妨げるものとしてではなく、発展するための起爆剤として見るべきであると言及されている。それに加え、各国で遺産の保護にあたる省庁は、記念物を損なう可能性のある決定に関して、拒否権を有する必要性についても提案されている（同上 第17項）。

また、このような遺産保護の地域の総合計画への統合は、保護の専門家のみではなく、地域のコミュニティに関係している。遺産の保護を加えた地域計画の作成においては、様々な科学の専門家によって計画が立案・実行されれば、文化遺産はその性質に適した新しい機能を与えられるものと位置づけされている。

なお、文化遺産の保護を担当する公的機関は、専門家や建築家、都市計画者、考古学者、または美術史家のみならず、人文科学、すなわち社会学、民族学、人文地理学、経済学および自然科学の専門家と共同で、地域計画を策定されるべきであるとされた（UNESCO 1969b 第48項）。この計画は、「素晴らしい芸術作品だけでなく、時間の経過とともに文化的意義を獲得した過去のより控えめな作品にも」適用されることが強調されている。すなわち、ここでは、地域計画の立案・策定は、地域コミュニティや地域行政のみならず、その他の専門家とともにいき、地域の民族的な資産も保護対象とするように言及していることが確認できた。

## 保護される資産に関する議論 ー 目録について

専門家会議は、保護が必要なすべての文化遺産が記載可能なオープンエンド目録を作成し、歴史的建造物、歴史的および芸術的な一群、サイトを指定する際に使用される用語について議論している（UNESCO 1969c）。会議の参加者からは、普遍的価値を持ち、すべての国に利益のある記念物、建造物群、およびサイトの「国際登録簿」は必要ないという意見も挙



げられている。しかし、この意見に対しては、「国際システムの行動計画を実施するために、文化遺産が危機にさらされていることを、国際社会にアピールするための限定リストを作成することがよい」と反論している。例えば、ヌビア遺跡救済キャンペーンのように重要な記念物を保護するキャンペーンは、「控えめな建築」の保護活動よりも強い熱意を喚起してきた。重要な記念物や壮大な建造物群に限定するリストの作成のみとなれば、限定リストに登録されていない他の記念物には価値がないものとみなされる懸念があることを理解したうえで、このリストの確立は遺産の危機を国際社会に知らせ、国際的保護システムの目的を達成する手助けになると考えられたのである（UNESCO 1969b 第74項）。この議論から、国際レベルで保護制度を運営していく上では、「控えめな記念物」よりも「壮大な記念物」を優遇する視点、すなわち「顕著性」を優遇する視点がみられたことが確認できた。

#### 保護すべき資産に関する議論 一保護する資産の対象

国家による保護は国のすべての記念物、建造物群およびサイトに与えられるべきであるとされている。さらに、最も「控えめな記念物」も、環境、歴史、芸術、考古学的に大きな価値があることが確認されている（UNESCO1969b）。

他方で、国際レベルの活動は、例外的な状況においてのみ、遺産を保護するための加盟国の努力に国際機関が効果的な活動によって貢献をするものとした。この活動は普遍的利益のある記念物、建造物群またはサイトを保護するために限定すると言及されている。

#### 保護すべき資産に関する議論 一カテゴリーについて

記念物、歴史的建造物群、そしてサイトは一体となって形成されており、それぞれが互いに不可分の関係にあることが強調されている。例えば、歴史的建造物群は、単なる記念物の集合体ではなく、その手法、大きさ、多様な建築の質から集合体を導き出した複合施設である。同様なことが、自然サイトと複合サイトの両方にも該当しており、これらは人と自然の共同作品であり、一体的に考慮されなければならないと指摘されている（UNESCO 1969a :3）。

議論の結果、異なる時代や様式の古代建築物（最も「控えめな建築」は考古学者や建築の歴史家にとって非常に利益がある可能性がある）に関する価値評価を作ることは難しく、国際的に主要なものと二次的なものを区別することは極めて困難である旨が言及されたうえで、不動産である文化財の世界遺産には以下が含まれると言及されている（UNESCO 1969b）。

- (a) 「記念建造物」：歴史的、考古学的または芸術的利益のある建築作品または記念物的な彫刻。
- (b) 「歴史的および芸術的なグループおよび区域」、あるいは「都市部」または「農村地域」：一組の建造物、孤立または一緒にまとめられたもの、それらの建築、その均質性または

その景観。

- (c) 「サイト」または「景観」：その同質性、芸術的、美的または民族的価値、あるいは歴史、文学または伝説におけるそれらの関連性のために保護および発展されるに値する自然または人によって創造される環境。
- (d) 「遺跡」：人間の文明の痕跡が発見された、または発見される可能性がある地域。
- (e) 「科学サイト」さまざまな科学への利益のある分野。

しかし、自然サイトはすべての国に共通するものではなく、混合サイトは「都市部」または「農村部」で代替可能とされ、その用語は使用されないことになった。また、「考古遺跡」は「古典古代」のようなある特定の歴史的時代に属するが、「古典古代」という表現は、普遍的には理解されない場合があり、後者の用語は他のカテゴリーの文化遺産からその時代の遺跡を区別するために使われるべきではないとされている。このように、自然サイトや複合サイト、および農村地域や「控えめな建築」の重要性が強調されたものの、保護の対象となるカテゴリーについては、前年の議論よりも縮小された形になった。

## 会議の結論

専門家会議は、事務局長に次のように提案している。

- (a) 本文書に含まれる科学的、技術的および法的な原則および基準に基づいて、記念物、建造物群およびサイトの保護のための国家システムの設定または改善に使用できる国際勧告を作成すること。
- (b) 本文書に規定されている原則および条件に従い、国際条約を作成するか、普遍的利益のある記念物、建造物群およびサイトの保護のための国際システムの確立を支持する他の適切な手段に頼ること。条約が締結されれば、それは同じような手段を作成することにつながる地域団体の事業にも容易に実行可能な方法で起草されるべきである。

以上のように、1969年の議論では、基金の上限について懸念する意見や、目録化は必要ないのではないかという意見が挙げられた。これらの意見に対して、ヌビア遺跡救済キャンペーンのような壮大な記念物の救済活動が国際世論を喚起してきたことを事例に、限定リストを作成する意義について確認された。しかし同時に、このような資産に限定することで、その他の資産、例えば民族建築などの控えめな建築などについて保護の重要性が、ないがしろにされる危険性についても懸念されている。ここで、「顕著性」を優先する視点とともに、「顕著性」を優先することで、「代表性」が配慮されない懸念が指摘されていたことについて確認できた。

## 2.5 1970年の議論 一条約草案及び勧告草案へ

1970年4月22日の第84回ユネスコ執行委員会では、多くの国がヌビア遺跡救済キャン

ペーンなどによって価値の高い記念物を救うために、技術者や専門家による国際チームを動員し、多額の資金を導入できたことから、国際社会は強固に連帯できることを示してきたことが確認された。そして普遍的利益がある記念物、建造物群およびサイトのための「国際赤十字」の役割を国際機関に与えるという機運が高まっていると言及されている（UNESCO197a 第36項）。したがって、ヌビア遺跡救済キャンペーンのような例は、国際社会が科学のおよび技術的に優れていることを示す見本としての価値を獲得してきたので、文化遺産の保護には、経済的価値があることをすべての国に証明するべきであるとされた（同上 第39項）。このように、資金の制約から壮大な記念物を主な保護対象にするという前年の議論を引き継いでいることがわかる。

### 国際的保護に関する議論 一 国際保護制度の目的

国際保護制度の本質的な目的は、救済されなければ破壊され人類に失われる普遍的利益のある記念物、建造物群およびサイトを救うことである（同上 第49項）。国際機関による活動は、科学的、技術的、そして実践的であり、すべての国に利用可能であるべきで（同上 第50項）、緊急に保護を必要とする世界的利益のある文化遺産が多数ある発展途上国は、最初に援助を得る国であるべきであるとされた（同上 第51項）。先進国の中には、自国の領土内の重要な建造物群を保護することが困難な国も存在するが、科学的な理由（被害を受けた、または差し迫っている被害の原因の調査など）などで、国際援助を要請することが可能とされた（同上 第52項）。

なお、①政治的または宗教的な理由で顕著な価値を有する不動産が無視されている場合（同上 第53項）、②、武力紛争、災害、地震などによる予見できない損害を被る可能性がある場合（同上 第66項）、についても国際的な保護システムが発効する可能性があるものとされている。国際機関は、それに応じて以下から構成される（同上 第67項）。

#### (a) ユネスコの常設執行機関

ユネスコ事務局長の裁量とイニシアティブで、この組織がどのように組織化されるべきか、それがどのように行政構造に適合するのか、そしてそれがどのように運営されるのかを決定する。

(b) 諮問委員会は、主に関係する政府間および非政府組織の代表者、地域組織およびそれらの特別な資格のために選ばれた人々から構成される。

(c) 主に関係する政府間および非政府組織

(d) 記念物基金

常設執行機関は、事務局長によって設立される常設事務局となる。それは、介入の要請を受け、検討し、保護活動を調整し、必要なプログラムを準備し、優先順位を設定する権限が与えられるものとされている（同上 第68項）。

諮問委員会は、常設執行機関から提出された質問について意見を述べることができる。その会議は定期的に、少なくとも年に 2 回開催することとされた。またすべての重要事項は執行機関によって議論されることになった（同上 第 69 項）。

国際機関による救済活動は、記念物または建造物群の構造または材料の劣化状態、自然災害、経済発展と現代技術による大規模な公的または私的な工事の実行、武力紛争などの発生または脅威などの危機がみられた場合に導入されるとされ、緊急の援助要請を優先するべきであるとされた（同上第 79, 80 項）。

### 保護すべき資産に関する議論 ー 目録について

目録に含まれる文化財は、各国の例としては、「普遍的に重要な文化財」（ポーランド）、「非常に利益のある建物」（イギリス）、「国宝（日本）」であることが重要である。「公式のリストに含まれている重要な記念物」（フランス、イタリア）など、特に貴重であり、国家の天才と歴史を代表するものとして、そして保護されるに値すると見なされるべきであるとされた（同上 第 44 項）。したがって、各国国内で最高級に位置する資産に対して、すなわち「顕著性」を保護対象とするものとして提案されている。

なお、文化遺産の損失は人類の精神的および物的な損失であるという原則を考慮して、将来の規制はすべての普遍的価値のある記念物、建造物群およびサイトに適用されるべきであるとされた。したがって、世界中のさまざまな文明の資産が保護されるべきであるとされ、世界の文化遺産が後世のために保護されるように、国際社会によって提供された援助の地理的分布を考慮することについても言及されている（同上 第 48 項）。このように、ここでは地域的均衡に関する「代表性」が認識されていることが確認できた。

以上のことを踏まえ、勧告と条約の草案が作成されることが決定された。

### 2.6 1970 年における IUCN の世界遺産条約に関する議論

翻って、IUCN 側の議論では、IUCN の年次報告である『1970 year book』に、世界遺産条約についての言及がある（IUCN 1971:28）。報告書では、環境の専門家たちは、人口の圧力と世界中での開発が、人類にとって大きな利益と価値を持つ自然地域や文化的なサイトに対する、急速な介入を引き起こしていることを長い間懸念してきたとし、それは、「すべての人類のコミュニティを代表してこれらの分野の保護を提供するために何らかの形の基盤が作られるという提案」の作成を促したとされた。さらに IUCN は、この文脈の中でアイデアを具体化するためのイニシアティブをとってきたことを強調し、1970 年 5 月に理事会はこの提案を承認し、その後の数か月の間に 1972 年の国連人間環境会議の結果の一部として、世界基盤の確立につながる行動計画のための暫定計画が策定されたと報告している。この提案の下では、3つのカテゴリーの分野が含まれるものとされた（同上 :27）。（資料 3）

- ①その独特な地質学、地形学、植生または野生生物の結果としての人類にとって顕著な利益と価値のある自然地域。これらは、保護されている価値を損なわないように、公衆の訪問や野外レクリエーションの中心地として機能する。このカテゴリーには、現在、主な国立公園として指定されている地域、およびそのような指定に適したその他の地域が含まれる。例としては、アフリカのセレンゲティとアルバート国立公園、アジアのカジランガ、ウジュン・クロン、エベレスト、北米のジャスパーとグランドキャニオンである。
- ②科学的研究の中心となる自然生態系のユニークで重要な例（生物圏保存地域）を表す、人類にとって顕著な科学的利益と価値のある自然地域。そのような分野の公的使用は、科学的価値や研究を妨げないような活動に制限される。このカテゴリーには、現在厳格な自然保存地域として指定されている地域、およびそのような指定に適したその他の地域がある。例としては、ガラパゴス、アルダブラ、南極大陸の一部、および多くの国の大規模な国立公園およびウィルダネスの地区などがある。
- ③人類にとって固有な歴史的、考古学的、または建築的価値のある分野。これらは、関連する価値観を厳重に守るための条項を付けて、公衆の訪問や観光に利用できるようになる。例は：ピラミッド、アンコール・ワット、マチュピチュ、チチェン・イツァ、テオティワカン、アクロポリス、オリンパス山、メッカとエルサレムの一部などである。

このように、IUCN 案は、世界遺産トラスト構想を引き継ぎ、保護の対象としては、自然遺産のみならず、文化遺産も含んでいる。価値においては、顕著な価値や固有な価値に主眼が置かれ、ユネスコの議論よりも「顕著性」の視点が強調されたものとなっている。

なお、世界遺産の概念を実行するためには、価値を判断するための基準や含まれることになる資産の管理、維持、使用、および保護に関する基準を確立するために「最高の国際レベル」で行動を起こすことが不可欠であるとし、最初の一部の国が参加に適した地域を確立し、支援するために資金と訓練された要員を、提供しなければならないものとしている。

## 2.7 世界遺産条約草案及び勧告草案

1971 年に 6 月に行われたユネスコの会議では、「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」と条約草案がユネスコによって提示されており、その解説が付されている。国際保護に関して、その主な目的は、遺産を保護するために必要なすべての措置を講じるように、各国の努力を刺激することである。したがって、ユネスコは、遺産に対する新たな勧告および条約を作成し採択し、それらの内容に準拠して、国家間の文化協力の概念を変化させることを目指した（UNESCO 1971 第 19 項）。そして、ユネスコの能力の範囲内で、平和時から緊急時に備えて遺産を保護するために、国際協力に新たな側面を追加し、記念物、建

造物群、サイトのための「国際赤十字」を設置するとした。加盟国は、研究や調査、救済および開発計画の作成という形で国際的な行動を要請することができることとされた。それは、普遍的価値がある記念物、建造物群とサイトのみに限定されていないものであった。

「勧告草案」では、「生活状況が急速に変化している社会では、人類の均衡と発展が、自ら住むに適した環境を維持し、そのために記念物、建造物群、サイトに地域生活の中で積極的な機能を果たす役割が不可欠で、過去の文明によって残された遺跡と我々自身の時代の成果を統合するための総合的な政策を持つことが不可欠であることを考慮し」という一文から始まり、「地域社会の中で積極的な機能を果たす役割」が不可欠であることがまず必要とされており、同種の言葉は「勧告」内で計三回使用されている。そのために、「社会的および経済的生活へのそのような統合は、あらゆるレベルでの地域開発および国家計画の基本的側面の1つでなければならない」とされており、第7項<sup>19</sup>、第8項<sup>20</sup>、第9項<sup>21</sup>に言及

---

<sup>19</sup> 草案第7項

記念物、建造物群およびサイト保護と開発は、地域開発計画、および一般的には国家、地域または地方レベルでの計画の重要な側面の1つとして考慮されるべきである。

<sup>20</sup> 草案第8項

この遺産の各構成要素を国の社会的、経済的および文化的生活の一部とするような機能を現在と未来にも与えるように設計された記念物、建造物群およびサイトに関する予防的および是正的規制は他の者によって補完されるべきである。

<sup>21</sup> 草案第9項

記念物、建造物群、サイトの保全、そしてそれらに地域生活の中での役割を与えるための積極的な政策を開発するべきである。加盟国は、そのような政策を策定し適用することを視野に入れて、関係するすべての公的および私的サービスによる協調行動を取り決めるべきである。不動の文化遺産や自然遺産の保護と開発に関わるすべての分野の研究において、科学的小および技術的進歩のこのような活動には利点があるはずである。

されている。第 15 項<sup>22</sup>、第 16 項<sup>23</sup>、第 36 項<sup>24</sup>、第 67 項<sup>25</sup>にも関連項目があり、遺産を保存するという受動的なアプローチから地域計画に統合、すなわち将来の地域社会に統合するための積極的なアプローチが必要とされていることがわかる。

条約草案では、文化遺産と自然遺産が分化されておらず、特にサイトの概念が広域である。第 4 条 a には、現在の第 5 条 a に相当する「記念物、建造物群およびサイトを地域社会の生活の中で機能させること、およびそのような資産の保護を開発計画に統合することを目的とする一般的な方針を採用すること」という条文がみられる。これは条約において資産の保護を受けるための必要条件となっている。

第 9 条には、ショートリストという危機遺産リストに相当するリストが作成されるとされ、これは大規模な事業を必要とし、ショートリストに記載された遺産は国際的な保護を導入することが出来る。「ショートリストの概念は、国際的な行動を合理的な範囲内にとどめたいという要求からだけではなく、普遍的な文化遺産の最善の利益のために効果的に行動したいという願いからも生まれた（同上 第 91 項）」とあり、記念物に対する国際基金の設立の議論は、ようやく実を結ぶことになった。

なお、この草案では、まだ世界遺産リストに相当するリストの作成は条文に存在していないが、会議では「国際的な保護によって救われた特別な利益のある資産の第二のリストを作成し、持続することができる」とされ、これは達成されたことを記録に残し、過去の行動の例として、将来達成される可能性があるものとされた（同上 第 92 項）。

会議では、国際機関の業務を合理的な数に制限し、ショートリストの機能を、特定の資産

---

#### <sup>22</sup> 草案第 15 項

記念物、建造物群およびサイトの保護と開発を扱う専門的サービス、より具体的には、町の計画、主要な公共事業、地域開発、環境、領土計画、および経済社会計画を担当する人は、他の公共サービスと連携して自らの仕事を遂行するべきである。

#### <sup>23</sup> 草案第 16 項

記念物、建造物群およびサイトを担当する専門サービスは、町の計画、経済成長および地域開発に関連するサービスと同等の地位を与えられるべきである。あらゆる規模での継続的な協力は、これまでに大規模なプロジェクトが関与している間はそれらの間で組織化されるべきであり、その目的のために調整団体が設立されるべきで、研究開始時から共同計画を立てるように規定しなければならない。

#### <sup>24</sup> 草案第 36 項

恒久的保護、開発および再生計画は同じ条件で作成されるべきである。検討中の地域のための都市計画の代わりになるべきである。保存する建物とその保存条件を指定する以外に、土地利用の条件、道路の配置、および建物の制限を規定する必要がある。リハビリテーションに関しては、恒久的計画はその用途と、適切な場合には歴史的建造物群や芸術的建造物群が置かれるべき新しい目的、そしてリハビリテーション地域と周辺の都市開発との間の関連を規定すべきである。

#### <sup>25</sup> 草案第 67 項

不動の文化遺産の大きな経済的価値を見落とさずに、その遺産の著名な文化的および教育的価値を促進し強化するための方策を講じるべきであり、それはそれを保護し発展させるための基本的な動機となるからである。

を脅かす危機を世界中に周知すること、そして公衆が貢献することを求められている資産を特定することによって、国際的な募金キャンペーンの有効性に貢献するであるとされている。

## 会議の結論

文化遺産および自然遺産は、地域社会にとって大きな価値があり、すべての国に共通するものであるとし、それは国内および国際レベルで、現在その存在を脅かしているすべての危機に対する保護の強化から利益を得ることができると結論付けられている。ユネスコ事務局長が作成した2つの国際文書の暫定草案は、これら2つのレベルでの活動が相互補完的であることを強調しており、勧告草案では、各加盟国がそれぞれの状況に適した一般的な方針を採用して、記念建造物、建造物群、およびサイトを開発プログラムに統合し、1つまたは複数の専門サービスを開発し、管理方法を改善し、文化遺産および自然遺産のすべての要素を保護および発展させるために必要な科学的、技術的、法的、行政的および財政的措置をすべて講じる必要があるものとされた（同上 第117項）。

## ユネスコ草案に対する各国の回答

草案が各国に送付されたのち、ユネスコに各国からその返答が送られた(UNESCO1972a)。勧告草案第一項の遺産の定義（および条約草案の第1条）については、特にオーストラリアやイタリアなどからサイトの定義が不十分であること、そしてアメリカから文化遺産と自然遺産のバランスについての考慮が不十分であると指摘された。これらの指摘に対して、ユネスコ側は修正する旨の報告をしている。

勧告草案第8項及び第9項については、イタリアによって「記念物、建造物群およびサイトに現代生活の中での場所を与えることは確かに望ましいが、特に観光に関してはそのような使用はそれらの文化的特徴と両立するべきである」と主張されている。これに対して、ユネスコは文化的特徴に関する指摘は観光以外にも適用可能なので、特定の用語のみに対処するのは不適切であると回答した。

また、条約草案第三条及び第四条については国内的保護を確約することについて、イタリアは反対する意見を、オーストラリアは「努力する」という語に置き換えるべきであるとしている。また、イギリスは「積極的開発」という語の使用について疑問を呈した。これに対してユネスコは条約草案の改訂版ではこの意見を考慮に入れると回答している。

条約草案第9条については、国際援助の優先順位の基準が明確に定められなければ、保護の援助を得るための争いが生じる可能性があることを懸念している。また、国際援助の優先順位について、国際援助の要請は加盟国が要請するようにするべきなどという意見が出ており、これに対しユネスコは、これらは草案の改訂版で修正されると回答している。

条約草案第12条と第13条において、強制拠出についての反対意見や留保する意見、強制拠出の金額をユネスコ予算に対する2パーセントを拠出するという案などがみられたが、



この意見に対して、ユネスコ側は強制拋出が必要であると考えていると回答している。これらに関して、条約作成に向けて加盟国、ユネスコ、そして専門家などと議論が行われることになる。

それを受けて、ユネスコによって草案および勧告の改正版が出されている改正版の条約案でも、文化遺産と自然遺産は分化しておらず、文化遺産に比重が置かれたものとなっている。また、リストの作成について言及されているものは、ショートリストのみであり、世界遺産リストは含まれていなかった。

### ストックホルム会議のためのワーキンググループ

1971年9月14日から24日、ストックホルム会議のためのワーキンググループ（保全に関する政府間ワーキンググループ）が開催された。この時、世界遺産条約について審議されている。しかし、この会議で言及されている世界遺産条約案はIUCN草案である。

IUCN草案は、条約草案の名称が「世界遺産の保全のための条約」であり、条約の名称に「世界遺産」という語句が使用されている。保護の対象としたのは、基本的に自然遺産であったが、人の営みがみられるものも、同様に保護の対象になりうるとされた。世界遺産をリストに記載するためには、別途定める基準によって締約国代表者会議が選出されるとされている。ここでは、世界遺産リストと世界遺産委員会、そしてクライテリアに相当するものがみられるが、ユネスコ案と比較すると、文化遺産を含めていないこと、また危機遺産リストや遺産保護の地域計画への統合という言及がみられないことが特徴である。

この会議では、IUCNに対してはストックホルム会議で世界遺産基金の同意が得られるように準備を進めることを提案され、ユネスコには、IUCN、FAO、そして加盟国と共同して、「世界遺産基金」のための規約を策定することが要請されている（UN 1971:25）。同時に、「IUCN草案の内容を検討する過程で、ユネスコ草案との関連性を考慮し、二つの重複を避けるべきである」という言及も見られた。IUCN草案を受けて、1972年4月4日のRené Maheuによる報告書によれば（UNESCO 1972b）、事務局は改訂草案を、自然遺産の保護に重点を置くことで改善したと報告している（UNESCO 1972b :2）。

### IUCN 『1971 year book』

IUCNの報告書である『1971 year book』では、国連人間環境会議で「環境時代」が到来したことを宣言し、世界遺産条約が誕生することについて言及されている（IUCN 1972a :28）。

この条約は、その地質学、地形、植物相、動物相、または優れた審美的利益、および歴史的、考古学的、建築的、または芸術的な関連性のために顕著な利益があると判断される文化的サイトのために、利益のある自然地域を対象とする。地域とサイトは、世界遺産の一部として、人類に対する重要性に従って判断されると解説されている。世界遺産内のいかなる区域も、一方ではその区域の維持と保護を確実にするための関係国による厳粛な誓約と、他方

ではその維持と保護を援助するための国際的責任の認識を含むと報告されている。

### アメリカ草案

1972年3月にはアメリカ草案が提示された。アメリカ草案では、保護の対象を顕著な普遍的価値のある自然地域と文化的サイトの双方を、世界遺産トラスト委員会が世界遺産リストに記載するという草案になっている。世界遺産リストに記載された資産は「トラスト基金」から技術支援などを要請することが可能である。また、自然地域のプログラムはIUCN、文化的サイトのプログラムはICOMOSが作成するなど、助言機関も位置づけられている。しかし、IUCN草案と同じく遺産の地域計画への統合などへの言及はみられなかった。さらに、価値においてはIUCN草案でみられた顕著な利益ではなく、顕著な普遍的価値を持つものと特定するものとされ、IUCN草案と比較して「顕著性」の観点が強調されている。

### 1972年4月6日

国連人間環境会議の準備委員会は、2回目と3回目の会議で、ユネスコとIUCNが共同で、このような生態学的、歴史的または文化的なサイトの保護に関する条約草案を作成するよう勧告した。この目的のために、準備委員会は1971年9月14日から17日までニューヨークで開催された政府間ワーキンググループを設立した（UNESCO1972c:2-3）。

このワーキンググループでは、①ユネスコによって、「世界遺産」を保護する条約を作成すること、②IUCN草案とユネスコ草案を調和させること、③条約の名称は「世界遺産の保護に関する条約」が好ましいこと、④自然のサイトと文化遺産のバランスを保つこと、⑤危機にさらされた資産だけでなく、危機にあるかどうかにかかわらず、約100件の資産をリスト化すること、⑥条約を履行する委員会と助言機関を正確に定義すること、⑦基金に関しては、任意拠出を求める国が多数であるが強制拠出も含めるべき、という指示が出されている。

## 2.8 世界遺産条約成立へ

条約案の保護の対象に含む資産の定義は、条約草案および勧告草案に対する各国の回答やストックホルム会議などを経て、第一条<sup>26</sup>には文化遺産、第二条<sup>27</sup>には自然遺産としてそれぞれ別の資産として保護の対象となった(UNESCO 1972a)。

同年4月10日には、この時には、第10条の普遍的利益"universal interest"という語が、顕著な普遍的価値"outstanding universal value"という語に置き換わっている(UNESCO 1972d)。そして、同月11日には、第二条の自然遺産の定義が以下のようなになった(UNESCO 1972e)。

### 第2条

この条約の目的のために、以下は「自然遺産」と見なされるものとする。

美的観点から見た、顕著な普遍的価値のある物理的および生物学的特徴またはそのような特徴のグループからなる天然記念物。

科学および保存の観点から顕著な普遍的価値のある、貴重な、または脅かされている動植物種の生息地を構成する地質的および地形的特徴、ならびに境界線で区画された領域。科学的な（そして審美的な）観点から見た、自然遺産または顕著な普遍的価値のある自然地域。

このアメリカの修正案では、アメリカ草案にあった世界遺産委員会という語が第11条に引き継がれ、また世界遺産リストはショートリストであるとされている(UNESCO 1972f)。同月16日には、世界遺産委員会が、「世界遺産リスト」の作成と世界遺産リストの中で国際協力が必要な資産を「危機遺産リスト」に記載するという記述がみられ、世界遺産リストと

---

#### <sup>26</sup> 第1条

この条約の目的のために、以下は「文化遺産」とみなされるものとする。

記念物：建築作品または記念碑的彫刻の作品、考古学的性質の要素または構造、あるいは歴史や芸術の観点から普遍的利益のある自然な特徴の組み合わせ。

建造物群：その建築、その均質性または景観におけるそれらの場所のために、歴史または芸術の観点から普遍的利益はある、別々のまたはつながった建造物群。

サイト：人間の作品ならびに人間と自然の作品および考古学的遺跡を含む歴史的、芸術的および民族誌的観点からの世界共通の利益を表現する地域の作品。

#### <sup>27</sup> 第2条

この条約の目的のために、以下は「自然遺産」と見なされる。

ユニークな、あるいは他の意味で重要な地質学、地形学、動植物相、科学にとって特に利益ある自然生態系の重要な例、自然の景観または美しさの海景、野生生物保護、教育およびレクリエーションにとって重要な分野を含む。

危機遺産リストの両方が含まれるものとなった。

同年4月21日には、世界遺産委員会は条約草案を通して、文化遺産に関する条項と自然遺産に関する条項との間でより良いバランスをとるようという内容に改定されている（UNESCO 1972g:4）。しかし文化遺産と自然遺産に異なるリストを作成するという提案は採用されず、同じ条約の中でそれぞれの遺産を保護するものとなった（同上 第29項）。

まず、第一条の文化遺産の定義では、記念物、建造物群、および（文化的な）サイトに分けられた（同上 第12項）。記念物、建造物群、および（文化的な）サイトは、特に、この条約の適用を「顕著な普遍的価値のある」文化遺産の一部、および応用分野を「記念碑的な彫刻および絵画の作品」に拡大する2つの修正、すなわち、一方では不動産、他方では「碑文」と「洞窟住居」と改定されている。

第2条では自然遺産の定義も自然の特徴、特別な地層や地域、そして自然のサイト3つに分けられた（同上 第13項）。「地域」に言及するとき、草案はそれらが「厳密に区画されている」必要があるとし、文化遺産の場合と同様に、条約の対象となる自然遺産は「顕著な普遍的価値」がなければならない。しかし、ある国の代表団が保護された自然地域を定義するための審美的基準（「自然美」）の使用は、文化遺産の概念を拡大しすぎており、フランスのコートダジュールのような地域全体に適用できる可能性が高いと懸念を指摘している。

遺産の地域計画への統合などが定められた第5条については、「一部の加盟国の代表者が、国内レベルでの保護に関する規定を条約ではなく勧告に含めるべきである」という提案をし、これに対し「別の加盟国の代表者は、国家保護がとるべき形態に関して詳細を含まない方がよい」と言及している。しかし、多くの加盟国の代表者は、保護が国家レベルで与えられるべきであり、そのような保護を確実にするための最善の方法を特定することを規定する条項が条約に含まれるべきであると主張した。これは保護の方策が、受動的なものだけでなく、積極的なものが必要とされていることを認識していた国が多数であったことをよく示している。また、国内または地域の研修センターの設立または発展を促進し、条約の対象となる分野における科学的研究を奨励するよう締約国に促す規定を追加している（同上 第17項）。

第11条については、「世界遺産リスト」と「危機にさらされている世界遺産リスト」が作成されることになり、この2番目のリストには、世界遺産リストの記載された資産の中で「重大で具体的な危険にさらされているような」資産のみが含まれている（同上 第26項）。

なお、勧告案の議論では、報告書には次の点を記載するよう求められた（UNESCO 1972i 第55項）。

- (a) 勧告案は「保護」という用語の定義を含むべきであり、それは、この文書の目的のために、文化的および自然遺産の特定、研究、保存、修復、開発、再生、およびコミュニティの現代生活への統合を網羅するものである。
- (b) 勧告の適用は、ヴェネツィア憲章（1964年）の精神の下で、文化遺産全体の保護を

確保することを目的とすべきである。そして  
(c) 文化遺産の「控えめな建築」は、歴史的な雰囲気を作り出すのに役立つ都市および農村建築の作品を意味すると理解されるべきである。

これを受けて4月22日には、さらに保護についての定義を修正するように求められている(UNESCO 1972j)。

この章に次のテキストを追加することを提案する。

2. この条約／勧告の目的のために、「保護とは、文化的および自然遺産の一部を形成するコミュニティの特定、研究、保全、修復、開発、再生および現代生活への統合」を意味するものとして理解されるものとする。

このように、保護という語が意味する範囲が広がっており、当該遺産に関係するコミュニティの特定から開発、現代生活への統合まで含まれる案が出されている。

## 第17回ユネスコ総会

第17回ユネスコ総会では、世界遺産条約の採択の議論が行われた。ここで主に議論されたものは世界遺産基金であり、基金の拠出について強制拠出であるか、任意拠出であるかを巡って議論が交わされた<sup>28</sup>。議論の結果、強制拠出金はユネスコ分担金の1%で合意し、世界遺産条約は1972年11月17日に採択された(UNESCO 1972h)。

## 勧告草案の検討

議論の開始時から、参加者らは、勧告案の内容を委員会が最終決定した条約草案の内容と一致させる必要性、そして自然遺産および文化遺産に関する規定のバランスをとる必要性を強調した。特定の代表団が、勧告は文化遺産にのみ適用されるべきであり、これとは別に自然遺産を含める勧告を起草したらよいと提案したとされている。しかし、この提案は、大多数の代表団によって、第17回会合で両方を含む単一の勧告を総会に提出すべきであると主張され、実現しなかった(同上 第62項)。

委員会はその後、カナダ、フランス、ハンガリー、イタリア、ナイジェリア、イギリスおよびアメリカ合衆国からなる第3作業部会IIIを設置することを決定した。

P. Bennett (カナダ) は、文化遺産の保護と自然遺産の保護とのバランスを確保することを目的として、勧告案の規定を検討する仕事を与えられた。このワーキンググループによって準備されたテキストに基づいて、委員会はそれからパラグラフごとに勧告を検討した(第63項)。この審査中に、報告書には次の点を記載するよう求められた(第64項)。

---

<sup>28</sup> これらの経緯については、Bolla (2005) に詳しい。

- (a) 勧告案は、本文書の目的のために、文化的および自然遺産のコミュニティの特定、研究、保全、修復、展示、再生および現代生活への統合を網羅する「保護」という用語の定義を含むべきである。
- (b) 文化遺産の保護と修復に適用されるべき原則の詳細に関しては、ヴェニス憲章(1964年)を参照すべきである。そして
- (c) 文化遺産の「控えめな種目」は、歴史的気候の創造に役立つ都市および農村建築の作品を意味すると理解されるべきである。

ここでは、保護の定義と、修復の原則はヴェニス憲章を引き継ぐこと、文化遺産の「控えめな種目」は民族建築などを意味することなどが言及されている。保護の定義について勧告の条項に含まれることはなかったが、「顕著性」を持たないと考えられるカテゴリーに対する「代表性」が再確認されている。

## 2.9 第11回 IUCN 総会

1972年の9月11日から16日に開かれた第11回 IUCN 総会においては、IUCN は、世界遺産条約の採択に伴い、文化に関しては、どの資産も芸術作品、歴史的建造物、遺跡に対するユネスコの伝統的な利益を持っているとしたうえで、世界遺産の保護に関する新たな条約は、最高の文化的傑作と自然の宝物を等しく考慮し、その結果、人類の創作である自然と文化を調和させることを象徴していると言及している<sup>29</sup>。一方で、IUCN はユネスコが文化遺産の保護一辺倒になる懸念を示している。議事録には、「ユネスコは自然も文化と同等に扱うことを保証しているが、歴史的な理由から、(世界遺産)条約草案が依然として保護主義者の観点から文化的側面を重視しすぎる場合、立法者は、IUCN と政府は依然として変更を加える可能性がある」と言及されている(IUCN 1972b :227-228)。このように、IUCN は、ユネスコがイニシアティブをとってきた世界遺産条約について、文化と自然のバランスについて懸念していたことが確認できた。世界遺産条約の履行が開始されたのちに、この懸念は引き継がれることになる。

## 2.10 まとめ

以上、本章では、世界遺産条約の成立時前後の議論をみることで、ユネスコやその他の機関が、どのように「顕著性」と「代表性」の概念について議論されてきたのかを整理した。

---

<sup>29</sup> 本会議では世界遺産条約によるリストが作成されることに対して、国連リストの扱いについて懸念も示されている。議長は、国連の国立公園リストの地位を確実にするために、IUCN の関係者全員が最も注意を払うことになる言及しており、世界遺産条約の履行の結果として、国連リストは被害を受けないと確認されている(IUCN 1972b :16)。

条約の準備段階では、都市化や開発などによる問題によって、世界中の遺産が危機にさらされている状況に対処するために、禁止や規制といった静的な保護でなく、遺産を地域の生活に統合するという動的な保護の必要性が認識されていた。議論の過程で、遺産保護における地域コミュニティの役割が強調され、遺産保護における地域の重要性について認識されていった。また、文化遺産や自然遺産、もしくは世界的に著名な記念物や民族建築も種別を問わず危機にさらされる恐れがあるところから、これらを区別することなく、保護の必要性が認識されていたことが明らかになった。国際的援助に関しては、地理的均衡を考慮するということが、このときすでに言及されていた。すなわち条約の準備段階からすでに、文化遺産や自然遺産及び、資産のカテゴリーに対する「代表性」や、地理的不均衡に配慮する「代表性」が考慮されていた。

「顕著性」に関しては、国際的保護を行うために、まず遺産をリスト目録化することを議論し、1968年の段階では、各国100件程度のものを想定していた。世界遺産基金を財源とする予算の制限があることから、民族建築のような「控えめな建築」よりもヌビア遺跡のような「壮大な記念物」の方が国際社会に世論を喚起させることが出来たことを事例に、国際的保護の対象とするものは、世界的に価値のある重要な資産のみに限定されることになった。その結果、保護の対象とする価値は「普遍的価値や利益」、「普遍的利益」などといった文言から、IUCN草案や米国草案との統一をはかる過程で、「顕著な普遍的価値」という文言に定まった。

このように、条約作成時の議論の過程の中で、「代表性」に関する議論は行われてきたが、財源の制約や世論の喚起させることを目標として、条約の対象とする価値においては「顕著性」の概念が優先されたことが明らかになった。

## 第三章 世界遺産委員会における「顕著性」と「代表性」の概念の変化

### 3.1 本章の目的

前章では、世界遺産条約の成立時に、「顕著性」と「代表性」の概念について議論してきたことを見てきた。次に、世界遺産条約成立以後に「顕著性」と「代表性」の議論の展開過程を検証する必要がある。

世界遺産条約の歴史における先行研究は、OUVに主眼を当てたものとしては、Cameron and Rössler(2013)、Titchen(1995)、Labadi(2012)などが挙げられる。また、日本で行われた研究としては世界遺産条約の歴史について検証したものは行われていないが、世界遺産リスト数の不均衡問題や世界遺産の「代表性」についての研究は行われている。例えばグローバル・ストラテジーとOUVの議論を検証している河上(2008)による研究、資産の「代表性」の主眼が遺産のカテゴリーを基準としたものから締約国を主眼に移行したこと指摘している七海(2006)による研究やグローバル・ストラテジーの運用に主眼を置きつつ、特に自然遺産の不均衡問題について研究している田中(2009)による研究である。しかし、OUVにおける「顕著性」と「代表性」に主眼を置きつつ、委員会の議事録と作業指針の変遷の歴史を詳細に検証した研究は行われていない。

本章では、世界遺産条約の成立以後における、OUVにおける「顕著性」と「代表性」の議論、特に「代表性」が、条約の制度の中でどのように展開していったかを、世界遺産委員会の議事録、ICOMOSの議事録、IUCNの議事録から整理することを目的とする。

### 3.2 条約当初におけるOUVと「代表性」に関する議論

世界遺産の登録において必要条件とされるOUVの定義は、世界遺産条約の作成時においては棚上げされ、条文には定められていない。この定義について議論されたのは、条約の採択から4年後の1976年にモルジュで開かれたUNESCOの専門家会議である。この会議では、OUVにおける「普遍性 universal」という語句について次のような記述がみられる。OUVにおける普遍性とは「世界遺産リストに記載するために提出された資産が、重要なものとして、もしくはある時代に人類全体の発展に影響を与えたものとして、普遍的に認識されている思想や価値を代表または象徴化しているものと考えられる (UNESCO 1976)」とある。ここでOUVにおける普遍性とは、すなわち広く一般に重要なものとして認識されているもの、もしくは人類の発展に貢献したものを示すものとされており、個々の文化による価値の差異は考慮されておらず、「顕著性」を強調したものとなっている。

翌1977年の第一回世界遺産委員会パリ会合では、OUVの「普遍性 universal」の定義については、「異なる人々や文化で異なる観点を持っている。したがって、人類の大きなもしくは重要な区分を意味するものとして解釈されなければならない (UNESCO1977a 第17項)」と注釈が加えられた。これは前年のOUVの定義に「文化によって異なる観点」があり得ることを注釈として加えることで、個々の文化には差異がみられることが指摘されて



いる。つまり、ここで世界遺産委員会は文化における「代表性」の視点を認識していることがわかる。これを受けて最初の作業指針である 1977 年 6 月版作業指針第 7 項には次のように書かれている。

「顕著な普遍的価値」という語における「普遍性」の定義には解説が必要である。あらゆる人びとが資産の偉大な重要性や意義深さが理解できるとは限らない。[評価に関する] 見解は文化や時代で変化し得るし、したがって「普遍性」という単語は文化の一部を構成する高い代表性を持つ資産を意味するものと解釈しなければならない。<sup>30</sup>

ここではある文化を他の比較において普遍的であると評価するのではなく、個々の文化を代表する最も顕著なものを「普遍的」と呼ぶということが述べられている。すなわち、OUV とは個々の文化の「普遍的代表 universal representativity」を示し、OUV は「顕著性」と「代表性」の相互を含む価値を意味していることがわかる。しかし、やはり OUV の定義の難しさからか、1980 年版作業指針ではこのパラグラフは削除されている。このように、条約の当初から OUV の定義は「顕著性」と「代表性」を含むものとして考慮されていたことが確認できた。

さらに、同会合の議事録では、「世界遺産リストは限定なものであるべきである。またその影響力を鑑みて、世界遺産リストは地理的、そして文化遺産と自然遺産のバランスに努め、細心の注意を払って作成されるべきである (UNESCO 1977c 第 18 項)」という記述がみられる。この記述からは、当初から OUV を持つ資産に限定した登録が必要であるが、限定的なものとして登録するがゆえに、地理的、または文化遺産と自然遺産の不均衡が広がりうることが予想されていたことがわかる。

以上から世界遺産委員会は、当初から OUV の解釈では「顕著性」と「代表性」の観点を含み、両者のバランスを考慮しなければならないという意識があったことが確認できた。

また同会合では世界遺産リストの全体の上限についても議論されている。ここでは、まず「世界遺産リストと各締約国の上限は設けるべきではない」と結論付けられている (UNESCO1977c 第 15 項 iii)。それを受けて、1977 年 10 月版作業指針第 5 項 iv では、世界遺産の数の公式な上限は課さないという記述が反映されている。世界遺産の数については上限を設けないことになったが、世界遺産に推薦される資産については「カテゴリー、地理的・文化的地域のバランスをとるように調整する」と述べられている。ここでも、リストの数ではなく審査についての言及ではあるものの、「代表性」に対する配慮があったことが確認できた (UNESCO1977c 第 40 項)。

---

<sup>30</sup> The definition of "universal" in the phrase "outstanding univereal value" requires comment. Some properties may not be recognized by all people, everywhere, to be of great importance and significance. Opinions may vary from one culture or period to another and the term "universal" must therefore be interpreted as referring to a property which is highly representative of the culture of which it forms part.

### 3.3 世界遺産リストの登録開始と世界遺産リストの不均衡発生

1978年の第二回世界遺産委員会ワシントン会合では、世界遺産リストの作成が始まった。ここで、リストのバランスのために締約国は、推薦資産を2件に限るという案が出されている<sup>31</sup> (UNESCO 1978a 第20項)。ここで、シーリング制度が導入されることはなかったが、条約の当初から数に対する懸念があったことが確認できた。特に世界遺産リストの数のバランスについて懸念していたのはIUCNであった。同年のIUCN総会では、世界遺産リストに登録された文化遺産8件に対して、自然遺産が4件であったことを受け、世界遺産条約は「元の概念とは異なり、自然地域は条約の実施において歴史のおよび文化的な資産に次ぐものとなっている (IUCN 1979a p.62)」との記述がみられる。これを受け、IUCN総会では、全世界を代表する顕著な普遍的価値のある自然地域をノミネートするようにすべての国に要請している (IUCN1979a :62)。

翌1979年の第三回世界遺産委員会ルクソール会合においては、早くも「世界遺産リストの不均衡」の問題が懸念された。1979年時点の文化・自然遺産の資産数は文化遺産35件、自然遺産9件、複合遺産1件の計45件であり、文化遺産に数が偏重した<sup>32</sup>。これについて、世界遺産委員会は「世界遺産リストの自然遺産の比率が低ければ、このリストは文化遺産のリストであるという印象を与えかねない」と懸念を示している (UNESCO 1979a 第57項)。この不均衡に対する懸念は、地域間に関するものではなく、文化遺産と自然遺産の間の不均衡であったことがわかる。これを受けて、①将来の委員会会合に出席する自然遺産の専門家を増やすこと、②文化遺産と自然遺産の間の世界遺産基金の分配が60%を超えないようにすること、が推奨された (同上)。1980年版作業指針では、文化遺産と自然遺産の数の不均衡についての言及が反映されている (1980年版作業指針第6項iv)。このような背景もあり、第三回会合にて、世界遺産の登録においては次のような意見が述べられている (UNESCO 1980 第32項)。

「顕著な普遍的価値を持つ資産に限り、世界遺産リストに含むことは絶対不可欠なことであると委員会は考えている。この全般的な基準が推薦資産に適用されなければ、すぐにその価値と信頼性を失ってしまうだろう。これに注意し、委員会は作業指針と推薦書における表現において、この最も重要な意見をより十分に反映するべきであることを推奨し、ICOMOSとIUCNは、推薦資産の評価においてこれが非常に重要であることを説明するべきである。」

---

<sup>31</sup> 同年ポーランドは「ヴィエリチカ」、「クラクフ」、「アウシュビッツ」の3件を登録申請している。その中で最も重要な資産から登録するとされ、「ヴィエリチカ」、「クラクフ」は世界遺産リストに登録された。「アウシュビッツ」の登録は次回の審査に持ち越された。

<sup>32</sup> 世界遺産委員会のHPから筆者が算出 <http://whc.unesco.org/>

ここで指摘されていることは、世界遺産リストに登録する資産をより厳選するために、OUVを持つ資産を厳密に審査し、それらに限り登録して解決してゆくという姿勢である。これを受けて、登録資産の重複を避けるために推薦資産の「比較評価 comparative evaluation」の必要性についての規定が追加され、推薦資産は同じ時代の同じ形式の他の資産と比較することになった(1980年版作業指針第19項a)。この比較評価に加えて、暫定リスト tentative list<sup>33</sup>の提出も必要とされている(1980年版作業指針第6項iii、1980年版作業指針第7項)。世界遺産委員会は、暫定リストの作成によって各国に比較評価を実行させることで、世界遺産リストに代表される資産の重複を避け、文化遺産の登録を限定する意図があった(UNESCO 1979a 第44項)。しかしこの時点では、暫定リストは制度上確立されたものではなく、推奨の域を出ないものであった。

1981年のIUCN総会では、総会の終了後に第5回世界遺産委員会シドニー会合が開催されることを受け、次のようなコメントをしている。「世界遺産委員会は、世界遺産リストにある自然遺産と文化遺産の間の不均衡に再び悩まされることになる。これは、条約の自然遺産の部分を損なう」ことを意味し、「IUCNの会員は引き続きこの条約の遵守を推進し、世界遺産リストに含めるための世界的に重要な意義のある自然地域の推薦を支援する」ことが勧告されている(IUCN1983:105)。1981年の第5回世界遺産委員会シドニー会合では、当時の61か国の締約国の中、全86件の世界遺産のうち29か国しか世界遺産リストに代表されておらず、24か国が推薦書を提出していないことが報告された(UNESCO 1981 第12項)。これを受け、「顕著な普遍的価値と、作業指針における文化遺産及び自然遺産のクライテリアを満たす全ての文化遺産と自然遺産をできるだけ代表するべきである(UNESCO 1981 第22項)」と言及されている。そして、「世界遺産リストの不均衡が加速することを防ぐために、同じ時代の区分される資産の重複を避け、様々な種類の資産の登録を促す(UNESCO 1981 第25項)」とされた。しかし一方で、1983年版作業指針第38項1では、助言機関は可能な限り推薦資産の評価を厳しくするということが言及されている。

このように、世界遺産リストの「代表性」(ここでは、文化遺産と自然遺産のバランス)に関する認識は、まずIUCNから指摘された。世界遺産委員会は文化遺産と自然遺産の不均衡が広がるにつれて世界遺産の「代表性」に配慮する議論を引き続き行ったが、1983年版作業指針では資産の評価の厳格化が強調されるようになり、「代表性」の確保とは対称的な方策で解決しようとしていたのであった。

### 3.4 世界遺産リストのさらなるギャップの特定へ

1985年の第9回世界遺産委員会パリ会合では、ICOMOSからシーリング制度が提案された。すなわち、①年の審査数を20件もしくは25件に制限する、②文化遺産の数が少な

---

<sup>33</sup> 各締約国が世界遺産リストへの登録がふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録のこと。

い締約国を優先して、一年につき 1 か国 2 件の制限を課す、③すでに世界遺産リストに資産が十分に代表されている国は自発的に新たな推薦を控えること、の計三件が提案された (UNESCO 1985a:3)。しかし世界遺産委員会では、資産の推薦に関しては「委員会が厳しい制限をかけるよりも、むしろすでに多くの資産が世界遺産リストに記載されている国が自発的に制限をかけることが好ましい」という言及がなされ、ICOMOS は暫定リストを提出した国のみ推薦資産を評価することになった (UNESCO1985b 第 15 項)。1987 年の第 11 回世界遺産委員会パリ会合では、将来においてシーリング制度の必要性について認識したうえで、いくつかの案が出されている。①前回の会議で「登録延期 deferral」とされた資産に優先権を与え、25 件もしくは 30 件の資産に審査の上限を設けること、②クライテリアを厳しく適用すること、③特に文化遺産の暫定リストの再評価と更新、④世界遺産リストに代表されている数が少ない、もしくは代表されていないテーマに一致する推薦に優先権を与えるために、その類型の推薦の分類を完了すること、⑤締約国に自発的に推薦書の提出を控えること、などが提案された (UNESCO 1987a 第 33 項)。これを受けて、1988 年版作業指針第 6 項 iv には、「締約国の文化遺産が十分に代表されている場合は自発的に推薦書の提出を控えるべき」との規定が追加された。また、1988 年版作業指針第 7 項では、まだ暫定リストを提出していない締約国は、可能な限り迅速に提出するように求められている。前述のように、暫定リストを提出した国のみ評価するように求められるようになったことから、暫定リストの義務化が決定したといえる。しかし、実際に審査数や推薦書の提出について制限が実現するのは 2000 年以降となる。

第 11 回世界遺産委員会会合では、文化遺産の推薦数やその範囲が拡大していく過程で、OUV を持つ資産の類型を特定するために、これまで登録された全ての資産と暫定リストを研究することで、クライテリアの正確な適用を確保する手段と方法を作成する必要性を認識し、その研究を行うグローバル研究 Global Study の実施を決定した (UNESCO1987b 第 35 項)。同年、グローバル研究を行うワーキンググループが結成されている。

翌 1988 年の第 12 回世界遺産委員会ブラジリア会合のワーキンググループの報告書によれば、「世界遺産リストに十分に代表されていないもしくは、全く代表されていない地域がある一方で、すでに十分に代表されている地域もある。そのため現行の世界遺産リストは世界の普遍的代表リストではない (UNESCO 1988b 第 10 項)」と言及されている。ここで、文化遺産と自然遺産の不均衡という問題から始まった議論が、世界遺産リストの地域間の不均衡に発展したことが確認できた。これを受けて、世界遺産リストや暫定リストに記載されている資産だけでなく、まだ本条約の締約国でない国の資産を含む世界中の「普遍的代表リスト」を発展させる比較研究を実行していくという提案が出された (UNESCO 1988b 第 12 項)。「普遍的代表リスト」を作成するための比較研究は、異なる時代に存在する多種多様な文化の最も顕著な資産を選出するために、①「文明の歴史 history of civilization」という軸、②は芸術的観点、建築の様式からの観点、地理的観点、宗教的観点といった多数の観点からなる「文化的実体 cultural entities」の軸といった二つの軸を組み合わせて行われる

ことになった (UNESCO 1988b 第 15 項)。「時間的な軸」と「空間・テーマ・文化的側面」の両側面から考慮することで、これまで世界遺産リストに代表されなかった多数の種類の資産を特定することが可能になった。

1990 年には「グローバル研究のワーキンググループ」の報告書として詳細がまとめられている。グローバル研究の目的は、①顕著な普遍的価値を持つあらゆる資産を保護するためにギャップを特定すること、②推薦書と暫定リストにおける締約国の指導、③世界の文化遺産の比較分析の枠組みを提供することで文化的な資産の調査において世界遺産委員会を援助すること、この三つとされた (UNESCO 1990:2)。研究の方法については、1988 年から議論を踏襲し「時間的な軸」と「空間的・テーマ的・文化的側面」を含んだ「地理-文化的なアプローチ」によって資産を研究することが提案された。これによって、ICOMOS から評価の方法がヨーロッパ中心主義であること (ICOMOS 1991a)、さらに世界遺産リストにおいては、「建造物の種類が不十分であり、特に土建築の登録が世界遺産条約で無視されている」ということが明らかになった (ICOMOS 1991b)。このようなグローバル研究の調査結果を踏まえ、グローバル・ストラテジーの採択に繋がっていくことになる。

### 3.5 グローバル・ストラテジーと奈良文書の採択

グローバル研究の研究結果は、1994 年の「グローバル・ストラテジーの専門家会議」の報告書にまとめられている (UNESCO 1994 :2-3)。この研究で「ヨーロッパの資産」、「歴史都市や宗教建築」、「キリスト教の資産」、「先史時代や 20 世紀に対して歴史時代の資産」、「地域固有の建築に対する『エリート』建築」は、登録過多であることが明らかになった。これに対し、無形の価値を反映する「生きた文化」資産は極めて少ないことが判明した。グローバル研究によって、世界遺産リストの多くの文化遺産は「記念物的な」概念に独占されており、過去二十年において、世界遺産委員会は文化遺産の考えに対する知識の様態が大きく発展してきた事実を無視してきたことが明らかになった。しかし、現行の社会では、芸術や建築の歴史、考古学、人類学、民族学的な歴史というものは、それぞれが分離して一つの記念物に集約されているのではなく、これらは空間的観点から社会構造や生活様式、信条、知識の体系、世界中の異なる過去や現前する文化の表現によって示される複合的で多次元的文化的な集合体である。文化遺産の個々の要素を証明するには、それぞれが独立したものとしてではなく、有形的な次元に加え、無形の次元を持つ相互の関係の文脈によって資産の価値を判断する必要があった。したがって、従来の「記念物的な概念」に対し、「人類学的アプローチ」によって文化遺産を評価することで、世界遺産リストを新たな類型によって拡大し、世界遺産リストの不均衡を改善することが目指された。そこで、世界遺産委員会は、将来の世界遺産リストの代表、バランス、信頼性を確保するために、世界遺産リストに代表されていない文化遺産の形式、宗教、時代といった資産数を増加させ、さらに新たな文化遺産の概念を考慮に入れることが必要とされ、グローバル・ストラテジーの採択に至った。

## 文化的景観の採用

グローバル・ストラテジーを考えるうえでは、同時期の1992年に採択された「無形の価値」を反映する資産である文化的景観 cultural landscape の概念も重要である。まず1979年のIUCNの資料の「生物圏保存地域の特定」という欄では、「5.文化的景観/遺産景観/保護景観」というカテゴリーが挙げられている(IUCN 1979b)。

これらは、過去の農業や牧畜活動によって生み出された景観を保護し、これらの活動を継続的な生業として維持するために確保された分野である。それらの人類学的利益に加えて、それらは景観の質に基づいて、重要な視覚的および美的な利益を持っている。それらは、近代農業技術によって管理されている土地から消滅しつつある土地利用の慣習に関連する遺伝形質の保護区として高い科学的利益を持っている。このような地域は、適切なゾーニングを通して、一部は観光客用に利用できる。<sup>34</sup>

このように、文化的景観というカテゴリーが採択される以前に、IUCNは景観保護地域という概念を保護の類型として、すでに挙げていた。ここでは、伝統的な農業及び牧畜活動を経時的に維持されてきた景観とされている。さらに、人類学的・美(学)的な利益、そして、伝統的な慣習による遺伝形質の利用といった科学的な利益を有しているものとされている。

1980年には、IUCNは世界保全戦略を採択した(IUCN 1980)。この世界保全戦略では、持続可能な開発のための前提条件の中においては、まず生物資源の保全が必要とされ、開発を「生物圏の改変と、人間のニーズを満たし、人間の生活の質を向上させるための人的、財政的、生物資源・非生物資源の応用」と定義した(IUCN 1980 第1章3項)。したがって、持続可能な開発のためには、経済的要因と同様に社会的要因及び生態学的要因(生きている及び生きていない資源基盤、そして代替行為の長期そして短期の利点そして不利益)を考慮しなければならないものとなった。

1985年には、「世界保全戦略と比較して、世界遺産条約では、生きている伝統文化に対処できていない」と言及されている(Mc Neely, Jeffrey and David Pitt 1985 :4)。そのため、IUCNは、世界遺産条約を世界保全戦略と一致させるために、保全のために地域住民を支援していく必要がある(同上:5)と報告している。これまで、先住民の生活様式(もしくは文化)は、地域的に発展し、地域の生態系の持続可能な利用に基づいてきた。そのような生活様式においては、生産は自給自足であり、国の主要な文化の一部ではないが、その文化を構

---

<sup>34</sup> These are areas set aside to protect landscapes created by past agricultural or pastoral activities and to maintain these activities as continuing ways of life. In addition to their anthropological interest, they may have important visual and aesthetic interest based on the quality of the landscape. They also may have high scientific interest as reservoirs of genetic materials associated with land use practices which are disappearing from lands managed by modern agricultural technologies. Though appropriate zoning such areas can be made available, in part, for tourism.

成する一部に貢献している(同上:47)。ここで、伝統的な人々の例として挙げられたのはイヌイト(同上:50)やマサイ族(同上:53)であり、それら環境を評価するには、民族学・人類学のツールが有効であることが、このとき認識されている(同上:265)。このように、IUCNの議論はグローバル・ストラテジーの採択や文化的景観の採択に大きく貢献していたと考えられる。

1984年の世界遺産委員会会合でLucien Cabasonが、田園景観 rural landscape の世界遺産リストへの登録の可能性について言及している。これを受け、1987年の世界遺産ビューロー委員会では、田園景観の問題は「この人の手が加わった自然を代表する景観を条約の定義や作業指針に定めることができるか」、「どのような形式の景観が考えられるか」、「景観の完全性について」の三点が挙げられている。特に「景観の完全性」については、①保護法のもと、関係する組織や個人、効果的な管理とともに安全の保障を得ること、②景観の開発と農業的な行動の割合と大きさを十分に管理すること、が必要とされている。ここで世界遺産委員会は景観を「固定する」のではなく、動的で進化的な文脈の中で景観の調和と重要な価値を保護する必要性を認識することになった。さらに、将来における景観の評価においては、ICOMOSとIUCNが共同で行うことが提案されている。結果、同年の世界遺産委員会会合では、①世界遺産条約において文化遺産と自然遺産の定義の厳格な適応、②OUVを持つと考えられる景観の種類と分布、③生きている景観を「化石化」することなく、長期間の保護を確保することができる状況について適切な方策、という三点に基づき、さらなる研究を勧めることが決定した(UNESCO 1987b 第18項)。これを受けて、作業指針に田園景観の研究に関する以下の規定が追加されている。

#### 1988年版作業指針第34項

伝統的集落と現代の建築である田園景観に関して、委員会はこれらのカテゴリーの中のどの資産が「顕著な普遍的価値」を持つのかを決定するための、作業指針の発展を助けるためにさらなる研究を勧める。<sup>35</sup>

また、1988年のIUCNの報告書では、IUCNは、生活の質の長期的な改善のための基盤は地域の天然資源の持続可能な開発を採用すること、そしてコミュニティレベルで自立的なインフラがなければ、それは効率的に機能し得ないことが認識されている(IUCN 1988a:4)。それゆえ、IUCNは、地域の自治体が、先住民族を自然地域の保護者としての特別な役割を持つことを認識しなければならず、それらをその活動に含めるべきであると勧告を出している(IUCN 1990)。

世界遺産条約20周年の報告書では、自然の価値の厳格の評価から、保護地域カテゴリー

---

<sup>35</sup> With respect to rural landscapes, traditional villages and contemporary architecture, the Committee has recommended further study so as to help develop guidelines for determining which properties in these categories may be considered of “outstanding universal value”.

V（景観保護地域）を、文化遺産として条約第1条の下で考慮されるべきであり、それに応じてICOMOSが主導的な助言の役割を担うことを支持すると推奨されている（IUCN 1992 pp.40-41）。

このような議論を経て、世界遺産委員会は、文化的景観は経済、社会、文化、心理・精神と自然環境との交流と共に生み出されるものであると、同時に伝統的な信条や行動といった「無形の要素」も文化的景観の重要な要素として認識した。文化的景観は、人と自然の共同作品として生まれたものであるため、世界遺産委員会は、文化的景観の推薦においては特にその資産に関係するコミュニティの人々の参加の重要性を認識し、それらの人々が保護やマネジメントにコミットする制度を作成することになった（UNESCO 1993 :2）。

### 奈良会議における真正性の解釈の変容

また1994年に「世界遺産条約における真正性についての奈良会議」において採択された「真正性に関する奈良文書、（以下、奈良文書）」の採択との関係も重要である。

1978年5月20日から27日にモスクワで開催された第5回ICOMOS総会で、Raymond Lemaireが、ヴェニス憲章では歴史都市の扱いが十分ではなく、ヴェニス憲章の改定が必要であることを指摘されている（ICOMOS 1978:12-13）。また、他の参加者からも田園地域や町の建築センターに関してもヴェニス憲章が適合可能であるように改定が必要であると言及された（同上:14）。

1983年の世界遺産委員会会合では、ICOMOS会長であったParentが『歴史都市(historic town)』の登録の必要性を指摘した。この背景には、都市の真正性を、建築物の真正性で判断することは困難であるという事情があった。生きている都市では、建築遺産と現代の生活の演出は、それを高めるのと同様に、町の真正性を容易に損なってしまうので、現行の真正性の概念では不十分であることが指摘されている（UNESCO 1983b:7）。したがって、これらの比較研究を行うことでグローバルな類型を作成し、適切な枠組みを策することが求められた。このように、世界遺産委員会は、1980年初頭からすでに、これまでの真正性の解釈が適用できない問題に直面していた。

1992年6月にワシントンで開催された世界遺産委員会の専門家会議では、Léon Pressouyreが真正性の概念の適応が「首尾一貫していない」と批判し、世界遺産委員会はヨーロッパの真正性の基準で評価してきたことを指摘している（UNESCO 1992a）。同月、日本は世界遺産条約を批准したが、文化遺産の多くが木造建築で構成されている日本にとっては、これは大きな障害となる。例えば、日本の伊勢神宮の式年造替が定期的に新しく再建されるが、この場合、真正性は材料に関係するのではなく、基本的に機能に関係している<sup>36</sup>。したがって、日本の世界遺産条約批准によって、真正性の適用の問題は「単なる理論上

---

<sup>36</sup>しかし、益田は日本の再建方法はヴェニス憲章に合致する部分もあることを言及している（益田1995）。



の問題でなくなった」のである（プレスイール 1995）。

これを受けて、1992年の世界遺産委員会サンタフェ会合では、可能な改定を視野に入れ、真正性と完全性を規定する基準の批判的な評価を行うとされた（UNESCO 1992b）。真正性の問題を考察するにあたって、カナダが補助金を支給し、日本が会議の開催を申し出た（Cameron and Inaba 2015）。

1993年にコロomboで開催された第10回ICOMOS総会では、ICOMOSの国際的および国家的指導者たちは、ヴェネツィア憲章の基本原則に着想を得て文化遺産に関する法律を介入または開発するために、政府、議会および地方自治体に対する行動を強化し、そして、「領土計画の目的の範囲内で記念物やサイトの保護を含む総合的な保全の方針」を推進することが指摘された（ICOMOS 1993:92）。

翌年採択された奈良文書<sup>37</sup>では、伝統、機能、精神、感性といったものも真正性に含まれるとされ、「真正性」の解釈が拡大された。奈良文書では、有形・無形の表現の固有の形式と手法の尊重（第7項）や遺産の価値を帰属する文化の文脈の中で評価すること（第11項）、を謳っている。文化的景観と奈良文書の採択がこれまでの「記念物的な概念」に対し、伝統的な価値を評価する具体的な施策となり、「代表性」を反映する一助となった。

このようにグローバル・ストラテジーの採択によって世界遺産リストの欧州偏重や特定の形式の資産の重複という現状が明らかになり、文化的景観の導入や奈良文書の採択で「代表性」に配慮した具体的な方策が採用された。文化的景観については、1992年に新カテゴリーとして採択され、1994年版作業指針にその決定が反映された。しかし、最も重要なグローバル・ストラテジーの採用についての規定や奈良文書の概念については、作業指針に反映されなかった。

### 3.6 グローバル・ストラテジー以後のOUVと「代表性」

グローバル・ストラテジー採択以後は、OUVに関する議論が盛んに行われた。まず1996年のヴァノワーズ国立公園で開かれた専門家会議<sup>38</sup>では「OUVの概念は長い時間をかけて形成され、普遍性と代表性の両方を結合したものととして解釈されている」ということを強調しつつ、「地域の観点がなくては『普遍性』の概念を解釈することは難しい（UNESCO 1996b 第2項a）」と言及されている。同年の第20回世界遺産委員会メリダ会合では、ヴァノワーズ国立公園で行われた専門家会議で確認された「OUVとその適用は異なる地域や文脈による」という考えをさらに深く議論する必要があることが確認された（UNESCO 1996a 第ix.14項）。

これを踏まえ、1998年にアムステルダムにおいてグローバル・ストラテジーの専門家会

---

<sup>37</sup> 奈良文書の成立経緯の詳細については、Cameron and Inaba(2015)を参照。

<sup>38</sup> 自然遺産の推薦のための原則とクライテリアの評価における専門会議。グローバル・ストラテジーで文化と自然の相互関係が重要視されたことで、文化遺産と自然遺産のクライテリアを統一する必要性などが提案された。

議が開かれ、OUV の定義が議論された。この会議の中で Jokilehto は「人類の遺産全体を形成する異なる文化を代表する遺産を考慮しつつ、OUV の評価は文化的な文脈を考慮に入れて比較研究に基づくべきである (UNESCO 1998a 第 3.4 項)」と言及している。会議の結論では「文化遺産と自然遺産の顕著な普遍的価値の必要条件是、あらゆる人類の文化に共通する普遍的本質である事柄に対する顕著な応答」とされており、どのような文化にも見られるものであるとされた (UNESCO 1998a Conclusion2)。文化遺産については、その「顕著な応答 outstanding response」は文化、社会、政治、経済といったような与えられた環境に人々が応えることで異なる形で具現化し、文化の多様性をもたらすものと解釈されている。これを特定するには、異なる地域やエリアに共通するテーマに一致する科学的な調査に基づいた体系的なテーマ研究によってのみ可能であるとされた (UNESCO1998a Conclusion3)。このようにグローバル・ストラテジーを経て、OUV とは、与えられた課題に対する「顕著な応答」であって「地域の文脈で評価すること」が必要であるもの解釈とされた。これまでの「普遍的代表性」の観点を踏襲しつつも、より強く「代表性」への認識がみられるようになった。

しかし 1998 年の第 22 回世界遺産委員会京都会合では、世界遺産委員会は世界遺産リストのバランスの問題に関して「文化と自然の多様性の表現や世界遺産リストに代表されている異なる地域の文化や自然のテーマを評価せず、世界遺産リストの資産の数について言及することは効果的でない」という事実が強調されている (UNESCO 1998b:33)。ここで、世界遺産委員会は、OUV の価値についての本質的な議論を行うのではなく、単に地域バランスのための数合わせの問題にすり替えられていることに対する懸念を示している。ただし同時に、世界遺産リストの代表性を確保するには「ある国や地域では条約に対する意識や技術的・財政的能力が欠けている」ことも指摘されている。また「すでにリストに多く代表されている国の推薦が見られ、グローバル・ストラテジーの履行との矛盾が見られる」ことも指摘された。ここでは「普遍的代表リスト」の作成について地域比の改善という数合わせの問題に移行しつつあることを認識しつつも、「代表性」を確保する施策が不十分であったことが指摘されたのであった。これを受けて、世界遺産委員会はリストの不均衡の改善を「推奨から行動へ」移す必要性を強調している (UNESCO 1998b 同上)。

1999 年の第 12 回世界遺産条約締約国会議では、「締約国の三分の二が 3 件以下しか世界遺産リストに代表されておらず、15%の締約国が新規登録の推薦書を出し続けている」と指摘された (UNESCO 1999a:7)。これを受けて ICCROM は、各年の審査数の上限を定め、地域に基づくクォータ制を導入することを提案した (同上)。

このように 1990 年代はグローバル・ストラテジーの採用により不均衡の是正を目指し、OUV により「代表性」を反映する定義が議論されていたものの、「代表性」に配慮した具体的な方策の採用は制度上「文化的景観」を除いてほとんど採用されなかった。

### 3.7 ケアンズ決議とケアンズ・蘇州決議 –シーリング制度の導入と戦略目標の採択

2000年の第24回世界遺産委員会ケアンズ会合では、世界遺産リストの年間登録件数が最も多く、推薦資産は計72件で、登録件数は計61件であった。この事実直面した世界遺産委員会は、世界遺産リストの「代表性」の問題を、最も改善することが難しい問題であると認識し、暫定リストのより効果的な利用と増加し続ける推薦の数の規制を必要とした。また、そのために世界遺産登録が難しい国のための援助が世界遺産リストにおけるあらゆる地域の「代表性」を確保するために必要不可欠とされた(UNESCO 2000:9)。そこで、世界遺産委員会は、世界遺産リストを効果的に登録していくために、推薦資産のシーリング制度を設ける案を提示している(UNESCO 2000:10)。上限は年間全30件とされ、締約国の推薦は年間各1件である。ただし世界遺産を一つも所有していない国については2件、もしくは3件の推薦が可能とされた。また審査の優先権についても考慮され、①世界遺産を一つも所有していない国、②世界遺産リストに代表されていない、もしくは代表されている数が少ないカテゴリーの資産を推薦している国、③他の推薦資産の順に優先権が付与されるものとなった。これらの上限に加え、「情報照会 Referral」や登録延期となった資産、範囲の軽微の変更を行う資産、緊急登録推薦も考慮するとされた(ケアンズ決議)。これは1980年代の登録制限の議論や前年のICROMの推奨事項を引き継いでおり、世界遺産リストの不均衡を改善する手段が「推奨から行動」へ移行していることが確認できた。

2002年は世界遺産条約誕生30周年の年であり、「世界遺産に関するブダペスト宣言」が採択された。この宣言の目的は、①条約誕生30周年を記念し、②30年間の条約の成功と限界を反映し、③新しい戦略的目標を確立、伝達し、④世界遺産条約を発展させるために新しいパートナーを取り込むこと、である(UNESCO 2002a:1)。採択された「ブダペスト宣言」は以下である(UNESCO 2002b:6-7)(資料4)。

- ①我々、世界遺産委員会の一員は、対話と相互の理解を通じてあらゆる社会の持続可能な開発の手段として、1972年に採択された世界遺産条約の普遍性とあらゆる多様性を持つ遺産に適合することを確保することが、当然必要であることを認識する。
- ②世界遺産リストに登録された資産は、正当な継承物として、将来世代へと受け継がれるべき資産である。
- ③我々共通の遺産へのますます困難となっている課題に立ち向かうため、我々は以下のことを実行する。
  - a)他の関係する国際的な遺産保全の国際文書と同様に、世界遺産条約にまだ加盟していない国でできるだけ早く加盟するよう促すこと。
  - b)締約国に地球上のあらゆる多様性を代表する文化遺産・自然遺産を特定、推薦し、世界遺産リストに包含されるように世界遺産条約への加盟を働きかける。
- ④我々世界遺産委員会は、世界遺産の支援に関わるあらゆる関係者の援助を協働し、求めてゆく。そのため、我々はあらゆる関係者を次の目的と協力し、促進させる。

- a) 顕著な普遍的価値をもつ文化と自然の代表性と地理的にバランスの取れた証明として、世界遺産リストの信頼性 (Credibility) を高めていく。
- b) 世界遺産の資産の効果的な保全 (Conservation) を確保する。
- c) 世界遺産条約や関連する国際文書への理解と履行のために、世界遺産リストへの推薦への援助を含め、より効果的なキャパシティ・ビルディング (Capacity-building) を促進していく。
- d) コミュニケーション (Communication) を通じ、世界遺産についての大衆意識に働きかけ、人々を関与させ、支援を拡大させていく。

我々は、上記の目標に対する活動成果やこの宣言に対する支援成果について、2007 年の第 31 回世界遺産委員会会合において評価を行う。

上記のブダペスト宣言における④は「4C」と呼ばれる戦略目標であり、条約の目的である保全 (Conservation)、グローバル・ストラテジーで是正を目指した条約の信頼性 (Credibility)、それに加え世界遺産の推薦のためのキャパシティ・ビルディング (Capacity building) が、ここで戦略の一つとして明記されたこと、そしてコミュニケーション (Communication) を通じて多くの関係者に関与していくことが戦略として採用された。

2003 年の第 27 回世界遺産委員会パリ会合ではケアンズ決議の評価が行われた。この評価によると、シーリング制度を導入したことで、新規推薦資産数の制限に成功しているとされている (UNESCO 2003a 第 7 項)。また ICOMOS による推薦資産の評価は、年間 30～40 件ほど可能であると報告されている。これを受けて、審査上限数が、前回の会議で情報照会や登録延期となった資産、(既に世界遺産リストに登録されている資産における) 軽微の範囲変更を行う資産、そして緊急登録推薦を除いて計 40 件に変更された (UNESCO 2003b :136)。

2004 年の第 28 回世界遺産委員会蘇州会合では、世界遺産委員会はシーリング制度の議論を更に進展させた。今回の決定では締約国は年間計 2 件まで推薦することが可能になったが、そのうち一件は自然遺産とすることが条件となった。また、(以前の会合で) 情報照会や登録延期と決議された資産、2 か国以上の国が一つの資産を共同推薦するトランスナショナル・ノミネーション、緊急登録推薦の資産を含む年間計 45 件を審査の上限にすることに<sup>39</sup>変更された (UNESCO 2004b)。この上限は 2006 年に適用されることになった (ケアンズ・蘇州決議)。

### 3.8 2005 年版作業指針の改定による「代表性」の反映

2005 年には、カザンにて「評価における結論と推奨における専門家特別会議」が行われた。この会議では作業指針に記述される OUV の定義が決定された (UNESCO 2005b :3)。

---

<sup>39</sup> ただし、既に登録されている資産の「軽微の変更」は除かれた。

クライテリアを除いて OUV の定義が作業指針に記載されたのは 1979 年以後のことであり、グローバル・ストラテジー以後の議論の成果である。この定義は 2005 年版作業指針第 49 項<sup>40</sup>に追加されている。

また 2005 年版作業指針ではこれまでの作業指針に反映されていなかったグローバル・ストラテジーの骨子や奈良文書の成果について言及されている。2005 年版作業指針第 55 項では世界遺産リストのギャップを特定し、それを埋める必要性について述べられた。真正性に関しては、同作業指針第 82 項に、文化遺産の真正性の評価は、その文化圏における文脈によるということ、そしてそれを示す判断材料が必要であることについて述べられた。続く第 83 項では文化圏における「精神」の評価の重要性について言及されている。そして第 84 項において、それらのあらゆる情報源を活用することでその文化の本質を定義するということが述べられた。

また、持続可能な開発の定義についても記述も追加されている。

#### 2005 年版作業指針第 6 項

1972 年に条約が採択された後、国際社会は「持続可能な開発」という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである。<sup>41</sup>

このように、ここでは持続可能な開発<sup>42</sup>という用語が追加されたという言及をしており、第 119 項に詳しい記述が書かれている。

---

<sup>40</sup> 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産リストに資産を登録するための基準の定義を行う。

<sup>41</sup> Since the adoption of the Convention in 1972, the international community has embraced the concept of "sustainable development". The protection and conservation of the natural and cultural heritage are a significant contribution to sustainable development.

<sup>42</sup> 国際社会で、この言葉が最初に定義されているのは 1987 年に開催された「環境と開発に関する世界委員会 World Commission on Environment and Development」による報告書（ブルントラント報告書）によって示されている。そこでは、持続可能な開発とは「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在世代のニーズも満たすような開発」とされている。また持続可能な開発の概念は「絶対的な制限ではなく、環境資源についての現在の科学技術や社会機関の状態や人間の影響を受ける生態系の能力によって定められる制限を置く」とされている。

### 2005 年版作業指針第 119 項

世界遺産の資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用を支え得る。締約国と関係者は、そのような持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性及び真正性を損なうことがないように努めなければならない。さらに、いかなる利用も生物学的、文化的に持続可能であることが求められる。但し、なかには人間による利用が適切でない資産も存在する。<sup>43</sup>

この文脈からは、世界遺産における持続可能な開発とは、締約国と関係者が、生物学的もしくは文化的な利用において、その資産の OUV、完全性、真正性を損なわないように配慮することとされている。したがって、IUCN を中心とする文化的景観に関連する議論についての成果が、ここに結実したのである。

さらに、同作業指針第 61 項からシーリング制度についての規定が明文化されている。上限は、各締約国につき 1 年に 2 件まで（その内 1 件は自然遺産）とされ、45 件と変更されており「ケアンズ・蘇州決議」が反映された。その 45 件に含める資産の条件も「ケアンズ・蘇州決議」のものと同様である。また、不均衡の是正のためにリストに十分に資産が代表されている締約国の登録推薦の自粛と十分に代表されていない分野の資産の奨励についても述べられている。

このように 2005 年版作業指針の改定により、1980 年代から 2000 年代にかけて行われてきた世界遺産委員会の議論の成果が集大成されることとなった。2005 年版作業指針により、世界遺産委員会が長年議論してきた事柄が、ようやく制度として確立された。

### 3.9 五番目の戦略目標

次は 2008 年版作業指針である。戦略目標について追加されている。これは 2007 年の委員会会合にてニュージーランドの代表者によって、コミュニティの必要性について指摘されたことによる。この理由については、①当該のコミュニティのコミットメントがなければ、遺産の保護は失敗に終わるということ、②遺産の保護にコミュニティを結合することは、国際的なレジームによって証明されているように、国際的なベストプラクティスと一貫性があること、③4C は本質的にコミュニティとリンクしているということ、④可能であれば、遺産の保護は人類のコミュニティのニーズを調和させるべきであること、が挙げられた（UNESCO 2007 第 1 項）。議論の結果、この「コミュニティ」はこれまでの戦略目標であった「4C」に代わり、「5C」のひとつとして加わった。以下追加規定である。

---

<sup>43</sup> World Heritage properties may support a variety of ongoing and proposed uses that are ecologically and culturally sustainable. The State Party and partners must ensure that such sustainable use does not adversely impact the outstanding universal value, integrity and/or authenticity of the property. Furthermore, any uses should be ecologically and culturally sustainable. For some properties, human use would not be appropriate.

### 2008 年版作業指針第 26 項

現在の戦略目標（5C）は以下である。

5. 世界遺産条約の履行におけるコミュニティの役割を高めること。

### 3.10 持続可能な開発の定義追加

2010 年は持続可能な開発の定義が議論されている。これは 2010 年の「保全及び持続可能な開発の関係性に関する専門家会合」の議論を受けて追加された。この文書の中では持続可能な開発の定義は「現代と将来のニーズを満たすために、環境的・社会的・経済的領域のバランスにより慎重な関係を持つこと」とされた（UNESCO 2010a 第 8 項 a）。そして効率的に世界遺産を保護することで、持続可能に貢献することができるとされている（同上第 8 項 b）。そのために、次のことが注目された。①遺産の保護のための計画において早い段階で持続可能な開発の利益を統合すること、②持続可能な開発の枠組みの実施に取り組むこと、③遺産のより広い理解を勧めること、④ガバナンスのための革新的なアプローチをとること、⑤世界遺産の資産の枠組みの中で持続可能な開発を統合するための方法論とツールを試していくこと、である。これらに取り組み、持続可能な開発に貢献するためには、すでに条約に述べられているように「社会生活に機能を与えることによって」達成される必要があることが述べられている（同上第 15 項）。それを受けて 2011 年版作業指針には次の規定が追加された。

### 2011 年版作業指針第 119 項

世界遺産の資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得るし、当該のコミュニティの生活の質に貢献するであろう。締約国と関係者は、そのような持続可能な利用やいかなるほかの変化も資産の顕著な普遍的価値を損なうことがないように努めなければならない。なかには人間による利用が適切でない資産も存在する。世界遺産の資産に影響を与える法や政策、戦略は顕著な普遍的価値の保護を担保し、自然と文化遺産の幅広い保護を支援し、その持続可能な保護、保全、管理、公開のための必要な状態にある資産との関係のあるコミュニティと利害関係者の積極的な行動の促進と奨励をすべきである。

44

---

<sup>44</sup> World Heritage properties may support a variety of ongoing and proposed uses that are ecologically and culturally sustainable, and which may contribute to the quality of life of communities concerned. The State Party and its partners must ensure that such sustainable use or any other change does not impact adversely on the Outstanding Universal Value of the property. For some properties, human use would not be appropriate. Legislations, policies and strategies affecting World Heritage properties should ensure the protection of the Outstanding Universal Value, support the wider conservation of natural and cultural heritage, and promote and encourage the active participation of the communities and stakeholders

ここでは、持続可能な開発のために法、政策、戦略によって OUV を担保しつつ、国際的援助を支援し、当該コミュニティとの関係性を強めることが目指されている。また、推薦書の記載内容のマネジメントの項には、「持続可能な開発の原則はマネジメントシステムの中に統合されるべきである（2011年版作業指針第132項5）」という語が追加されている。

### 3.11 新たな新規登録審査数の追加

さらに、2011年版作業指針では新規登録審査の優先順位がより細かく規定されるようになった。2011年版作業指針第61項では、まず1件も資産を所有していない国だけでなく、計3件に満たない国も優遇されるようになった（前回の会議で制限を越えて審査されなかった資産も含む）。これは1999年に言及された「三分の二の締約国が3件の資産を有していない」という議論を踏襲しているものと考えられる。また、自然遺産、複合遺産、2か国以上の国が共同で1つの資産を推薦するトランスナショナル・ノミネーションが、上記の順番で優遇されるようになった。さらにその次には「世界遺産リストに代表されていない地域であるアフリカ、太平洋の島嶼国、カリブ海」という特に登録過小とされている地域が優遇された。また「条約を締結して10年以内の国」や「10年以上推薦書を出していない国」も優遇されるようになった。これによって、世界遺産リストに十分に代表されている国やカテゴリーについて、制限がより厳しくなっている。また、各締約国の推薦書の提出はこれまででは推薦書の提出は1か国につき2件までとされ、その内1件は自然遺産でなければならなかったが、自然遺産の代わりに文化的景観でも推薦が可能とされた。トランスナショナル・ノミネーションとして一つ資産を二か国以上で共同推薦する場合は、1か国につき最大で3件まで推薦することが可能とされた。さらに、2017年版作業指針では、2018年2月からは年間のノミネート数は35件となり、各締約国につきノミネートは1件までと改定された<sup>45</sup>。このようにシーリング制度が導入され、世界遺産リストに代表されていない国に、より配慮されるようになった。

### 3.12 アップストリームプロセスの導入

2008年の第32回世界遺産委員会ケベック会合で、世界遺産リストへの1000件目の登録の可能性があること、そして世界中のほぼすべての国の条約の批准など、多くの節目に近づいていたことから、「世界遺産条約の将来に関する考察プロセス（「未来のプロセス」）」を開始することを決定した。特筆すべき事項は、アップストリームプロセスである（UNESCO 2010b）。アップストリームプロセスとは、推薦書作成の早期から助言機関のアドバイスを受けることが出来る制度であり、この制度によって、締約国はOUVの実証可能性を比較的

---

concerned with the property as necessary conditions to its sustainable protection, conservation, management and presentation.

<sup>45</sup> なお、国境を越える資産のノミネートについては制限の内に含まれない。



早期に特定することが可能となり、予算の削減につながるものとして試験的に導入されることが決定した。第35回世界遺産委員会パリ会議では、アップストリームプロセスが試験的に行われる資産の計10件が挙げられている（表3-1）。北米・ヨーロッパ地域からの資産はすでに数が多いため、推薦を棄権した。また、アップストリームプロセスを利用したことで、当該資産が必然的に世界遺産リストに登録されるわけではない点が強調されている（UNESCO 2011a）。

アップストリームプロセスが試験的に導入された資産は、世界遺産リストに十分に代表されていない国や多国間共同推薦資産に限定されている。なお、南ナミブ砂海は、2013年に自然遺産としてナミブ砂海という名称で、2015年には、サウジアラビアのハイル地方の岩絵及びフライ・ベントスの産業景観が、2019年には、オフリド地域の自然・文化遺産が拡大登録された。2017年の第41回世界遺産委員会ボン会合にて、正式に導入が決定したが、人的・金銭的リソースに限りがあるため、2018年から2年間は年間10件までとされた。

このように、2005年以降、遺産とコミュニティや持続可能な開発の関係の重要性、そして世界遺産リストに十分に代表されていない国からの世界遺産リストへの推薦に対して配慮するように、さらに制度が発展していく方向に動いていった。

表3-1 アップストリームプロセスが試験的に導入される資産

地域	国名	資産名	カテゴリー
アフリカ	ナミビア	南ナミブ砂海	複合遺産
アフリカ	ナイジェリア	カノの城壁	文化遺産
アラブ	ヨルダン	ペラ遺跡	文化遺産
アラブ	サウジアラビア	サウジアラビアのハイル地方の岩絵	文化遺産
アジア・太平洋	フィリピン	バタネスの保護景観と海景	文化的景観
アジア・太平洋	モルディブ	マレ・フクルミスキー	文化遺産
東ヨーロッパ	アルバニア、マケドニア	オフリド地域の自然・文化遺産	複合遺産
東ヨーロッパ	クロアチア、スロバキア、ボスニア、モンテネグロ	ディナルカルストのシリアルノミネーション	自然遺産
ラテンアメリカ・カリブ海	グレナダ、セントクリストファー・ネイビス	グレナディーン諸島	自然遺産
ラテンアメリカ・カリブ海	ウルグアイ	フライ・ベントスの産業景観	文化遺産

### 3.11 まとめ

以上、世界遺産委員会会議議事録その他の議事資料、及び作業指針の改定の経緯から、委員会における OUV の議論を「顕著性」と「代表性」の観点から分析した結果、委員会は当初から OUV の扱いの難しさを認識し、特に文化遺産の OUV については「代表性」の視点が欠かせないものであると考えてきたことが明らかになった。世界遺産委員会はこれに関して、OUV の定義、世界遺産リストの不均衡、世界遺産の数の制限の側面から議論してきた。

OUV の定義については、当初から OUV は個々の文化を代表するものを普遍的なものとし、みなすと定義しており、普遍性と「代表性」が結合した価値であると、世界遺産委員会は考えてきた。グローバル・ストラテジー採用以後も、OUV についての議論は継続して行われ、その過程で OUV とは「顕著な応答」であり、地域の文脈で判断する必要があることとされ、個々の文化や地域の「代表性」をより強調する方向に進んだ。これらの議論は 2005 年のカザン会議で確定され、2005 年版作業指針に盛り込まれることになった。

世界遺産リストの不均衡については、1977 年からすでに地域間のバランス、文化遺産と自然遺産の間のバランスへの配慮の必要性が議論されてきた。しかし、世界遺産リスト作成開始わずか 1 年で文化遺産と自然遺産の不均衡が指摘されてしまった。その後 1987 年にグローバル研究が行われると、地域間の不均衡も指摘されるようになった。

世界遺産リストの数については、1978 年に 1 か国につき 2 件の登録という制限が提案されており、その年のみ実行されていた。その後制限が課されなくなったが、世界遺産リストの推薦が増加することで、1985 年に ICOMOS が登録制限の提案を行った。しかし 80 年代には登録制限は実現されず、すでに十分にリストに代表されている国が自発的に推薦を遅らせる勧告を出すのみであった。その後、不均衡が改善されていないことが明らかになると、2000 年に登録制限が本格的に議論され導入が決定した。2011 年版作業指針では登録審査の優先順位が細かく定められ、世界遺産リストに十分に代表されていない国に配慮するように改定されていった。

以上、世界遺産の登録にかかる重要な指標である OUV の定義における「顕著性」と「代表性」の関係についての多くの問題点は、世界遺産リストの不均衡とともにすでに 1980 年代に指摘されており、世界遺産委員会は一貫としてその問題について議論し続けていたことがわかった。グローバル研究の進展、文化的景観の導入、奈良文書の採択、持続可能な開発の採用などにより、地域（の価値、生業そして保全管理制度など）と結びつく形で「代表性」に重点を置いた方向で議論が発展し、制度に反映されるようになった。

## 第四章 クライテリアの変遷からみた「顕著性」と「代表性」の概念の変化

### 4. 本章の目的

前章では、世界遺産リストの不均衡問題の発生に伴い、OUVの解釈が「代表性」や地域の価値に配慮するように変化し、それに伴い、制度においても「代表性」を反映するように発展していったことが明らかになった。次に、助言機関や世界遺産委員会が、当該推薦資産がOUVを持つか否かを判断するために定めた、クライテリアの分析を行う。

世界遺産条約におけるクライテリアの既往研究としては、文化遺産の登録審査を行う諮問機関のICOMOSと自然遺産の登録審査を行うIUCNが、クライテリアの適用の歴史をまとめた報告書を出している(Jokilehto 2008)。この報告書では、これまでに改定されてきたクライテリアを含め、すべてのクライテリアをまとめ、資産の登録の際に適用したクライテリアの適用率の変遷を示している。これらの報告書は、クライテリアの適用数の推移などをまとめたものであり、「顕著性」と「代表性」の議論の検証が行われたものではない。

クライテリアの歴史的変遷の分析については、Titchen(1995)やLabadi(2012)などによって行われている。しかしTitchenによる研究は、90年代前半に行われた研究であるため、1994年以降のクライテリアの分析が行われていない。また、Labadiの研究では、Titchen自然遺産のクライテリアを含めた考察をしていないため、複合遺産や文化的景観に関するクライテリアの分析が不十分である。また、上記の助言機関の報告書と同様に、これらの研究では、「顕著性」と「代表性」の観点からの分析が不十分である。

したがって、本章は、世界遺産委員会が助言機関が、クライテリアの議論において、「顕著性」と「代表性」の議論がどのように展開され、制度に反映されてきたかを、世界遺産委員会の議事録及び助言機関の議事録から整理することを目的とする。

#### 4.1.1 1976年モルジュレポート

世界遺産条約では、推薦資産の価値を判断するために、十のクライテリアを定めている。大まかには、現在、基準iは「傑作」、基準iiは「文化の交流」、基準iiiは「文化的伝統」、基準ivは「建築様式」、基準vは「土地の利用」、基準viは「歴史的出来事や無形の要素」、基準viiは「自然美」、基準viiiは「地質」、基準ixは「生態系」、基準xは「生物多様性及び絶滅危惧種」を評価するものである。世界遺産条約は枠組み条約であることから、クライテリアは条約の本文内には定められていなかった。したがって、まず世界遺産委員会では、どのようなクライテリアによってOUVを評価するかについて議論を行っている。

世界遺産条約の第一条によると文化遺産の類型としては、記念物(monuments)、建造物群(groups of buildings)、サイト(sites)の三つが挙げられている。記念物は歴史、芸術、科学的価値から、建造物群も同様に歴史、芸術、科学的価値から、サイトは歴史、美学、民族学、人類学的観点からOUVを持つものと定められている。すなわち、文化遺産のOUVを判断するクライテリアは「歴史、芸術、科学、美学、民族学、人類学的観点」から作成されるも

のとして考えられていたことがわかる。

自然遺産は、第二条によると、「鑑賞上及び学術的に固有な生態系を持つ地域」、「地質学的に固有な地域、絶滅危惧種の生息地」、「学術上、保存上及び景観上固有な風景地」が登録対象としている。したがって、審美（鑑賞）的価値、学術的価値（生態学、地質学）、保存的価値、景観的価値が考慮されていた。

1976年にモルジュで開催されたユネスコの専門家会議では、文化遺産のクライテリア草案は ICCROM と ICOMOS、自然遺産のクライテリア草案は IUCN によってそれぞれ提出された（『モルジュレポート』）。以下の項で、各クライテリア草案を整理し、それらの記述から代表性が反映されているか読み取るものとする。

### ICCROM 草案の分析

『モルジュレポート』では、ICCROM は文化遺産の OUV について芸術的価値 (artistic value)、歴史的価値 (historical value)、類型的価値 (typological value) の三つについて言及されている (UNESCO 1976)。

まず、芸術的価値は「例えば、当該領域において、価値を判断する資格を有する専門家によって普遍的に認識されている卓越した価値を持つオリジナルで固有な創造物」と定められた。

続いて、歴史的価値は次のように言及されている。

当該作品によって代表される歴史的証言の重要性と同様にその価値も考慮に入れるべきである。それは様々な程度で異なる要因からなる。例えば①その資産の歴史叙述 (document) が固有であるかもしくは極めて希少であるか、②当該作品によってある時代や空間において及んだ新規性や価値の重要性の程度、③関連する歴史的出来事の発展を理解するための重要性があること。<sup>46</sup>

このように、歴史的価値においては、①歴史的に固有な価値を持つ資産、②歴史的に影響力がみられた資産、③歴史的出来事を象徴する資産を評価するものであることがわかる。①の「固有」という語については unique の語源が only one を意味するラテン語の unicus にあるように、模倣することが出来ない価値を判断するものであるが、希少という rare の語源はラテン語の rarus にあり、これは rare の他に uncommon や far apart を意味する語である。したがって、①においては、「顕著性」を評価する視点と代表的な価値を評価する視点

---

<sup>46</sup> *historic value*: here one should consider the value as well as the importance of the historical testimony that is represented by the work concerned. These can consist, in variable degrees, of different factors, such as: (i) Uniqueness or extreme rarity of the document (ii) The degree of novelty or importance of the influence exercised in time and/or in space by the work concerned (iii) Its importance to the comprehension of the advancement of related historic events.

が混在している。

最後に、類型的価値は次のように言及されている。

通常考えられている歴史的価値と比較して明白な同定と区別が必要である。それは、現代の生活の発展による消失によって脅威に晒されている伝統的な特徴を持つ作品を保証するために、芸術的もしくは歴史的観点から普遍的と認定された固有な特徴を代表しない作品の類型や、消滅の危機のある文化を代表する類型的な例の形式において守られ、保全されるべきである。<sup>47</sup>

すなわち、芸術的価値及び歴史的価値には適合しないが、代表的な例を示すものとしての価値をあげている。さらに、消滅の危機にある希少のものとして人類学及び民族学的に代表的な例を示しているものを区別している。この文脈での希少の意味は、当該資産が脅威さらされることで希少となったものを指し、歴史的価値に言及があった固有な価値として評価しているのではなく、当該資産が現在置かれている状況によって価値が発生していることを示している。したがって、歴史的価値に言及されている希少の意味と区別しているものと考えられる。

このように ICCROM 草案では、芸術的価値、歴史的価値、類型的価値においては OUV を定義していた。その中で、類型的価値の中では「控えめな建築」とされていた民族的な建築も含まれていたことが確認できた。

#### ICOMOS のクライテリア草案の分析

ICOMOS は文化遺産の六つの評価基準の例示（表 4-1）と、各クライテリア草案に適合すると考えられる資産の例を記念物、建造物群、サイトの三つのカテゴリー別に列挙している（UNESCO 1976: ANNEX III）。

---

<sup>47</sup> *typological value*: this type of value would seem to require explicit identification and distinction compared to the historic value, under which it would normally be considered, in order to guarantee that the characteristic works of a certain tradition menaced by disappearance due to development of modern life, could be saved and conserved in the form of typical examples, representative of a culture that risks disappearance, as well as in cases where these types of works do not represent the unique character qualifying works recognized universal from the artistic or historic point of view.

表 4-1 ICOMOS のクライテリア草案

ICOMOS 草案 1	国際的に有名な建築家や建築者の傑作など、固有な芸術的功績を表す資産
ICOMOS 草案 2	世界の建築や人間の居住地の発展（一定期間または地理的範囲内）に顕著な重要性を与えた資産
ICOMOS 草案 3	高い知的、社会的、または芸術的な達成を示す重要なタイプまたはカテゴリーの最良または最も重要な例である資産
ICOMOS 草案 4	（不可逆的な社会文化的または経済的变化の結果として放棄または破壊される恐れのある伝統的な建築様式、建築方法または人間の居住地の形態に特徴的なものを含む）独特または極めてまれな資産
ICOMOS 草案 5	著名な古代の資産
ICOMOS 草案 6	世界的に重要な人物、出来事、宗教または哲学の理解に関連し、その理解に不可欠な資産

以下の項では、各クライテリア草案に列挙された資産の例とその資産が世界遺産リスト登録の際に適用されたクライテリアの分析を行う。まず、モルジュレレポートにおける ICOMOS のクライテリア草案に例示されている資産を基準ごとに各表にまとめた。当該資産が世界遺産リストにすでに代表されている場合、本文中では資産名を『 』付きで表記する。また、当該資産が現在の登録名と異なる場合や構成資産の一つとして登録されている場合、当該資産名『世界遺産リストに代表されている名称』と表記する。

#### ICOMOS 草案基準 i

ICOMOS 草案基準 i は芸術的価値が反映されている。また、「傑作」という語があることから現在の基準 i の原型である。例としては記念物では、ラスコー（『ヴェゼール溪谷の先史的景観と装飾洞窟群』）、カルナック神殿（『古代都市テーベとその墓地遺跡』）、『ボルブドゥール』、『タージ・マハル』、ミケランジェロの傑作（『バチカン市国』）、ミマール・シナン  
の傑作（『セリミエ・モスクとその社会的複合施設群』）が挙げられている。建造物群では、アルハンブラ（『グラナダのアルハンブラ、ヘネラリーフェ、アルバイシン』）、『アンコール＝ワット』、『ファテーブル・シークリー』、エスファハーンの広場（『エスファハーンのイマーム広場』）、『バガン』が挙げられている。サイトでは、銀閣寺の庭園（『古都京都の文化財』）、『ラホールのシャーラマール庭園』、ヴォー＝ル＝ヴィコント城、ストウヘッド庭園、『モン・サン＝ミシェル』が挙げられている。ここで例示されている 14 の資産が 90 年代前半までに登録されている。適用された基準は、基準 i が十一件、基準 iii が九件、基準 ii が六件、基準 iv が六件、基準 vi が六件、基準 v が一件である。したがって、ここで例示されている多くの資産に基準 i が適用され、さらに歴史的価値を評価する基準と併用された。

上記の例から草案基準 i の特徴は、当該資産が、世界的に知名度が高く、芸術的に価値が

ある傑作であって、類型の代表として価値や他への影響力ではなく固有性が求められており、「顕著性」を評価する基準であるといえる。

表4-2 ICOMOS 草案基準 i

資産名	登録年	適用基準
ラスコー	1979	i iii
カルナック神殿	1979	i iii vi
ボルブドゥールのストゥーパ	1991	i iii vi
タージマハル	1983	i
ミケランジェロの傑作	1984	i ii iv vi
シナンの傑作	2011	i iv
アルハンブラ	1984	i ii iii
アンコール・ワット	1992	i ii iii iv
ファテーブル・シークリー	1986	ii iii iv
エスファハーンの広場	1979	i v vi
バガン	2019	iii iv vi
偉大な庭園や景観 (銀閣寺)	1994	ii iv
ラホールのシャーラマール	1981	i ii iii
ヴォー＝ル＝ヴィコント城	-	-
ストウヘッド庭園	-	-
モン・サン＝ミシェル	1979	i iii vi

#### ICOMOS 草案基準 ii

ICOMOS 草案基準 ii は「他の建築や居住地に大きく影響を与えた資産を特定するもの」と言及されている。のちに「影響」が「交流」に改定されることから、これは現在の基準 ii の原型である。例として記念物では、ウルクの神殿、ローマのパンテオン（『ローマ歴史地区、教皇領とサン・パオロ・フォーリ・レ・ムーラ大聖堂』）、アヤ・ソフィア（『イスタンブールの歴史地区』）、エルサレムの岩のドーム（『エルサレムの旧市街とその城壁群』）、『アイ

アンブリッジ』、ルイス・サリヴァンが挙げられている。建造物群としては、ネルトリンゲン、『バース市街』が挙げられている。サイトとしては、『ヴェルサイユ宮殿』、『モヘンジョ・ダロ』が挙げられている。すでに、これらのうち7件が80年代までに世界遺産リストに登録されている。適用された基準は、基準iiについてはすべて適用され、基準iは五件、基準iiiが四件、基準ivが四件、基準viが五件、そして基準vは一件も適用されなかった。

ICOMOS 草案基準iとは異なり、この基準は、『パンテオン』、『ヴェルサイユ』といった世界的に有名な建造物にとどまらず、『アイアンブリッジ』、また世界遺産リストに登録されていないがサリヴァンやネルトリンゲンといった産業遺産や都市計画で著名な資産も含み、模倣することが出来ない固有なものではなく、その資産が他の資産へ多大な影響を与えた代表的なものが列挙されている。したがって、歴史的価値を持つ特に代表的なものが列挙されているが、その中には20世紀の遺産や産業遺産といった「カテゴリ資産」の視点が含まれており、「代表性」の視点がみられた。

表 4-3 ICOMOS 草案基準 ii

資産名	登録年	適用基準
ウルクの神殿 (独立した石造の円柱を初めて使用した証拠)	-	-
ローマのパンテオン	1980	i ii iii iv vi
イスタンブールのアヤ・ソフィア	1985	i ii iii iv
エルサレムの岩のドーム	1981	ii iii vi
イギリスのアイアンブリッジ	1986	i ii iv vi
ルイス・サリヴァンの超高層ビル (セントルイスのウェインライトビル)		-
ネルトリンゲン (革新的な都市計画)		-
バース	1987	i ii iv
ヴェルサイユ宮殿	1979	i ii vi
モヘンジョ・ダロ	1980	ii iii



### ICOMOS 草案基準 iii

ICOMOS 草案基準 iii は、最も重要な「類型」や「分類」の例と記述されていることから典型的な価値を評価する基準であり、現在の基準 iv の原型である。例として記念物では、マヤのピラミッド（『ティカル国立公園』）、『アミアン大聖堂』、ヒンドゥー教の寺院、中東のジググラト（『チョガー・ザンビール』）、『クラック・デ・シュヴァリエ』、中国・韓国・日本の寺院、建造物群では、チベット仏教の寺院（『ラサのポタラ宮』）、レニングラード（『サントペテルブルク歴史地区と関連建造物群』）、生きている建造物群では、『ブルッヘ歴史地区』と『ヴェネツィア』、『ジャイサルメール』、オックスフォード大学が挙げられている。サイトでは、城壁都市アヴィラ（『アヴィラ旧市街と市壁外の教会群』）が挙げられている。この基準の特徴としては、マヤ文明の遺跡、フランスゴシック建築、中東のジググラト、仏教寺院、大学、城壁都市といった様々な文化・宗教・形式の歴史的建築物が列挙されている。特筆すべき事項は、建造物群の記述で「生きている」という語が使用されていることである。したがって、ここでは現在も進行中の営みを評価する視点が一部に記されていた。

ここで例示されている資産のうち 10 件が世界遺産リストに登録されたが、登録年代は一定ではなかった。適用された基準は、基準 i が九件、基準 iv が八件、基準 ii が六件、基準 iii が五件、基準 vi が四件、基準 v が一件適用された。このように、草案基準 iii は、歴史的価値と区別し、様々な建築や都市などの類型として傑作であるものを列挙しており、「代表性」の視点がみられた。

表 4-4 ICOMOS 草案基準 iii

資産名	登録年	適用基準
マヤのピラミッド(ティカル)	1979	i iii iv ix x
フランスのゴシック大聖堂 (アミアン)	1981	i ii
中東のジググラト (チョガー・ザンビール)	1979	iii iv
ヒンドゥ教の寺院	-	-
「旧世界」の城壁 (クラック・デ・シュバリエ)	2006	ii iv
中国、韓国、日本の寺院	-	-
ラサのポタラ宮 (チベット仏教の典型)	1994	i iv vi
レニングラード (典型的な新古典主義の全体像)	1990	i ii iv vi
生きている建造物群 (ブルッヘ)	2000	ii iv vi
生きている建造物群 (ヴェネツィア)	1987	i ii iii iv v vi
ジャイセルメール	2013	ii iii
オックスフォード大学	-	-
スペインのアヴィラの城壁都市	1985	iii iv

#### ICOMOS 草案基準 iv

ICOMOS 草案基準 iv は、現在のクライテリアでは草案本文の括弧内の記述は現在の基準 v に相当するが、「固有」という語句は他の草案と重複する部分が多く、例示されている資産から判断する必要がある。

例として記念物では、エッフェル塔 (『パリのセーヌ河岸』)、『万里の長城』、『カザンラクのトラキア人墳墓』、コルドバのモスク (『コルドバ歴史地区』)、『チャン・チャン』、ポリネシアのロングハウスが挙げられている。建造物群としては、奈良の伝統的な日本建築や都市計画 (『古都奈良の文化財』)、『バンディアガラ断崖』、バタック村、『ラリベラの岩窟教会群』が挙げられている。サイトとしては、ダデス峡谷、キャニオン・デ・チェリー・ナショナル・モニュメント (『タオス・プエブロ』)、『バーミヤン遺跡』、ドナウ川の鉄門、ギョレメ国立公園 (『ギョレメ国立公園およびカッパドキアの岩石遺跡群』)、『ペトラ』が挙げられ

ている。

ここで例示されたもののうち 12 件が 90 年代前半までに登録された。適用された基準は、基準 i が九件、基準 iii が九件、基準 iv が八件、基準 ii が五件、基準 vi が四件、基準 v が二件適用されている。

草案の基準 i と同様に「固有」という語がみられるが、『エッフェル塔』や『万里の長城』を例に挙げていることから、歴史的価値を有しながらも芸術的観点及び類型的観点からは分類できない建築を草案基準 i と区別して特定しようとしており、「顕著性」を評価する視点がみられた。

一方、希少な資産に相当する記述は「不可逆的な社会 - 文化もしくは経済的な変化の結果、投棄や破壊の恐れある人間の居住地」であり、その例として基準 v を適用して登録された『バンディアガラ』が挙げられる。なお、基準 v は適用されていないがアメリカの先住民が居住する『プエブロ』や、未登録であるバタック村は、この記述の該当例であると考えられる。このように、一部に「代表性」の視点も見られることが確認できた。

表 4-5 ICOMOS 草案基準 iv

資産名	登録年	適用基準
エッフェル塔	1991	i ii iv
中国の万里の長城	1987	i ii iii iv vi
カザンラクのトラキア人墓地	1979	i iii iv
コルドバのモスク	1984	i ii iii iv
チャン・チャン(泥レンガのレリーフ)	1986	i iii
ポリネシアのロングハウス	-	-
奈良 (伝統的な日本建築と都市計画の典型)	1998	ii iii iv vi
マリのバンディアガラのドゴン族の村	1989	v vii
バタック村(インドネシア)	-	-
エチオピアのラリベラの岩窟教会	1979	i ii iii
モロッコのダデス渓谷における カスバとクサル	-	-
アリゾナのキャニオン・デ・チェリー (アメリカインディアン、プエブロの典型例)	1992	iv
バーミヤン	2003	i ii iii iv vi
ドナウ川の鉄門		-
ギョレメ	1985	i iii v vii
ペトラ	1985	i iii iv

#### ICOMOS 草案基準 v

ICOMOS 草案基準 v は歴史的価値を反映しており、現在の基準 iii の原型である。例として記念物では、ストーンヘンジ (『ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群』)、イースター島 (『ラパ・ヌイ国立公園』)、『法隆寺』が挙げられている。建造物群では、ギザのピラミッドとスフィンクス (『メンフィスとその墓地遺跡』)、『グレート・ジンバブエ遺跡』が挙げられる。サイトでは、オールドヴァイ渓谷 (『ンゴロンゴロ保全地域』)、クノッソス、『マチュピチュ』が挙げられている。これらの資産の内、七件が世界遺産リストに登録された。適用された基準は基準 i が六件、基準 iii が五件、基準 vi が三件、基準 ii が二件、基準 iv 及び v が一件適用されている。このように草案基準 v は、草案基準 i 及び草案基準 iv と①適

用されたクライテリアが類似している点、②「代表性」の視点が希薄である点において共通しており、「顕著性」の視点がみられた。

表 4-6 ICOMOS 草案基準 v

資産名	登録年	適用基準
ストーンヘンジ	1986	i ii iii
イースター島	1995	i iii v
法隆寺の仏塔	1993	i ii iv vi
ギザのピラミッド とスフィンクス	1979	i iii vi
ローデシアの ジンバブエの遺跡	1986	i iii vi
オールドヴァイ渓谷	1979 2010 (拡大登録)	iv vii viii ix x
クノッソス		-
マチュピチュ		i iii vii ix

#### ICOMOS 草案基準 vi

ICOMOS 草案基準 vi は地球規模で代表的な歴史的出来事や宗教など無形の要素と資産の結びつきを特定するものであり、現在の基準 vi の原型である。例として記念物では、『ベツレヘムの聖誕教会』、トーマス・エジソンの研究所が挙げられている。建造物群では、『トロイ』、メッカ、エルサレムの神殿の丘（『エルサレムの旧市街とその城壁群』）が挙げられている。サイトでは、戦場としてナヴァリノ湾、最初の近代議会が開催された場所である『シングヴェトリル国立公園』、ケープ・カナベラル（人類が初めて月に旅立った場所<sup>48</sup>）が挙げられている。これらで世界遺産リストに登録された資産は、4件にとどまった。この登録率の低さは、のちの基準 vi の適用の難しさを暗示していたといえる。適用された基準は、基準 vi が四件、基準 iii が三件、基準 ii が二件適用され、基準 i、基準 iv そして基準 v は一件も適用されなかった。また歴史的価値を反映しているものが多いことから、基準 iii の適用も高い

<sup>48</sup> ケープ・カナベラルがここで含まれている理由については特に言及されていないが、11月10日のユネスコの報告書(SHC/MD/4)には、次のように言及されている。「世界の文化遺産会議は「アポロ11号」の宇宙飛行士が月面着陸してから約8時間後に行われ、参加者はその悪用に対する熱狂的な賞賛を表明し、それが科学技術研究に開かれた大きな可能性について言及した。」とあり、このような現代科学における歴史的出来事についての重要性も考慮に値するものであることを認識していたものと考えられる。

ことがわかる。なお、草案基準 vi の例として挙げられているものは、偉人関連の場所、聖地、伝説の舞台、戦場、政治に関係するもの、宇宙開発などの科学技術に関連する資産といった地球規模で多様な資産が含まれている。一方で、当初では、現在よりも世界遺産に該当する資産の範囲を広く想定していたことから、「代表性（「カテゴリー資産」）」の視点がみられた。

以上、ICOMOS 草案では、草案の基準 iii、基準 ii、基準 iv、そして基準 vi に「代表性」の視点をすでに有していたことが明らかになった。また、1976 年の時点では、登録の対象としていた資産は現在よりも広範囲のものを想定しており、「代表性」の観点の源流がみられた。したがって、これらのクライテリア草案に挙げられている記念物の種類は、世界遺産条約成立前の議論を継承していることが確認できた。

このように ICOMOS は、ICCROM のように価値の定義は行っていなかったが、文化遺産に関するクライテリア草案及びそれに適合する資産のリストを提出していた。ICCROM の価値の定義の草案と ICOMOS のクライテリア草案に大きな齟齬がなく、それぞれ適合可能なことから、ICCROM は価値の定義を行い、それを軸に ICOMOS はクライテリア草案及び適合資産例を提示していたと考えられる。

表 4-7 ICOMOS 草案基準 vi

資産名	登録年	適用基準
ベツレヘムの生誕教会	2012	iv vi
トーマス・エジソンの研究所	-	-
トロイ	1998	ii iii vi
メッカの聖地	-	-
神殿の丘（エルサレム）	1981	ii iii vi
ピュロスとナヴァリノの港（戦場）	-	-
アイスランドのアルシング （930 年に最初の議会が開かれた場所）	2004	iii vi
ケープ・カナベラル （人類が初めて月に飛び立った地）	-	-

#### IUCN のクライテリア草案の分析

自然遺産のクライテリア案に関しては、IUCN が五つのクライテリア案を提示した。IUCN は ICCROM と異なり自然遺産の価値の分類及び定義を行っておらず、ICOMOS のようにクライテリアに適合する多くの資産を例示していない。しかし、ANNEX IV において各クライテリア草案についての詳細な記述と資産の若干の例示をしている（表 4-8）。また ANNEX V においては、草案基準 A、B、C、D、E に含まれる要素と 5 つの資産の例を挙げ

て、各資産が、当該クライテリア案のどの要素に適合するかを例示している。以下、各クライテリア草案の分析と条約第二条から価値の分類と特定を行った。

表 4-8 IUCN のクライテリア草案

IUCN 草案 A	地球の進化史の主要な段階の明確な例を含んでいる。その概念は、地球の自然の豊かさと多様性の発達が最もよく実証する「爬虫類の時代」のような地質学的歴史の主要な「時代」を表す場所を含むことである。他の段階では、初期の人間だけでなく現代の動植物が大きな適応と変容を遂げた「氷河期」が含まれるかもしれない。タンザニアのオルドヴァイ渓谷のような場所は、植物、動物、気候、そして進化に影響を与える他の要因の文脈の中で前-人類の出現を説明するために、自然と文化遺産がどこで一体となったかを示すのに役立つだろう。
IUCN 草案 B	主要な進化的および地質学的プロセスの優れた例を含んでいる。基準 A で特徴付けられた地球の発達の歴史的な時代とは異なり、この概念は植物、動物および地形の発達における現代の進行中のプロセスに焦点を当てている。そのようなプロセスは、高い種の多様性、種の分化、非常に複雑なまたは単純な生態系の自然の特徴、および現在氷河作用と火山活動がみられる地域によって特徴付けられる。熱帯雨林、北極・南極地域、セレンゲティの大移動、ガラパゴス諸島、リフトバレー湖などがその例である。
IUCN 草案 C	独特の、稀なまたは最上級の自然現象、地層または特徴を含んでいる。この概念は、地球上で測定される「唯一のもの」、最も高い、最も大きい、または他の同様の特性である、あるいは人間にとって最も重要な生態系のいくつかの最上級または代表的な例であるサイトまたはオブジェクトを含んでいる。例としては、ベネズエラのカナイマ国立公園、世界最大の生き物であるジャイアントセコイア、世界最長の滝であるエンジェルフォール、そして温帯針葉樹林、草原、草原などがある。
IUCN 草案 D	絶滅危惧種の動植物の生息地がある。この概念は、ラン、ジャイアントパンダ、霊長類（特に大型類人猿）、サビイロネコ（the spotted cats）、ホッキョクグマ、アラビアオリックスなど、普遍的な興味と意義のある動植物の集が見られる地域に向けられている。それは地球の全てのあるいはほとんどの消滅種を保護するという全般的な問題を含んでいない。この後者の機能は、他の既存および発展途上の国際的および国内のプログラムによって対処されなければならない。
IUCN 草案 E	上記の組み合わせを含む。個々のサイトの中には、上記の基準のうち最も壮観な、または顕著な単一の例を備えていないものがある。しかし、サイトが周囲の重要な特徴の複合体とともにより広い視野で見られるとき、全域は地球規模で重要な一連の多様な天然資源を証明する資格があるかもしれない。具体的な例としては、ザイールのヴィルンガ、カフジ/ビエガ、アミン湖、ルウェンゾリとウガンダの隣接する遺跡がルウェンゾリ山脈の両方の斜面を覆うことが挙げられる。

## 基準 A 地球の進化の歴史の段階

基準 A は 1977 から 1992 自然遺産基準 i に相当するものである。この案では、ICOMOS 草案の基準 vi と同様にタンザニアのオルドヴァイ渓谷（『ンゴロンゴロ保全地域』）が例として示されている。また ANNEX V によれば、基準 A の有無を特定する要素として先カンブリア紀、古生代、中生代、新生代、氷河期、人類誕生期、その他を挙げている。したがって、基準 A は、地球の進化史についての基準であり、現在の基準 viii（1977 年から 1992 年の自

然遺産基準 i) に相当している。さらに、この基準ではその地質学的変遷の中に人類も位置づけ、その地球の進化の歴史の中で動植物と原人の関係も評価軸として考慮されている。したがって、人と自然の関連性という視点がみられた。オールドヴァイ渓谷はまず 1979 年に自然遺産として登録されたが、新たな遺産のカテゴリーとして文化的景観が導入されたのちに、2010 年に複合遺産として拡大登録された。したがって、この時点において自然遺産のクライテリア案の中に人類も含めていることが、後の「代表性」の方策に大きな意義を持つものと考えられる。

### 基準 B 地質学・生態学的過程

基準 B は現在の基準 ix (1977 年から 1992 年の自然遺産基準 ii) に相当し、現在進行中の生態系の評価に焦点を当てている。ANNEX V によれば、基準 B の有無を特定する要素として、地質学分野は火山、地殻変動、氷河作用、成層、その他を挙げている。また生態学分野は、種の分化、移動する動物群、生物の連続性、その他を挙げている。

例としては、『セレンゲティ』、『ガラパゴス諸島』や『グレートリフトバレー湖』が挙げられている。この基準は、他の基準と異なり、現在進行形の過程が考慮されていることに大きな特徴がある。基準 A と一部内容が重複するが、のちにこれらが 1977 年から 1992 年の自然遺産基準 i に統一されることになる。ここで特筆すべき事項は、ICOMOS 草案基準 iii の一部においても現在進行形の営みを評価する視点が含まれていたが、IUCN 草案では自然そのものの特性から、現在進行形の営みとそうでないものをそれぞれ別の基準として評価するものとして区別していたことである。それゆえ、基準 A では現在進行形の営みがみられないものを評価し、基準 B と棲み分けをしていることがわかった。

### 基準 C 自然特徴、自然現象

基準 C は、1977 年から 1992 年の自然遺産基準 iii に相当するものである。ANNEX V によれば、基準 C の有無を特定する要素として、最大級、固有、希少、人類の歴史上重要な生態系、その他を挙げている。例としては、『カナイマ国立公園』、ジャイアントセコイア(『ヨセミテ国立公園』)が挙げられている。この基準は壮大な自然現象といった固有な価値を特定するもので、ICOMOS 草案の基準 i との類似性が見られる。これは、大部分は審美的な観点から固有な自然現象を特定するもので、「顕著性」を評価するものと考えられる。

### 基準 D 絶滅危惧種の生息もしくはその他並外れた重要性がある生息地

基準 D は、1977 年から 1992 年から自然遺産基準 iv に相当するものである。ANNEX V によれば、基準 D の有無を特定する要素として、生物群の顕著さ、多くの希少な種、個々の種、その他が挙げられている。ラン、ジャイアントパンダ(『四川省のジャイアントパンダ保護区』)、霊長類(とりわけ大型類人猿)、サビイロネコ(『西ガーツ山脈』)、ホッキョ



クグマ(『ウランゲリ島』、アラビアオリックス『アラビアオリックス保護区<sup>49</sup>』)が挙げられる。この基準 D は「固有な」種よりも危機にさらされている「希少な」種に対する評価に価値を置いているという点で ICOMOS 案基準 v との類似性がみられた。

#### 基準 E 上記のクライテリアの連携

この基準は、「一つの基準では特定できないが複合的な観点からみれば重要性があると考えられる」と記述されており現在のクライテリアには存在していない。ANNEX Vによれば、基準 E の有無を特定する要素として、自然的特徴、文化的特徴を挙げている。この草案の適合例としては、『ヴィルンガ国立公園』、『カフジ・ヴィエガ』、アミン湖地域(『ヴィルンガ国立公園』)と『ルウェンゾリ山地』が挙げられている。この基準 E では、自然的特徴のみならず、文化的特徴を評価する要素を含んでいることから人と自然の関連性という観点のみならず、後の「代表性」の方策(特に文化的景観)への源流がみられた。

以上、IUCN 草案の自然遺産のクライテリアの分析を試みた。自然遺産の基準の特徴としては、基準 A は 1977 年から 1992 年までの自然遺産基準 i、基準 B は自然遺産基準 i 及び自然遺産基準 ii、基準 C は自然遺産基準 iii、基準 D は自然遺産基準 iv に相当し、基準 E は現在のクライテリアには存在していないことが明らかになった。IUCN 草案は現在の基準に通じるところがあるが、一部に文化的景観に通じる考えが示されていた。

「代表性」については、基準 D が希少性(絶滅危惧種)、基準 B が現在進行形の営み、(化石という過去のものであるが)基準 A と基準 E が人と自然の関連性(自然における文化的特徴や文化的景観的要素)がみられた。

「代表性」における IUCN 草案と ICOMOS 草案の類似点としては、希少性と「生きている」という現在進行形な過程の視点が含まれていたことがあげられる。しかし、IUCN は現在進行形の過程と静的なものとを区別していたことから、ICOMOS よりも現在進行形の過程を世界遺産の価値として重要なものと認識していたと考えられる。また相違点としては、人と自然との関連性(基準 A、基準 E)が含まれていたことがあげられる。なお、文化的景観を除いてカテゴリー資産の視点は、ほとんどみられなかった。したがって、自然遺産の類型は、この時点ですでに現在のものに近いものであったといえる。

#### 4.1.2 第一回世界遺産委員会草案 1977 年

1977 年の第一回世界遺産委員会では、モルジュ会議で助言機関から提示されたクライテリア草案を受けて、新たな草案が提示されている(表 4-9)(UNESCO 1977a)。

---

<sup>49</sup> 『アラビアオリックス保護区』は、1994 年に世界遺産リストに登録されたが、2007 年に世界遺産リストから抹消されている。

表 4-9 クライテリア草案(1977年)

草案 C1	資産は、独特の芸術的達成、人類の創造的精神の傑作を表すべきである。たとえば、ポロブドゥールなどの記念物、アソールワットなどの建造物群、または王家の谷などのサイトである。
草案 C2	資産はその後の建築、記念碑的な彫刻、庭園、景観設計の発展、関連する芸術、あるいは人間の居住地へ、長期にわたって、あるいは世界の文化圏にその影響が顕著に及ぼしたものであるべきである。たとえば、ローマのパンテオン、メキシコのプエブラ広場などのグループ、またはヴォールヴィコント城や庭園などのサイトである。
草案 C3	資産は最も特徴的であるか、または構造のタイプの最も重要な例であるべきである。そのタイプは重要な文化的、知的、社会的、芸術的、技術的または産業的発展を代表する。たとえば、マヤのピラミッドなどの記念物、レニングラードの中心都市などのグループ、または城壁都市のアヴィラなどのサイトである。
草案 C4	資産は特にその性質上脆弱であり、不可逆的な社会文化的なもしくは経済の変化の結果として消滅する可能性が高い場合には、独特であるか、非常にまれであるか、古代の建築様式の伝統的な様式を含む非常に希少なものであるべきである。たとえば、インドネシアのロングハウス、マリのドゴン村、またはマチュピチュなどのサイトである。
草案 C5	資産は、歴史的に重要な人物、出来事、哲学または宗教と関連する最も重要なものであるべきである。例えば、ベツレヘムのキリスト降誕教会、メッカやメディナの聖地のような建物群、月へ最初に旅立ったケープ・カナベラルである。
草案 N1	資産は、地球の進化史の主要な段階の顕著な例を含むべきである。これには、地球の自然の豊かさと多様性の発達を最もよく実証する「爬虫類の時代」などの地質学的歴史の主要な「時代」を表すサイトが含まれる。他の段階では、初期の人間だけでなく彼の現代の動植物も大きな適応と変容を遂げた「氷河期」を含むことがある。たとえば、タンザニアのオルドヴァイ渓谷では、植物、動物、気候、その他の進化に影響を与える要素の中で、自然と文化の遺産が一体となって前-人類の出現を説明している。
草案 N2	資産は現在の地質学的プロセスと生物学的および文化的進化の顕著な例を含むべきである。地球の発達の時期とは異なり、これは植物、動物、地形および海洋の形態ならびに淡水域のコミュニティの発展における進行中の過程に焦点を当てている。そのようなプロセスは、種の多様性が高い自然群落、あるいは激しい種分化、非常に複雑なまたは単純な生態系、および現在氷河作用や加硫のようなプロセスを通じて大きな変化を遂げている地域によって特徴付けられる。熱帯雨林、北極および南極地域。例えば、セレンゲティの大移動、ガラパゴス諸島、リフトバレーの湖沼である。またフィリピンのイフガオが生み出した棚田といった農業景観のような特定の人間活動とそれが起こる生態系との間の人間文化の進化も挙げられる。
草案 N3	人間にとって最も重要な生態系の最上の例、自然の特徴（例えば、川、山、滝）、非常に密集した動物によって示されたスペクタクル、自然の植生と自然と文化の要素の並外れた組み合わせで覆われた広大な眺望のような独特の、まれなまたは最上級の自然現象、地形または特徴、あるいは並外れた自然の美しさの分野を含む。
草案 N4	資産は、希少種または絶滅危惧種の動植物の個体群が依然として生き残る生息地を含むべきである。これには、ラン、ジャイアントパンダ、霊長類（特に類人猿）、サビロネコ（the spotted cats）、ホッキョクグマおよびジャイアントパンダ、アラビアオリックスなど、普遍的な興味と意義のある動植物の集中が見られる地域が含まれる。この基準は、地球上の消失種の全部またはほとんどを保護するという一般的な問題をカバーすることを目的としていない。この後者の機能は、他の既存および発展途上の国際的および国内的プログラムの責任でなければならない。

まず、文化遺産のクライテリア草案は、ICOMOS 草案基準 4 と ICOMOS 草案基準 5 が

合流し、6つから5つに変更された。これによって、草案 C1 が傑作、草案 C2 が影響、草案 C3 が類型、草案 C4 が建築様式、草案 C5 が歴史的出来事、という分類に訂正された。この時の会議では、会議の参加者の中から草案内に示されている文化遺産の例は、本文中から削除するように言及されている（同上第 34 項 1）。

自然遺産の草案は、IUCN 草案 E が削除され、計四つのクライテリアに変化している。記述内容の大きな変更点としては、草案 N2 では、人の活動と生態系の関係について言及されており、イフガオ族の『コルディリェーラの棚田群』が例示されている。この当時からすでに、『コルディリェーラ』が登録に値するものとして挙げられているが、IUCN では、文化的景観の原型に近い視点を有していた。IUCN では、自然及び文化的保護地区の類型を示しており、人類学的保護地域 Protected Anthropological Areas<sup>50</sup>の一類型として、耕作地 Cultivated Landscape が挙げられている（Dasman 1973）。<sup>51</sup>

これらは、過去の農業や牧畜活動によって生み出された景観を保護し、これらの活動を継続的な生業として維持するために確保された分野である。それらの人類学利益に加えて、それらは近代農業技術によって管理されている土地から消滅しつつある土地利用の慣習に関連する遺伝形質の保護区として高い科学的利益を持っている。このような地域は、適切なゾーニングを通じて一部は観光客のために利用できる。<sup>52</sup>

このように、文化的景観の採択は 1992 年であるが、前章で明らかになった内容も踏まえ、世界遺産の登録が始まる前に、IUCN は棚田のような生業の営みがみられる景観を世界遺産に適合するものとして認識していた。また、同会議では、自然遺産のクライテリアでは、管理性 *managibility* という価値を導入すべきであると言及されたが、国際援助を行う際に

---

<sup>50</sup> 「これらは、産業文明とその技術の拡大によって危険にさらされている生活様式の継続を可能にするために確保された分野である。この地域は、人類学的または歴史的に重要な生活様式を実践する人々が居住している地域である。これらの生活様式を実践する意思を持つ人々がいる限り、彼らの生活様式は継続できる。極端な例では、「原始的な」生活様式を伝統的に実践してきた人々、およびその技術、その土地固有の種、あるいは文化的習慣を維持するために土地の利用または耕作の様々な実践を続けるために、特別に雇用される人々が含まれる。それは科学的または文化的価値を持っている（Dasman 1973）。」

<sup>51</sup> 本稿第三章 p.45 で引用した IUCN の資料からの引用文の多くがこの文章と重複していることから、この Dasman の定義を継承しているものと考えられる。

<sup>52</sup> Cultivated Landscapes

These are areas set aside to protect landscapes created by past agricultural or pastoral activities and to maintain these activities as continuing ways of life. In addition to their anthropological interest, they may have important visual and aesthetic interest based on the quality of the landscape. They also may high scientific interest as reservoirs of genetic materials associated with land-use practices which are disappearing from lands managed by modern agricultural technologies. Through appropriate zoning such areas can be made available, in part, for tourism.

考慮すべきであるとして、この時点ではクライテリアには導入されていない（同上第 34 項 1）。そして、以下のクライテリア草案が全会一致で採択された（表 4-10）。

表 4-10 1977 年版クライテリア

C1	創造的資質を持つ傑作である固有で芸術的または美的成果を代表するもの
C2	世界のある文化圏において、建築、記念物的彫刻、庭園と景観設計、関連する芸術、人間の居住地へ、ある期間もしくは後の発展へ多大な影響を与えたもの
C3	固有、または極めて希少、もしくは偉大な古代のもの
C4	構造の形式、重要な文化的、社会的、芸術的、科学的、科学的、もしくは産業的發展を代表する形式の最も特徴的な例であるもの
C5	重要な建築の伝統的な形式、重要な構造の方法、または脆弱な特性を持ち、もしくは不可逆的な社会-文化的もしくは経済的变化の影響で消滅しそうな重要な人間の居住地の特徴的な例であるもの
C6	顕著な歴史的重要性や意義を持つ思想や信条、出来事、人物との最も重要な結びつきをもつもの
N1	地球の進化の歴史の主要な段階を表す顕著な例である。このカテゴリーには、地球の自然の多様性の発展がうまく示されることができる「爬虫類の時代」などの主要な初期の人間と環境が経験した「氷河期」などの地質史の主要な「時代」を表すサイトが含まれる
N2	重要な進行中の地質学的プロセス、生物学的進化、および人間の自然環境との相互作用を顕著な例である。地球の発展の時期とは異なり、これは植物や動物、地形、海洋や淡水のコミュニティの発展の進行中のプロセスに焦点を当てている。このカテゴリーには、(a) 地質学的プロセス、氷河期および火山活動、(b) 生物学的進化、熱帯雨林、砂漠、ツンドラなどのバイオームの例、(c) 人と自然環境との相互作用、棚田の農村景観などが含まれる
N3	人間にとって最も重要な生態系の最上の例、自然の特徴（川、山、滝など）、非常に密集した動物によって示されたスペクタクルなど、ユニークな、希少なまたは最上級の自然現象、地形または特徴または並外れた自然美動物、自然の植生に覆われた広大な景観、そして自然と文化の要素の並外れた組み合わせを含んでいる
N4	普遍的利益と意義のある希少種または絶滅危惧種の動植物の個体群が見られる生息地であること

このクライテリアでは、文化遺産のクライテリアは 6 つ、自然遺産のクライテリアは 4 つと変更された。大きな変更点は、1977 年の文化遺産基準草案 iv が、「固有な歴史性」を特定する基準（文化遺産の基準 iii、以下 C3）、と民族的建築を評価する基準（文化遺産基準 5、以下、C5）に分化していることである。また、1977 年の文化遺産基準草案 iii が文化遺産基準 4（以下 C4）となり、この基準に科学的発展を評価する「科学」という単語が追加されている。さらに、C5 には「伝統的な建築様式」という言葉の前に「重要」という言葉が追加されている（UNESCO 1977c 第 32 項）。

文化遺産の基準 i（以下 C1）は、会議で「精神」の使用は疑問視され、「天才」という語に置き換えられている（同上第 32 項）。また、自然遺産の基準 1 と整合性をとるためか、

「美的成果」という言葉が追加された。

なお、文化遺産基準 ii（以下 C2）の「影響」、C4 の建築様式の類型、文化遺産の基準 vi（以下 C6）の「歴史的出来事」については変更はなかった。

自然遺産は、自然遺産基準草案 iii（以下 N3）には、文化と自然の組み合わせ要素を含むものも対象とされた。また、自然遺産基準 1（以下、N1）、自然遺産基準 2（以下、N2）、自然遺産基準 4（以下、N4）は変更されていないが、資産の例示という記述は削除されている。

これらのクライテリアによって最初の世界遺産の登録が行われた。1978 年に登録された世界遺産は、『イエローストーン国立公園（米国、現在の基準 vii、viii、ix、x）』、『メサ・ヴェルデ国立公園（米国、基準 iii）』、『ガラパゴス諸島（エクアドル、基準 vii、viii、ix、x）』、『キト市街（エクアドル、基準 ii、iv）』、『ナハニ国立公園（カナダ、基準 vii、viii）』、『ランス・オ・メドー国定史跡（カナダ、vi）』、『クラクフ歴史地区（ポーランド、基準 iv）』、『ヴァイエリチカ岩塩坑（ポーランド、iv）』、『シミエン国立公園（エチオピア、基準 vii、x）』、『アーヘン大聖堂（ドイツ、基準 i、ii、iv、vi）』、『ラリベラの岩窟教会群（エチオピア、基準 i、ii、iii）』、『ゴレ島（セネガル、基準 vi）』の計 12 件（文化遺産 8 件、自然遺産 4 件）である。このように、少なくとも 1978 年の時点では、四つの大陸から自然と文化の様々な種類の資産が代表されていた（cf. Bolla 2005）。

このとき、適用されたクライテリアは文化遺産においては、C1 が 2 件、C2 が 3 件、C3 が 2 件、C4 が 4 件、C5 が 0 件、C6 が 2 件である。最も適用された基準は C4 であり、その他の基準は C5 を除き、ほぼ同様の適用数であり、この時点は「顕著性」を評価する基準と「代表性」を評価する基準の両方がバランスよく適用されていた。

一方、自然においては、N1 が 2 件、N2 が 2 件、N3 が 4 件、N4 が 4 件であった。このように、最初の世界遺産登録においては、審美的な「顕著性」を評価する基準と希少性を評価する基準が同様に適用されていた。

#### 4.1.3 1978 年から 1980 年の世界遺産委員会の議論

##### 1978 年版作業指針クライテリア

1978 年では、仏語と英語の用語が一致していない箇所があるということから、クライテリアの記述に若干の変更が行われた（表 4-11）（UNESCO 1978b 第 25 項）。

表 4-11 1978 年版クライテリア

C2	建造物、記念碑的な彫刻、庭園、景観のデザイン、関連芸術、都市計画、あるいは人間の集落などの発展に、長期間または世界の文化圏に多大な影響を及ぼしたこと
C5	本質的に脆弱であるか、または不可逆的な社会文化的または経済的変化の影響を受けて脆弱になっている、重要で伝統的な建築様式、建築方法、都市計画の形式または伝統的な人間居住形態の特徴的な例である

## 1980年版作業指針クライテリア

続く1980年版のクライテリアは、1978年版作業指針と比較して、C1は「美的」という語が、主観的な観点を含む可能で胃があることから削除されている（UNESCO 1979b）（表4-12）。

C2、C4、C6については記述が重複していると指摘されており、それぞれが重複しないように訂正されることになった（同上 第6項E）。また、C2、C4、C5は歴史や芸術の歴史の資源を生かす比較評価が必要であることが指摘されており、前章で指摘した比較評価の必要性について、クライテリアの議論からも言及されている。

具体的な修正箇所としては、C2では「人の居住地」と「庭園」という語が削除された。C4は「文化・社会・芸術・科学・技術・産業発展」という語が削除され「構造の形式」という語に修正された。そして、C3は「傑出した消滅した文明」と改定されている。「文明」と表記されたことで対象とする範囲が広がっており、これも緩和された。C5については「建築、構造の方法、都市計画の形式」という語が削除され、存在が危ぶまれている「伝統的な人々の居住地」に限定されている。「文化を代表し」という語の追加については、国際的援助を得ることを目的とした世界遺産登録を阻むという議論を踏襲したものであると考えられる。

C6については、適用率が上がり、ナショナリズムや政治的な問題を持つものが多いということが問題視されている（UNESCO 1979a 第35項v）。これに伴い、1980年版作業指針では「人物」という語が削除され、「例外的な状況」と「他の基準との併用」される場合のみ使用されるべきという文が追加されている。この背景には、遺産の価値が歴史的な出来事や著名な人間と結びつくことでナショナリズムに利用されることを考慮しているという議論があったことによる。それについては1979年のMichel Parentの報告書の中で詳しく述べられている。この報告書では、特定の人物を扱って推薦された資産であった「エジソン国立歴史公園（アメリカ合衆国）」と『パフォス - アフロディテ誕生の地（キプロス）』の二つの例を比較しながら分析している（UNESCO 1979b :22）。Parentは、「エジソン国立歴史公園」は「偉人」の歴史と結びついているということで世界遺産リストに推薦されたが、「世界遺産リストは異なる国の偉人を顕彰する舞台であってはならない」と言及し、偉人の政治利用の危険性について懸念を示した。一方で、『パフォス』については、その伝説上の人物との結びつきよりも、考古学的また物質的なつながりが、より強くみられるために登録が正当化できるものと解釈している。ここで、世界遺産に登録される資産が、無形の結びつきよりも物質的なつながりが推奨される解釈が生まれ、C6（基準vi）における「他の基準との併用」が推奨されてゆく一つの要因となった。結局、「エジソン国立歴史公園」は登録には至らず、『パフォス』については翌1980年に世界遺産リストに登録された。

「例外的な状況」については、『アウシュビッツ』の議論が関係している。『アウシュビッツ』は、1978年に世界遺産リストに推薦されたが、推薦国であるポーランドは、『ヴィエリ

チカの岩塩坑』、『クラクフ歴史地区』、『ワルシャワ歴史地区』、『アウシュビッツ』の四つの資産を同時に推薦していた。その中で最も推薦が適当と思われた『ヴィエリチカの岩塩坑』が優先的に登録され、残りの三つの資産の登録は延期されている（UNESCO 1978a 第 21 項）。上記の Parent の報告書では、Parent は 1978 年に登録された「ゴレ島（セネガル）」を例に挙げて、比較した意見を記述している。『ゴレ島』及び『アウシュビッツ』はともに、「消極的な歴史的価値 negative historic value」、すなわち日本では「負の遺産」として位置づけられるものとして共通している。『ゴレ島』は奴隷貿易の拠点であり、C6 のみの適用で世界遺産リストに登録された。『ゴレ島』の場合、自然の環境の中に美しい建築群も見られ、かつ奴隷貿易時代の資産も並存している。Parent は、『ゴレ島』が有する消極的な歴史的価値を、文明の対話のサイトとして重要性を持つものと位置づけている（UNESCO 1979b :21）。一方『アウシュビッツ』の場合は、建築的な価値を持たず、歴史的価値を持つ遺産としては不適合であると説明している。しかし、著名な戦場の一つとして、あらゆる犠牲者のための記念物としての象徴として保存すべきであると登録を正当化している（同上）。同年、『アウシュビッツ』は C6 のみ適用で世界遺産リストに記載された。これに伴い、「著名な戦場」のような建築的特性を持たない事例についても登録を考慮するように勧められたが（同上 :22）、結果として例外規定として「他の基準との併用」が推奨されることになった。

表 4-12 1980 年版クライテリア

- 
- C1 創造的資質を持つ傑作である固有で芸術的成果を代表するもの
  - C2 ある期間もしくは世界のある文化圏において、建築、記念物的作品、都市計画、景観の発展へ偉大な影響を与えたもの
  - C3 消滅した文明の固有性の証拠、または少なくとも特別な証拠となるもの
  - C4 歴史の重要な段階を示す構造の形式の最も顕著な例であるもの
  - C5 文化を代表し、不可逆的な変化の影響で消滅しそうな人間の居住地の顕著な例であるもの
  - C6 顕著な普遍的意義を持つ出来事、思想や信条、との直接または明白な結びつきをもつもの（委員会は、この基準は例外的な状況、もしくは他の基準との併用する場合のみ使用すべきだと考えている。）
  - N1 地球の進化の歴史の主要な段階を表す顕著な例である
  - N2 重要な進行中の地質学的プロセス、生物学的進化、および人と自然環境との相互作用を表す顕著な例である。地球の発達の時期とは異なり、これは動植物のコミュニティ、地形、海洋や淡水のコミュニティの発展における進行中のプロセスに焦点を当てている
  - N3 最も重要な生態系の最上の例、自然の特徴、極度に密集した動物たちによって見られるスペクタクル、自然の植生に覆われた広範囲の景観、そして自然と文化の要素の並外れた組み合わせなど、最高の自然現象、地形または特徴または並外れた自然美の地域
  - N4 科学や保全の観点からも絶滅のおそれのある動物や植物の絶滅危惧種が生き残っている最も重要かつ重要な自然の生息地が含まれている

#### 4.1.4 1983年版作業指針クライテリア

1984年版の作業指針においては、C4とN3の内容が変更されている。C4については、「建築のアンサンブル」という語に変更されている(表4-13)。この背景には、Michel Parentが、『歴史都市(historic town)』というカテゴリーが必要であることを指摘したことにある。Parentは、都市は人々が生活している空間であるがゆえに、都市の真正性を建築物の真正性の概念で判断することは難しいと言及した(UNESCO 1983b:7)。したがって、歴史都市に関する比較研究を行うことでグローバルな類型を作成し、適切な枠組みを策定すること必要がある旨の言及をしている。翌1984年の世界遺産委員会では「歴史都市」の類型が示され、「歴史都市」を「人が住んでいない都市」、「人が住んでいる歴史都市」、「20世紀の都市」の三種類に分類されている(UNESCO 1984)。なお、これらの都市は、都市部のみならず自然環境も共に全体性を保存するべきとされている。これらの議論の中で、「歴史都市」のカテゴリーは、1987年版作業指針に反映されている(1987年版作業指針第23項)。このように、世界遺産条約では、現行のクライテリアでは登録が難しいとされる類型であるとしても、登録の可能性が問題提起されることで、助言機関に新たな類型として世界遺産リストに代表できる可能性について調査を促し、新たなカテゴリーとして採用することが可能である。

また、自然遺産のクライテリアでは、N3が、N4との重複を避けるために、「動物の密集地」という語が削除されている。

表4-13 1983年版クライテリア

---

C4	歴史の中で重要な段階を示している類型の建物または建築物の集合体の優れた例である
N3	例えば、最も重要な生態系の卓越した例、並外れた自然美の地域、または自然および文化的要素の並外れた組み合わせなど、最高の自然現象、地層または特徴を含んでいる

#### 4.1.5 文化的景観の採択へ

1992年は文化的景観の採択に関連して、クライテリアの改定が行われている。

まず、文化的景観という用語は、前章からみたようにIUCNにて1979年に使用されている。世界遺産条約においては、1984年の世界遺産委員会会合で、Lucien Cabasonが「田園景観」という用語で議論されている。「田園景観」とは、文化と自然の相互の価値を有するもので、CabasonはN3の基準に適合する可能性があることを指摘した。しかし、「田園景観」にN3を適用させることには、三つの問題があると言及している。まず、「棚田の様に極めて調和的で、美しく、人の手が加わった景観を特定する」という点である。これについては、N3の解釈を拡大しなければならないと言及している。次に、同年に問題提起された「歴史都市」と同様に「生きている景観は進化してゆく」ということである。三つ目は、このような景観の完全性を維持するように、現状、各国の法律によって保護されていないという点



であった（UNESCO 1984 第 21 項）。Cabason の提案によって、世界遺産委員会は、田園景観を世界遺産リストに登録できる可能性を探る研究を開始した。

Chabason の提案以降、「田園景観」についての議論は、IUCN 主導で行われた。1988 年の第 17 回 IUCN 総会では、IUCN の保護地域のカテゴリー V（景観保護地域）<sup>53</sup>における、陸域および海域の景観保護地域のための基準を批判的に評価し、発展させ、さらに推進するとされた。そのため、ユネスコおよび ICOMOS と協力して、世界遺産に登録された文化的価値と自然の価値が混在するサイトを検討するための基準を策定ように勧告が出されている（IUCN 1988b:1114）。また、世界遺産委員会に対し、文化的および自然的特徴が調和した保護景観は、顕著な普遍的価値があり、世界遺産リストに登録する価値があると見なすことができるという原則を採用していくという勧告を出した。

1990 年の IUCN 総会では、「文化的景観は、世界遺産条約のクライテリアにおいて適合する可能性がある」と報告している（IUCN 1990:110）。翌 1991 年の世界遺産委員会会合では、自然遺産に関しては、特に第四回世界公園会議で開催される議論を踏まえて、地質のサイトや景観の基準の組み込みを含む、クライテリアの改定を検討すべきであると言及されている（UNESCO 1991 第 50 項）。

翌 1992 年の第四回世界国立公園会議の勧告では、「自然と文化を調和的にブレンドした自然/文化的景観もしくは海景、及び生きている文化を考慮し、クライテリアを改定すること（IUCN 1993 勧告 4.b:31）」という勧告が出された。しかしながら、自然遺産のクライテリアは、推薦資産の厳格な評価において十分ではないとして、「自然と人間の関係（自然遺産基準 ii）と自然と文化の要素の秀でた結びつき（N3）は、自然遺産の条約 2 条の自然遺産の定義に一致しない」ので、人と自然の結びつきの言及が削除され、文化的景観は文化遺産のカテゴリーとして登録されることになった（同上:108）。

1992 年の文化的景観の専門家グループの会議において、世界遺産リストに文化的景観を含めるための、作業指針の検討が行われた。専門家会議では、文化的景観の採択に伴って、文化遺産のクライテリアを改定することを確認し、文化遺産の 6 つのクライテリアの若干の変更を行うことを決定した（UNESCO 1992c）。

「文化的景観」は、条約第 1 条に指定されている「自然と人間の複合的な作品」を表し、それらは、自然環境によってもたらされる物理的な制約および/または機会ならびに外部的および内部的の両方の連続的な社会的、経済的および文化的な力の影響下での、人間社会の進化および時間の経過による定住を例示しているものであると言及されている。それらは、その顕著な普遍的価値と明確に定義された地理文化的な地域に関する「代表性」の両方に基づいて、そして当該地域の本質的かつ明確な文化的要素を実証するキャパシティを評価すべきであるとしている（同上 第 35 項）。

「文化的景観」という用語は、人類とその自然環境との間の相互作用の多様な景観を包含

---

<sup>53</sup> 「景観の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域」

する（同上 第 36 項）。最も容易に識別可能なものは、人間によって意図的に設計され創作された景観（意匠された景観）である。これは、宗教的または他の記念碑的な建物やアンサンブルに関連しているが、審美的価値を持つ庭園や公園の風景も含まれている（同上第 37 項）。世界遺産委員会は、これを文化的景観の第一のカテゴリーとした。

第二のカテゴリーは「有機的に進化した景観」である。これは初期の社会的、経済的、行政的、そして/または宗教的な要請から生じており、その自然環境との関連によってそしてそれに対応して現在の形を発展させてきた景観である。この景観は、その進化の過程をその形態と構成要素の特徴に反映している。それらはさらに 2 つのカテゴリーに分類された（同上 第 38 項）。

①遺跡（または化石）の景観は、進化のプロセスが過去のある時期に、突然に、またはある期間で終了したものである。しかし、その重要な際立った特徴は、まだ物質的な形をとどめているもの（同上第 39 項）。

②継続的な景観は、伝統的な生活様式と密接に関連した現代社会における積極的な社会的役割を保持しており、その中で進化の過程は未だ進行中である。同時にそれはその進化の重要な物質的証拠を経時的に示している（同上第 40 項）。

そして、最後に挙げられたカテゴリーは、自然の要素と強力な宗教的、芸術的または文化的な関連がみられる景観（関連する景観）である（同上 第 41 項）。また、世界遺産リストに含まれる文化的景観の範囲は、文化的に重要な輸送および通信ネットワークを表す長い線形の領域を登録する可能性もあると言及されている（同上 第 42 項）。

上記の第 42 項に規定された基準に基づいて世界遺産リストに含まれる「文化的景観」のカテゴリーの存在は、文化的小および自然の両方に関して並外れて重要なサイトの可能性を排除していない。複合遺産の場合、これらの顕著な普遍的な意義は両方の基準のもとで正当化されるものと決定された（同上 第 44 項）。

#### 4.1.6 1994 年版作業指針と 1996 年版作業指針における「代表性」の反映

文化的景観の議論をもとに、C2 では、「景観設計」という語が追加された（UNESCO1992c）（表 4-14）。C4 が最後に改定されたのは 1984 年のことである。この改定により、「景観」という語が追加された。これは文化的景観の採用によるものである。

C3 では、この基準は文化的により中立的であるため、「文化的伝統」という語句が追加された。人々の集団は消滅してしまうが、その文化的伝統は、生き残る支配的な文明によって同化されることが指摘されている。これによって、C3 は「顕著性」の評価だけでなく、「代表性」を評価する基準に変更された。

C5 は、この改定による変化は「土地の利用」についての規定が追加されていることであ

る。これも文化的景観の採用に合わせた改定である。その他については、「危機に晒されている」という文脈の語はそのまま残されている。また、専門家グループは「または(複数の)文化」を追加することによって、いくつかの文化が重なっている多層な景観を評価することの意義を強調した。

C6については、「芸術的、文学作品」という語と「生きた伝統」という語が追加されている。これも文化的景観の採用により、連想的な価値を評価するために追加された。

N1については、地形の発展について現在進行中のプロセスも含んだものと改定され、この基準は地質学的なものを特定するものとされた。N2については、地質学的なものがN1に移行したことで、N2は現在進行形の過程を評価する視点から特定するものではなく、生物学・生態学を特定するものと改定されている。

N3については、自然現象や自然美にのみ言及する形になり、生態系や地質、動物の生息地などについては他の基準と棲み分けする形となった。N4については、絶滅危惧種の生息地のみではなく、生物多様性がみられる地域を特定する基準となった。

このように文化的景観の採択に伴って、文化遺産の基準は、人類学的観点が増え、「代表性」に配慮した記述が含まれるようになった。一方で、自然遺産の基準は、自然の厳格な評価の観点から、人と自然との関係の言及が削除され、現在進行形の過程と静的なものに区別する評価方法から、現在進行形の過程と静的なものを含んだ地質学及び生物学・生態学のクライテリアとして区別するように改定された。

表 4-14 1994 年版クライテリア

C2	ある期間もしくは世界のある文化圏において、建築、記念物的作品、都市計画、景観設計の発展へ大きな影響を与えたもの
C3	消滅した文明もしくは文化的伝統の固有性の証拠、または少なくとも並外れた証拠となるもの
C4	人類の歴史の重要な段階を示す建築物、建築の集合体や景観の形式の顕著な例であるもの
C5	文化(または複数の文化)を代表し、とりわけ不可逆的な変化の影響で消滅しそうな人間の居住地、または土地利用(の最も顕著な例であるもの)
C6	顕著な普遍的意義を持つ出来事、生きた伝統、思想や信条、芸術作品や文学作品との直接、または明白な結びつきをもつもの(委員会は、この基準は例外的な状況、もしくは他の基準との併用する場合のみ使用するべきだと考えている)
N1	生命の記録、地形の発達における顕著な進行中の地質学的プロセス、または顕著な地形的特徴または地形的特徴を含む、地球の進化史の主要な段階を表す顕著な例である
N2	陸上、淡水、沿岸および海洋の生態系ならびに動植物のコミュニティの進化と発展における重要な進行中の生態学および生物学のプロセスを表す顕著な例である
N3	最上級の自然現象または並外れた自然美しさと審美的に重要な地域を含んでいる
N4	科学や保全の観点から見ても顕著な普遍的価値のある絶滅危惧種を含む生物多様性の本来の場所での保全のための最も重要で重要な自然生息地を含む

## 1996年版作業指針クライテリア

1996年版のクライテリアの改定においては、グローバル・ストラテジーの採用を踏まえた形で改定されている。

まずC1であるが、この改定で、「芸術的」価値を持つという規定が削除されている(UNESCO 1994)(表4-15)。これはグローバル・ストラテジーにより世界遺産リストの「記念物的な」考えから「人類学的な」アプローチを反映するためである。

C2は、「価値の影響」から「価値の交流」という文に変化している。ここでは文化の一方通行による価値の発信ではなく、ある価値ともう一方の価値の双方向の影響が見られるものでなくてはならないものとされている(同上)。

1992年の専門家会議は、「伝統的な村や現代建築(そして産業遺産も)のガイドラインはまだ作成されていないので、この段落の内容は一部新しい段落に保持されなければならない(UNESCO 1992c)」という指摘をした。この指摘を踏まえ、C3は「消滅した文明」の評価から「現存する(living)」文化を評価するものへと改定された。グローバル・ストラテジーの採用を受け、C4は、「科学技術の集合体」という語が追加され、以前に削除された記述が、再び含まれるようになった。

最後にC6であるが、この適用には「例外的な状況」と「他の基準との併用」の双方を満たさなければならなくなり、規定が厳しくなっている。この改定には、まず1994年の世界遺産委員会では、C6は制限が多いので、制限を緩めるべきであるとされている(UNESCO 1994)。同様に1995年にも「文化的伝統を考慮して、解釈を狭めるのではなく広げるべきである」と言及されている(UNESCO 1995)。しかし、1996年に『広島平和記念碑』が登録されたことによって状況が一変した。中国<sup>54</sup>は『広島平和記念碑』の登録の可否について保留し、アメリカ<sup>55</sup>は、戦争関連資産が世界遺産リストの登録にふさわしいか疑問を呈し、反

---

<sup>54</sup> 以下は中国代表団の発言の引用である(UNESCO 1996a ANNEX V)

「第二次世界大戦中、アジア各国や人々が生活と資産の大きな喪失に苦しんだ。しかし、今日この歴史の事実を否定しようとする少数の人々が存在する。そのため、たとえ例外的なものであろうと、広島平和記念碑が世界遺産リストの登録に承認されれば、それらの人々によって悪意を持って使用される可能性がある。当然、世界の平和と安全の保護に貢献しないと思われる。上記の理由により、中国はこの推薦の承認は保留する。」

<sup>55</sup> 以下は、アメリカ代表団の発言の引用である(UNESCO 1996a ANNEX V)。

「アメリカは今日の原爆ドームの世界遺産リストへの記載の決定はふさわしくないと考えている。アメリカと日本は親密な友好関係および同盟関係にある。我々は世界中の安全保障、外交、国際関係、経済問題に共同して行動している。両国は多くのアメリカ人と日本人の密接な個人的な友好関係によって結びついている。たとえそうであっても、アメリカはこの記載において友好関係にある日本を支持できない。アメリカは原爆ドームの推薦において歴史的な観点が欠けていることを懸念している。第二次世界大戦を

対を表明した。結果として、『広島平和記念碑』は賛成多数で登録されたが、C6については適用が厳しくなった<sup>56</sup>。翌年 C6 は、「普遍的な意義のある芸術的で文学的な作品で、出来事や生きている伝統、考え、または信念と直接または明白に関連している（委員会は、この基準は例外的な状況においてのみ、そして文化または自然の他の基準と併せてリストに含めることを正当化すべきであると考えている）」として、「他の基準」という語が「文化または自然の他の基準」と微修正された。

このように、文化的景観の採択を受け、C3では、これまで自然遺産にみられた現在進行形の営みを評価する記述が含まれ、「代表性」を評価するものへ改定された。C4では、グローバル・ストラテジーの採択受け、産業遺産や20世紀の遺産の登録に配慮した改定が行われた。一方で、C6については、各国同士の外交的な懸念を引き起こす可能性について懸念を示し、適用の厳格化について言及されたのであった。

表 4-15 1996年版クライテリア

C1	人類の創造的資質を持つ傑作を代表するもの
C2	ある期間もしくは世界のある文化圏において、建築、科学技術、記念物的作品、都市計画、景観設計の発展へ人類の価値の重要な交流を示すもの
C3	生きているまたは消滅した文明もしくは文化的伝統の固有性の証拠、または少なくとも並外れた証拠となるもの
C4	人類の歴史の重要な段階を示す建造物、建築の集合体と科学技術の集合体、景観の形式の顕著な例であるもの
C6	顕著な普遍的意義を持つ出来事、生きた伝統、思想や信条、芸術作品や文学作品との直接、または明白な結びつきをもつもの（委員会は、この基準は例外的な状況かつもしくは他の文化遺産と自然遺産の基準と併用する場合のみ使用するべきだと考えている）
N1	生命の記録、地形の発達における顕著な進行中の地質学的過程、または顕著な地形的特徴または地形的特徴を含む、地球の進化史の主要な段階を表す顕著な例である

#### 4.1.7 文化遺産と自然遺産のクライテリアの統一に関する議論

ヴァノワーズで行われた専門家会議では、自然遺産のクライテリアについて議論されて

---

終結させるためにアメリカが原爆を使用するに至った様々な出来事が広島悲劇を理解するうえで重要である。1945年に至るまでの時代の調査は適切な歴史的脈に置かれるべきである。

アメリカは戦争関連資産の登録が条約の範囲外であると考え。我々は、委員会に戦争関連資産の世界遺産リストの適合性に対処するように求める。」

<sup>56</sup> このC6の改定の理由について、当時の委員会会合では特に言及がない。しかし、報告書（UNESCO 2001 whc-01-conf205-inf8）によれば、改定の理由は「広島平和記念碑」が改定の理由であるとしている。

いる(UNESCO 1996b)。まず、専門家グループは、N3の基準に対して「これらの概念は条約に強固な根拠を置いているにもかかわらず、それらの適用は依然として問題がある」として、専門家会議は、「C3は他の自然のおよび/または文化の基準と共にのみ使用されるべきである」と提案している<sup>57</sup>。

また、「自然地域」は、「生物物理学的プロセスや地形的特徴が依然として比較的損なわれておらず、地域の主な管理目標が自然の価値を確実に保護することである」が「自然」の解釈に関しては、全く手付かずの地域はなく、すべての自然地域は動的な状態にあることが確認されている。自然地域での人間の活動が顕著にみられる場合においても、その活動が持続可能なものであれば、その地域の自然の価値を補完することができるとした。

さらに、専門家会議では、世界遺産を区別するために自然、文化、複合、文化的景観などの用語を使用することで、条約の独自性を損なっていることについて懸念されている。専門家会議は、将来、文化遺産と自然遺産の単一の基準を採用する可能性について指摘し、世界遺産委員会が既存の自然遺産および文化遺産の基準を組み込むことを勧告した。

1997年の「第三回グローバル・ストラテジー会議太平洋における世界遺産の資産の特定」と題された会議では、「太平洋島嶼国においては顕著な海景と景観の間には、分けることのできない結びつきがあり、そこには豊富な歴史や人々の生活の伝統が織り込まれている(UNESCO 1997 第2項)」と指摘され、世界遺産リストに十分に代表されていない国、特に太平洋の島嶼国の文化に配慮したクライテリアに改定すべきことが指摘されている。

この議論を受けて、1998年にはN2の基準<sup>58</sup>は「陸上、淡水、沿岸および海洋の生態系ならびに動植物のコミュニティの進化と発展における人と環境との相互作用または進行中の重要な生態学的および生物学的プロセスを表す優れた例である。」として、「人と環境の相互作用」を評価する案が出されている(UNESCO 1998a:11)。

2001年の専門家会議では、すべての自然のおよび文化的基準を単一にまとめることは好ましいが、その提案には、改善が必要であることが合意されている。そして、いくつかの基準を見直す必要性が提起されたが、カナダの専門家が、長期にわたって作成された自然および文化的基準の既存の文言を変更することはこの専門家グループの義務ではないと言及している(UNESCO 2001:7-8)。

また、太平洋島嶼国に配慮するために、C5の基準に「海の景観」の追加について議論された。世界遺産委員会は「土地利用」という言葉は、太平洋などの地域では、海上利用にも関連すると判断し、伝統的な土地利用の優れた例を表す推薦を作成することを勧告した(同上)。

---

<sup>57</sup> 「(iii) 卓越した自然現象または並外れた自然の美しさおよび審美的に重要な分野を含むこと(委員会は、例外的状況において、または他の自然的または文化的基準との関連においてのみリストに含めることを正当化するべきであると考え)。」

<sup>58</sup> この時すでにこの基準は基準viiiとされており、すでに基準iから基準xの基準に改定することになっていたと考えられる。

これらの追加規定が定められた作業指針は2003年に採択されたが（UNESCO 2003c）、2005年から履行されることになった（UNESCO 2003a:125）。

#### 4.1.8 2005年年版作業指針

2005年の作業指針では、現在のクライテリアと同様の記述になった。大きな変更点としては、文化遺産と自然遺産という区別をなくし、基準iから基準xに統一されたことである（表4-16）。しかし、自然遺産のクライテリアの記述については、本文の修正は行われていない。

基準の内容が変更されたのは、基準vと基準viである。まず基準vは、今回の改定では「海上」の土地利用という語が追加され、太平洋島嶼国に配慮するという議論の成果が反映されたものとなった。

基準viの改定については、「例外的な状況」という語が削除された。この背景には、まず1999年に『ロベン島<sup>59</sup>（南アフリカ）』の登録の審議にかけられたことが挙げられる。南アフリカの当初の推薦では、基準viのみの推薦であったが、1996年版作業指針では、基準viのみの適用は難しいという判断から、基準iiiとviの適用による登録となった。しかし、この議論の過程ではタイの代表が「この基準のみで資産を登録するために、このセッションの間に基準viを修正してはどうか」という意見も出され、世界遺産委員会も基準viの修正についての議論が必要であることを確認している（UNESCO 1999b:17）。

この指摘を受け、2001年には、世界遺産委員会は基準viの適用について議論している（UNESCO 2001）。まず、基準viの適用については、「基準の役割と適用に対する認識の違いによる適用の一貫性が欠如」していることが指摘された。しかし、適用の制限を受けることで、「記念碑的遺産を支持する偏りを生み出し、生活習慣、思想および信念に関連する遺産への基準の適用を制限」されることが指摘されている。この基準を制限しなければ「政治的および国家主義的な使用から保護」できないこと、そして世界遺産リストへ「基準viを適用した登録が多すぎる」ことが懸念されている。そこで、以下の四つの案が提示された。

- ①「例外的な状況」の後の括弧内の言葉を削除すること。
- ②括弧内のすべての言葉を「生活の伝統」にのみ関連させること。
- ③括弧内の「例外的な状況と…」の後に「できれば」という言葉を追加すること。
- ④括弧内の文言をすべて削除すること。

議論の結果、③の案が採択され、基準viは他の基準との併用が「好ましい」という表現に改

---

<sup>59</sup> この『ロベン島』は17世紀ごろにオランダやイギリスなどによって主に犯罪者を隔離するための施設がつくられた。その後、1948年には南アフリカ共和国でアパルトヘイトが法制化されると、それに異を唱える政治犯を収容する監獄として使用された。後にノーベル平和賞を受賞するネルソン・マンデラも、およそ20年間この島に収容されていた。

定されている。

表 4-16 2005 年版クライテリア

基準 v	文化（または複数の文化）を代表し、とりわけ不可逆的な変化の影響で消滅しそうな 人間の居住地、土地利用、海の利用の最も顕著な例であるもの
基準 vi	顕著な普遍的意義を持つ出来事、生きた伝統、思想や信条、芸術作品や文学作品との直接、または明白な結びつきをもつもの（委員会は、この基準は他の基準と併用する場合のみ使用するのが好ましいと考えている）
基準 vii	最上級の自然現象または例外的な自然の美しさと審美的に重要な分野を含んでいる
基準 viii	生命の記録、地形の発達における顕著な進行中の地質学的プロセス、または顕著な地形的特徴または地形的特徴を含む、地球の進化史の主要な段階を表す顕著な例である
基準 ix	陸上、淡水、沿岸および海洋の生態系ならびに動植物のコミュニティの進化と発展における重要な進行中の生態学および生物学的プロセスを表す顕著な例である
基準 x	学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する

以上のように、文化遺産の基準の解釈においては、多くの議論を経て、「代表性」を反映するように改定されてきた。1976 年の文化遺産のクライテリアは、C1 や C3 が「顕著性」を評価する基準であった一方で、その他の文化遺産の基準では多様な資産の登録を想定しており「代表性」に配慮したものであった。その後、資産の厳格な評価が必要とされたことで、「代表性」に配慮した記述が削除された。その後、文化的景観の採用によって、文化遺産においても自然遺産でみられていた「現在進行形の過程」を評価する記述が含まれるようになり、地域の生業との結びつきが評価されるようになった。産業遺産という遺産のカテゴリーにおいても、その本質において地域の生業との関わりを避けては通れない。そのうち、産業遺産など多様な資産を世界遺産リストに代表できるように、クライテリアが改定され、「代表性」が拡大された。しかし、基準 vi の適用については、人物、負の遺産や戦場の遺産などナショナリズムの高揚や当事国間の政治的案件に抵触及び発展するようなものについては、適用については注意するように求められている。ただし、クライテリアの厳密な適合については、必ずしも一致しているとはいいがたいことが指摘されていた。

一方、自然遺産のクライテリアは、対象とする自然の性格から、現在進行形の過程を含むものとして、当初から「代表性」を踏まえた「顕著性」を謳っていた。当初、自然遺産で評価対象とされていた棚田のような景観が、文化的景観として文化遺産のカテゴリーとして含まれると、人為的および人為的結果が評価対象となり、人為が展開された場所は切り離された。



## 4.2 クライテリアの適用数からみる「顕著性」と「代表性」

次に、世界遺産リストに登録された資産に実際に適用されたクライテリアの推移をみることで、世界遺産リストの「代表性」の拡大の方針、及びそれに伴うクライテリアの改定が、世界遺産リストの登録に反映されているかどうかを分析する。分析においては、文化遺産と自然遺産ごとに分析を行う。文化遺産はグローバル・ストラテジー以後登録が推奨されたカテゴリー資産（文化的景観、産業遺産、20世紀の遺産）を含めて分析するものとする。分析を行うにあたり、まず、文化遺産と自然遺産のクライテリアの適用数の推移を積み上げ棒グラフにして示した(図4-1~図4-5)。

「顕著性」を評価する基準 i 及び 94 年までの基準 iii においては、80 年代に多用されているが、90 年代中盤にかけて大きく減少している。96 年以降の基準 iii においては、「代表性」を評価するものへ変化したことで、2000 年代以降には適用率は回復している。

「代表性」を評価する基準 ii や基準 iv は条約当初から多く適用されてきたが、グローバル・ストラテジー以降、適用数はさらに増加している。基準 v においては、80 年代までにはあまり適用されてこなかったが、グローバル・ストラテジー以降、一定数適用されるようになった。また、基準 vi においては、条約当初から適用数については、あまり大きな変動がみられない。続いて、基準ごとの特徴を以下に示す。

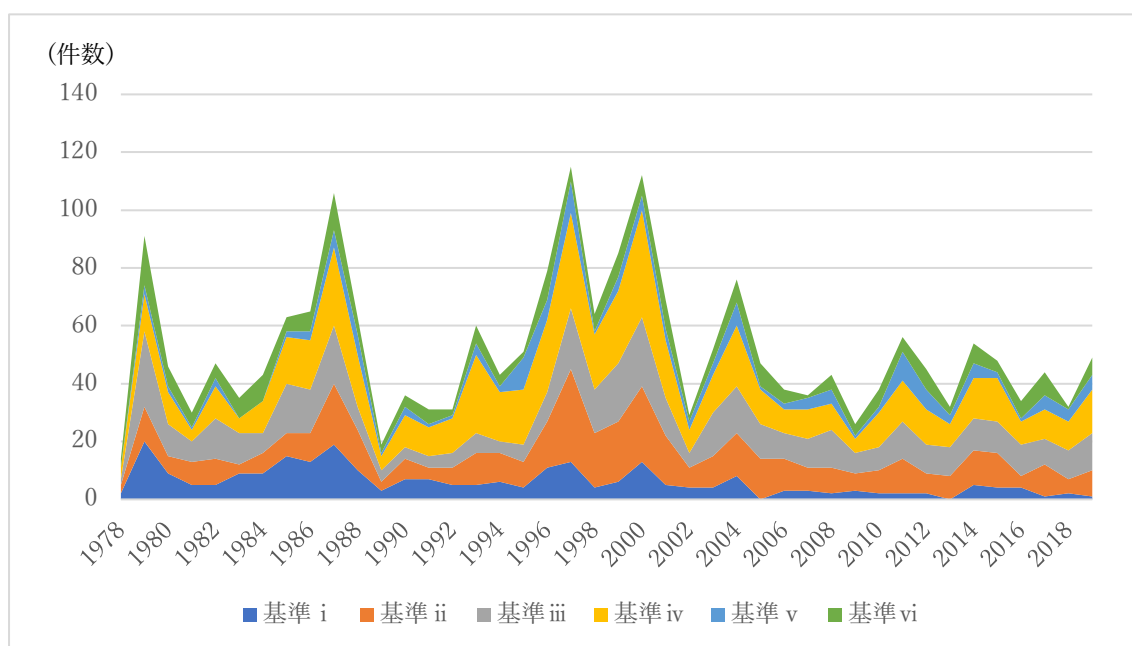


図 4-1 文化遺産クライテリア適用数推移

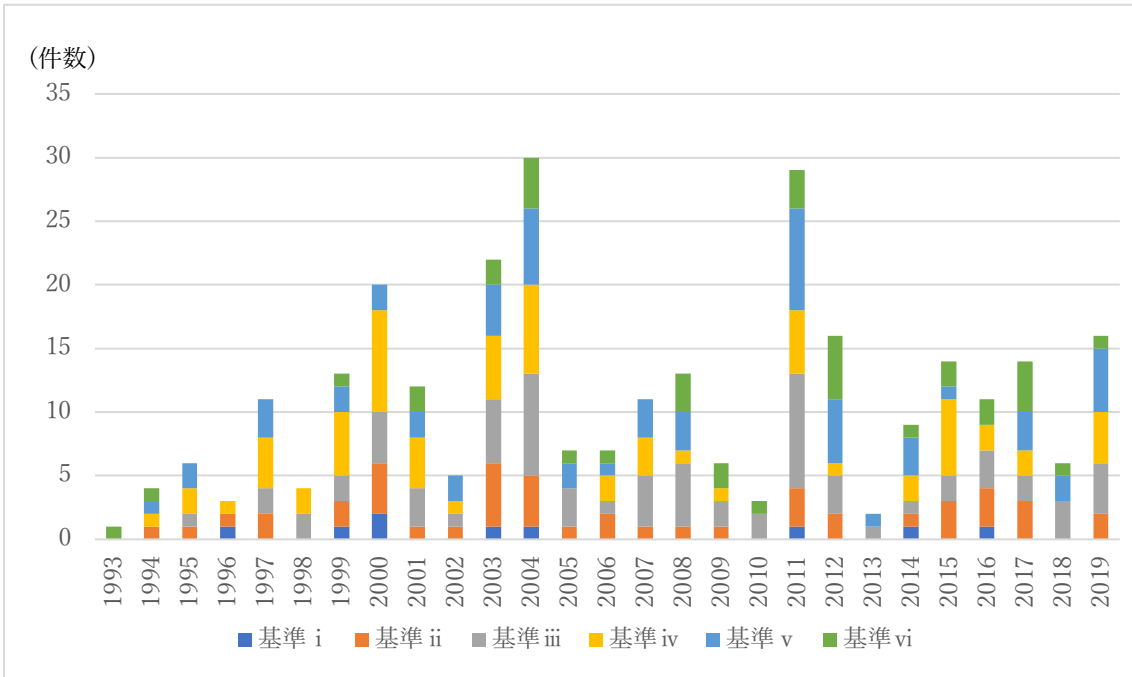


図 4-2 文化的景観クライテリア適用数推移

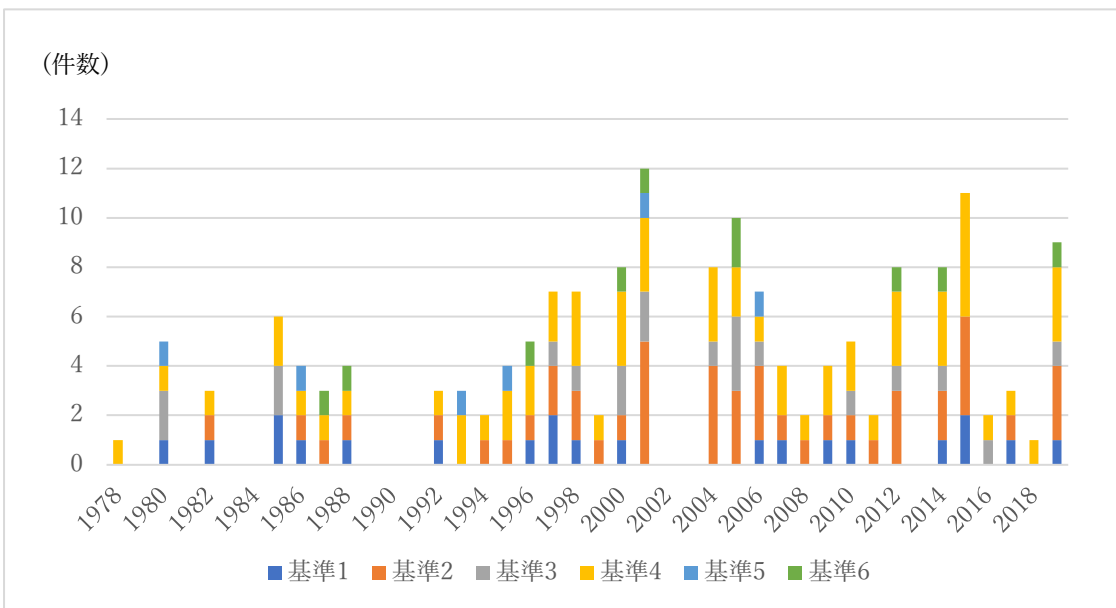


図 4-3 産業遺産クライテリア適用数推移

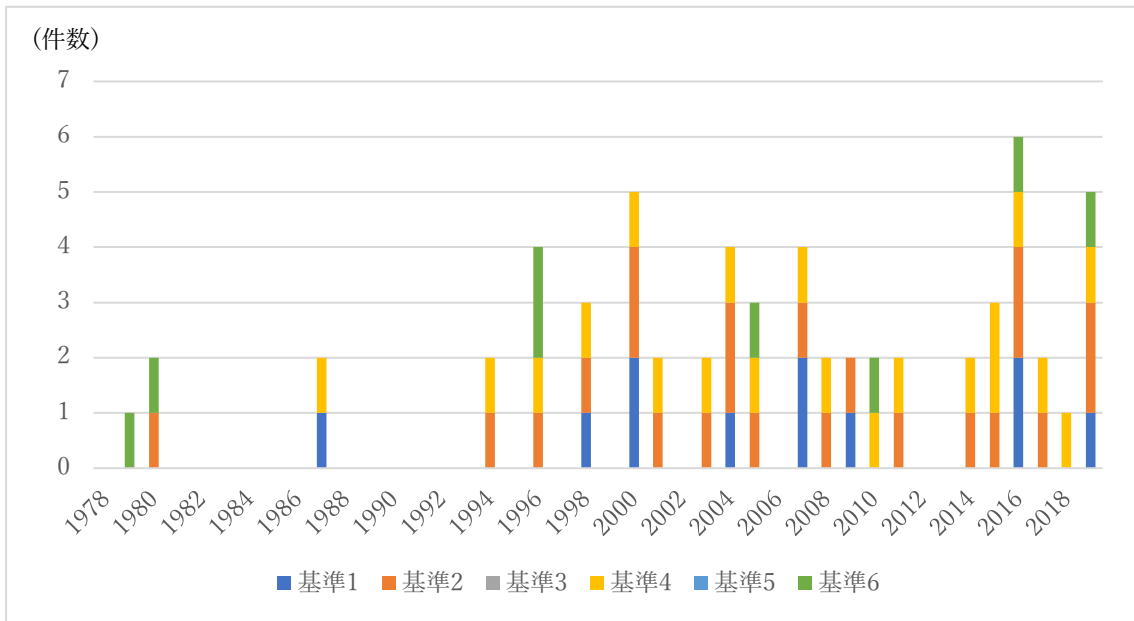


図 4-4 20 世紀の遺産クライテリア適用数推移

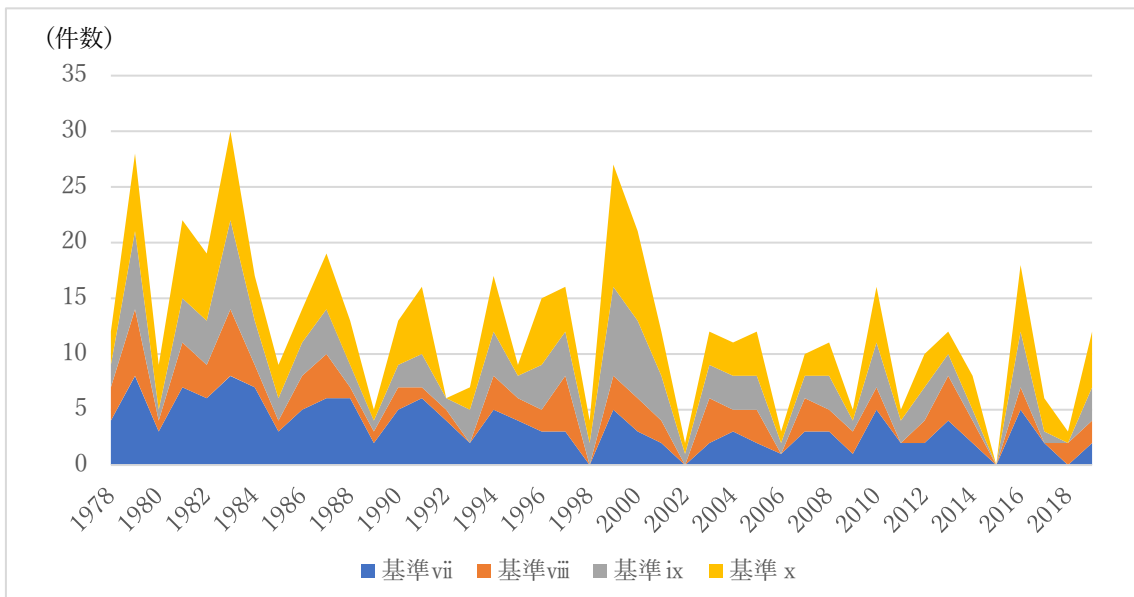


図 4-5 自然遺産クライテリア適用数推移

#### 基準 i

基準 i は、世界遺産条約の当初から一貫して「顕著性」を特定する基準である。2019 年までに計 254 件が適用された。図 4-1 をみると 1978 年からの高い適用数が 1993 年に向けて下降している。ここから、Cameron が指摘した「最上の最上」のイコニックな遺産の登

録がグローバル・ストラテジーまでに流行し、そのような遺産の登録が縮小していく過程が読み取れる。さらに、グローバル・ストラテジーが採用された1994年から2019年にかけては、緩やかに減少している。1994年以降の基準iの適用は、図4-2～図4-4を見ると、1994年から現在にかけて、文化的景観には計9件、産業遺産には計13件、20世紀の遺産には9件適用されており、カテゴリ資産に適用されていることがわかる。したがって、世界遺産リストの「最上の最上」遺産から「最上の代表」遺産への移行に並行して、基準iの適用もカテゴリ資産への適合へ移り、「最上の代表」遺産に適用していることを示している。

### 基準 ii

基準iiは2019年までに計442件が適用された。基準iiは1994年にかけて上昇し、1994年までは、基準iと併用される傾向にあった（cf. Jokilehto, 2008:22-23）。1994年から現在にかけてやや減少傾向にあるが、全体的に適用数が多い。文化的景観では計43件、産業遺産では計39件、20世紀の遺産では計19件適用されていることからわかるように、カテゴリ資産にも、よく適用されている基準である（図4-2～図4-4）。したがって、登録内容からも基準iiは「代表性」を反映している基準であることが確認できた。

### 基準 iii

基準iiiは2019年までに計455件が適用された。基準iiiは1978年以降の高い適用数から1994年にかけて急激に下降し、グローバル・ストラテジー以後に再び高い適用数を誇っている（図4-1）。したがって「消滅した文明」を評価する基準から「生きている文化」を評価する基準に移行したことが、適用率によっても示されている。さらに、文化的景観には計69件が適用され、高い適用数を誇っている。一方で、産業遺産は計15件、20世紀の遺産には1件も適用されておらず、産業遺産や20世紀の遺産への適用には適していないということがわかる（図4-2～4-4）。したがって、基準iiiは、「顕著性」を評価する基準から、「生きている文化」を象徴する文化的景観によく適合し、「代表性」を反映している基準に変化していることがわかった。

### 基準 iv

基準ivは、当初から一貫して「代表性」を評価する基準であった。2019年までに適用数は計586件であり、文化遺産に最も多く適用された基準である（図4-1）。また、カテゴリ資産には、文化的景観は計65件、産業遺産は計47件、20世紀の遺産は計18件であり、全てのカテゴリ資産にも、よく適用されている（図4-2～4-4）。したがって、基準ivは、クライテリアの適用数からも最も「代表性」の反映に適した基準であることが確認できた。

## 基準 v

基準 v は、2019 年までに計 150 件が適用されており、最も適用数が少ない基準である。図 4-1 を見ると、基準 v の適用は、当初から 2019 年にかけて、増加傾向にある。グローバル・ストラテジーの採択までは、国際的援助を欲するための登録を阻む意図から、適用の難しさがあったと考えられる。カテゴリ資産では、文化的景観は計 56 件が適用されており、新たに「土地利用」が挿入されたことで、文化的景観に多く適用された(図 4-2)。一方で、産業遺産には計 4 件(図 4-3)にとどまり、20 世紀の遺産には一件も適用されなかった(図 4-4)。したがって、「生きている文化」を象徴する文化的景観に関しては、よく適用されており、この点で「代表性」をよく反映されている基準であることが確認できた。

## 基準 vi

基準 vi は、当初から 2019 年までに計 241 件適用された。図 1 を見ると、1978 年から 2019 年にかけて、やや減少傾向にある。しかし、他の基準との併用が条件であるにも関わらず、よく適用されている基準である。カテゴリ資産には、文化的景観は計 37 件、産業遺産は計 7 件、20 世紀の遺産は計 5 件に適用された(図 4-2~4-4)。特に、「生きている文化」を象徴する文化的景観に併用される傾向にあり、「代表性」を反映している基準といえる。

## 自然遺産のクライテリア

自然遺産のクライテリアについては、基準 vii は計 144 件、基準 viii は計 89 件、基準 ix は計 121 件、基準 x は計 150 件であった。どの基準も共通して 1978 年から 2019 年にかけて、やや減少傾向にある(図 4-5)。最も適用されている基準は基準 x であり、次に適用されているのは基準 vii であることに特徴がある。したがって、希少性に関するクライテリアや固有性に関するクライテリアの両方が多く適用されたことから、当初から自然遺産では「最上の代表」の登録が一貫して保たれているということが確認できた。

以上、文化遺産のクライテリアは、1978 年から 1993 年にかけて多く基準が減少する傾向にあったが、グローバル・ストラテジーを契機に、カテゴリ資産に対して各基準が適用されるようになった。このように、序章で言及した Cameron の「最上の最上」遺産から「最上の代表」遺産への移行をよく示していることが明らかになった。一方で、自然遺産は各基準の適用数の推移の大きな変動がみられなかった。自然遺産は、一貫して「最上の代表」遺産の世界遺産リストに反映されているということが明らかになった。

#### 4.11 まとめ

本章では、世界遺産評価クライテリアの変遷からみた「顕著性」と「代表性」の概念の変化を検証した。

まず、1976年の「モルジュレポート」では、世界遺産条約登録前後の議論を引き継ぎ、遺産の範囲を幅広にとらえ、民族建築、産業遺産、戦争関連資産、人物に関する伝承地、棚田など多くの遺産の登録を想定したクライテリアが作成された。すなわち当初のクライテリアでは、世界遺産条約の成立までの議論を踏襲しつつ、「顕著性」を評価する記述のみならず、「代表性」を評価する記述も含まれていた。しかし、文化遺産と自然遺産のリストの不均衡問題が生じると、OUVの厳格化が叫ばれ、文化遺産のクライテリアにおける「代表性」を反映する記述が削除された。しかし世界遺産リストのギャップを特定するためのグローバル研究が開始され、その後、歴史都市や田園景観などの登録の可否の議論を契機にグローバル・ストラテジーに発展すると、「生きている」遺産を登録する必要性が認識されるようになり、その本質において地域の生業との関わる文化的景観、産業遺産などが新たなカテゴリーとして採用された。これらの遺産を登録するため、「代表性」に配慮する方向でクライテリアが改定されていった。

一方、自然遺産は1992年までは文化と自然の関係に考慮したクライテリアは存在していたが、自然の厳格の評価という理由から人の生業を評価する記述が、1994年には自然遺産から削除された。1994年以降、再び自然遺産と文化遺産のクライテリアの統合という議論が行われ、自然遺産のクライテリアを以前の形に戻す議論が行われたが、自然の厳格な評価という理由から、結果として文化遺産と自然遺産のクライテリアが基準iからxに統一されたのみであった。したがって、自然遺産のクライテリアは、自然そのものを評価する記述に変化し、地域との結びつきを失った結果、ますます文化と自然のギャップが深まることになった。

クライテリアの適用の推移を見ると、文化遺産のクライテリアは代表性を反映する方向へと推移し、例えば「顕著性」を最も端的に評価する基準iは「顕著性」での評価が減る一方で、産業遺産など地域性にも配慮が必要な遺産に適用されるようになり、また改定後は明確に「代表性」を評価することとなった基準iiiとvの適用が増えていった。このように文化遺産では、「最上の最上」遺産から「最上の代表」遺産へと登録が変容していったことが、クライテリアの適用率からも明らかになった。一方で、自然遺産は、クライテリアの適用率に大きな変動はなく、条約の当初から「最上の最上」遺産の登録を維持していることが分かった。

## 第五章 ICOMOS の評価と委員国の反論からみる「顕著性」と「代表性」

### 5.1 本章の目的

第一章で論じたように、先行研究では世界遺産委員会の審査において学術的評価が軽視され、政治的交渉による合意が行われていることが、すでに明らかにされている。これらの先行研究を踏まえ、本章では、審査時における助言機関と委員国（及び締約国）の間の意見を整理し、「政治化」を象徴する「逆転登録」の実態を把握することで、どのように「政治化」の状況が生み出されていったかを整理し、「政治化」に伴う条約履行上の問題点を考察する。

### 5.2 研究の方法

本章は、2002年から2019年の期間で「逆転登録」された文化遺産の議論を分析の対象として扱う。前章の分析から、自然遺産については、条約当初から「最上の最上」の登録が維持できていることや、文化遺産と比較して「逆転登録」の数が少ないことから、分析の対象として扱わないものとする。

助言機関による推薦資産の評価は、登録(Inscription、I)、情報照会(Referral、R)、登録延期(Deferral、D)、不登録(No inscription、N)という四段階に分かれている。委員会が登録延期を決議した場合、推薦書を書き直しや現地調査が求められる。また、委員会が不登録を決議した場合は、当該推薦資産は再び審査を受けることが出来なくなる。各締約国は、現地調査が再び必要となる登録延期や同じ推薦資産を推薦できなくなる不登録の決議を避ける傾向にある。したがって、以下の節では、ICOMOSの評価で登録延期と不登録と勧告された資産を対象に、登録延期もしくは不登録とされた理由について整理する。情報照会と勧告された資産については、2002年から2019年の期間で情報照会と勧告された計45件のうち、計42件<sup>60</sup>が「逆転登録」されていることから、条件付き登録勧告の資産と等しいものとし、整理の対象としては扱わないものとする。

上記の整理を行ったのち、世界遺産委員会の議事録から、世界遺産委員会会合における登録勧告や情報照会勧告の資産の議論を参照しながら、委員国がそれらの資産の世界遺産リストへの登録を正当化した理由について分析したうえで、それぞれの問題点を考察した。

### 5.3 ICOMOS の評価に基づいた分類

本節では、登録延期及び不登録勧告の資産を、ICOMOS の推薦資産の評価に基づいて、登録延期と不登録とされた理由について整理した。まず、2002年から2019年の期間でICOMOSに登録延期と不登録と評価され、世界遺産委員会会合で「逆転登録」された資産

---

<sup>60</sup> 自然遺産を除いて、情報照会と評価され、情報照会と決議された2005年の『チョンゴニー』、2007年及び2008年の『スレイマン・トー』の三件である。

を整理した（資料5）。これの資産を助言機関の勧告内容に基づき、「世界遺産リストに十分に代表されていない締約国の資産のケース」、「多国間登録推薦であるケース」、「推薦資産がすでにクライテリアを満たしているケース」、「推薦資産がクライテリアを満たす可能性があるケース」、「比較研究が不十分であるケース」、「推薦資産に OUV がないとされたケース」に分類した。以下、各ケースごとの特徴について整理する。

### 世界遺産リストに十分に代表されていない締約国の資産のケース

まず、世界遺産リストに十分に代表されていない締約国からの逆転登録が挙げられる。この事例では、アンドラの『クラロ溪谷』、モンゴルの『アルタイ山脈』、カリブ海地域のバルバトスの『ブリッジタウン』、東南アジアのマレーシアの『レンゴン溪谷』、ミャンマーの『ピュー』、太平洋島嶼国のバヌアツの『ロイ・マタの首長領』からの登録は、ICOMOSや委員国に好意的に見られる傾向がある。

例えば、『クラロ溪谷』の事例では、管理計画の不備がICOMOSとIUCNから指摘されたが、委員国であるオランダの代表は、情報照会が妥当であるが、世界遺産リストの種別の均衡の観点から、登録に賛成であるという発言をしている（UNESCO 2004c）。また、『ロイ・マタ』の事例では、ICOMOSも保全方法や一部に観光開発の懸念がみられると指摘していたが、委員会会合開催までの締約国との協議の中で問題がないとし、多くの委員国は登録に好意的な反応を示している。

一方、アラブ首長国連邦の『アル・アイン』の事例では、ICOMOSは、この資産を構成する遺跡の多様性に関する価値の証明が不十分であるとして登録延期と評価した。また、過去に世界遺産リストに登録されていた『バーレーン砦 - デイルムンの古代の港と首都』や『アル・アイン』の構成資産の一部に含まれていた「アフラジ<sup>61</sup>」についても、『オマーンの灌漑システム、アフラジ』といった類似資産が、すでに世界遺産リストに登録されていたことも、登録延期の評価を決定づけるものとなった。しかし、委員国側、特に中東・マグリブ地域が連帯して地域的価値が理解されていないとして登録の正当性を主張し、「逆転登録」される事例がみられた。

---

<sup>61</sup> 主にオマーンの周辺地域に紀元前から存在するとされる地下水路を利用する灌漑システム。



表 5-1 十分に代表されていない締約国からの資産

勧告	資産名
登録延期	クラロ溪谷
登録延期	ロイ・マタ
登録延期	アルタイ山脈
登録延期	ブリッジタウン
登録延期	アル・アイン
登録延期	レンゴン溪谷
登録延期	ピュー

### 多国間共同推薦であるケース

『ステチュイ<sup>62</sup>』はボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、モンテネグロ、セルビアによる共同推薦であった。共同推薦は、例えば『ル・コルジュビエ』の資産の登録までにかかなりの時間を要したように、審査が厳しい傾向にあり、該当する事例は少ない。『ステチュイ』の事例でも、ICOMOSは登録延期の評価を出していた。しかし、世界遺産委員会の会合では、委員国側は、ボスニア紛争を経たこれらの国々が共同で推薦したことで登録に好意的な発言が相次いだ。例えば、ブルキナファソは、「政治・外交的な文化協力分野における成功のモデルの一つ」、北朝鮮は「世界遺産条約の精神の真の役割」、フィリピンは「平和、対話、和解の象徴」と称えた。このように多くの委員国は登録に賛成し、「逆転登録」されている。

表 5-2 多国間共同推薦であるケース

グループ	資産名
登録延期	ステチュイ

### 推薦資産がすでにクライテリアを満たしているケース

この事例では、すでにクライテリアを満たしていると評価されているものが該当する。これに該当する事例は、ドイツの『ライン川上流』、南アフリカの『マプングプエ』、ウクライナの『ブコヴィナ・ダルマチア府主教の邸宅』、イラクの『ナーランダー・マハーヴィハーラ』、イランの『ジャーメ・モスク』、インドの『ナーランダー』、スーダンの『メロエ』、イランの『ヤズド』、アメリカの『ポバティー・ポイント』である。これらの資産は、ICOMOSによってクライテリアをすでに満たしていると評価されたものであるが、一方で保全状況に問題があるということで登録延期とされた事例である。これらの資産は委員会会合においては、すでにクライテリアを満たすため、登録を前提に議論が動

<sup>62</sup> 中世のボスニア王国の領土においてみられた墳墓群。

き、保全状況についてはあまり問題視されなかった。例えば、『ブコヴィナ・ダルマチア府主教の邸宅』においては、管理に確約するという記述を決議案に追加して「逆転登録」されている。また、『ナーランダー・マハーヴィハーラ』については、委員国は現在の保護については特に問題はないと発言し、「逆転登録」されている。

表 5-3 クライテリアを満たしている資産

勧告	資産名
登録延期	ライン川上流
登録延期	マプングプエ
登録延期	サーマッター
登録延期	ブコヴィナ
登録延期	メロエ
登録延期	ジャーム・モスク
登録延期	ポバティー・ポイント
登録延期	ナーランダー
登録延期	ヤズド

#### 推薦資産がクライテリアを満たす可能性があると言われたケース

この事例は、上記のようにICOMOSによって「クライテリアを満たしている」と言及されているのではなく、「満たす可能性がある」と評価されたものである。つまり、提出された推薦書では、ICOMOSにOUVがあると認識されていない状態のまま「逆転登録」された事例である。

例えば、ベトナムの『胡朝の城塞』、サウジアラビアの『ディルイーヤ』、インドの『ジャイプル』が挙げられる。『胡朝の城塞』では、ICOMOSによってクライテリアを満たす可能性があると言われたとき、特に委員国たちで反論もなく登録されている。『ディルイーヤ』の事例では、潜在的にクライテリアを満たす可能性があるが、比較分析や完全性が不十分であると指摘されたが、委員国からは「土建築の価値が理解されていない」と主張され、「逆転登録」されている。また、『ジャイプル』の事例では、委員国側はユネスコ創造都市ネットワークの選定されていることを登録の根拠として主張し、「逆転登録」されている。

また、ICOMOSによってクライテリアを満たす可能性があると言われた場合、世界遺産委員会会合の議論時に推薦資産の範囲を変更して、即時登録するという事例もある。これは、スペインの『ウベタとバエサ』、ケニアの『ジーザス要塞』、カンボジアの『サンボー・プレイ・クックの寺院地区』、インドの『アフマダーバードの歴史都市』、イラクの『アルビールの城塞』、イランの『ファールス地方のササーン朝考古景観』が該当する。例えば、『サンボー・プレイ・クック』は、ICOMOSによって、寺院地帯のみクライ

テリアを満たす可能性があると言及されたため、委員国はその場で寺院地帯のみに範囲を縮小し、世界遺産リストへの登録を決議した。また、『アルビール』は基準iii、iv、vで推薦していたが、ICOMOSは、当該遺跡の研究成果が十分ではないが、基準ivのみ適合する可能性があるとした。委員国側は、例えばジャマイカ代表はピラミッドの例を挙げ、「考古遺跡の研究の終了などはユートピアである」とし、考古遺跡の研究が完了することの困難さを主張し、委員国はその場で基準ivに焦点を当てるとし、「逆転登録」された。『ササーン朝の考古景観』の事例においても、基準iiiとvに適合する可能性があると言及され、範囲を縮小して登録された。一方で、『トラムンタナ』のように逆に範囲を拡大して登録したものもある。このとき、ICOMOSは範囲拡大の根拠を質問したが、委員国側の回答には納得していなかった。

また、『ペルガモン』の事例では、ICOMOSは「多層景観」という概念はふさわしくないと言及したうえで、文化的景観からカテゴリーを変更し、ローマ・ヘレニズムを対象を限定し名称を変更すればよいと主張したが、委員国は文化的景観であると反論し、その場で登録を決議した。

『ブルサ』の事例では、ICOMOSはオスマン帝国の都市計画に該当するのはブルサの都市のみなので、14世紀から15世紀の中世の伝統はみられないため、推薦資産の焦点を19世紀に限定すれば登録に値するとしたが、委員国側はICOMOSの主張を受け入れずに、登録を決議した。

表 5-4 クライテリアを満たす可能性がある資産

勧告	資産名
登録延期	ウベタとバエサ
登録延期	ディルイーヤ
登録延期	ジーザス要塞
登録延期	胡朝
登録延期	トラムンタナ
登録延期	ペルガモン
登録延期	アルビール
登録延期	ブルサ
登録延期	アニ
登録延期	サンボー・プレイ・クック
登録延期	ササーン朝の考古景観
登録延期	ジャイプル

#### 比較分析が不十分であるケース

この事例は、ICOMOSによって比較研究が不十分であるとされたが、委員国によって世

界遺産としての価値があると主張し、「逆転登録」されたものである。これには、ハンガリーの『トカイ地方』、オーストラリアの『王立展示館』、モーリシャスの『アーブラヴァシ・ガート』、ドイツの『レーゲンスブルク』、日本の『石見銀山』、エチオピアの『コンソ』、ポーランドの『タルノフスキェ・グリュ』の文化的景観、南アフリカの『コマニの文化的景観』、コロンビアの『コーヒー農園の文化的景観』、トルコの『アフロディアシス』及び『ペルガモン』、インドの『チャンパネール・パーヴァガドゥ』、イランの『ペルシアン・カナート』、ヨルダンの『ウム＝アル・ラサス』、トルコの『アニ』が該当する。

『石見銀山』の事例においては、ICOMOSは他の銀山との比較分析が不十分なので、比較評価が完了するまで登録延期とした。これに対し、締約国は石見銀山において革新的な技術、技術の交換、環境（森林と水の利用）の持続可能性がみられると主張し、多くの委員国はこの主張に同意した。また、委員国側が、『石見銀山』の事例はクライテリアに適合するかどうかをICOMOSに尋ねたが、ICOMOSはクライテリアが実証されていないという立場なので答えられないと回答している。結局、賛成多数で「逆転登録」された。ポーランドの『タルノフスキェ・グリュ』も同じく鉱山の文化的景観であったが、ICOMOSは地下鉱山の登録はこれまでに先例がなく、比較評価が不十分であるとした。締約国は、地下鉱山における地下採掘用水供給システムが顕著な価値があると主張した。他の委員国もこの主張に同意し、「逆転登録」された。

『コーヒー農園の文化的景観』の事例においては、ICOMOSはコーヒー農園の景観の登録の先例がないので、比較評価するべきであると評価したが、委員国側はコーヒー農園の景観は持続可能であるとして登録されている。

また、『コマニの文化的景観』の事例では、ICOMOSは無形の要素に視点を置きすぎしており、現時点では評価できないが、新たな文化的景観として認識される可能性があると言及している。締約国は、サン族とコマニ・サン族を混同していると主張した。この時、委員国側は、「砂丘や先祖の墓、葉、いやし、調和への信念」が風景にみられ、文化的景観に該当すると主張し、「逆転登録」された。

さらに『アフロディアシス』の事例では、ICOMOSは、比較分析によって、他の地域の類似資産と比べ、価値が際立っていないと報告した。これに対し、委員国は『アフロディアシス』における建築・彫刻作品は、当該資産の採石場と相互関係の成果であるとし、『アフロディアシス』の価値を正当化し、「逆転登録」された。

なお、『チャンパネール・パーヴァガドゥ』や『レーゲンスブルク』の事例のように、世界遺産委員会の議論までに締約国側が提示した情報にICOMOS側が納得し、登録されている事例も見られた。

表 5-5 比較評価が不十分である資産

勧告	資産名
登録延期	トカイ地方
登録延期	王立展示館
登録延期	チャンパネール・パーヴァガドゥ
登録延期	ウム＝アル・ラサス
登録延期	アブラヴァシ・ガート
登録延期	レーゲンスブルク
登録延期	石見銀山
登録延期	タンロン皇城
登録延期	コンソ
登録延期	コーヒーの文化的景観
登録延期	ジッダ
登録延期	ペルシアン・カナート
登録延期	コマニの文化的景観
登録延期	タルノフスキェ・グルイ
登録延期	アフロディアシス

#### 推薦資産にOUVがないとされたケース

この資産は、ICOMOSによってOUVがないとされたもので、不登録勧告の資産が多い。これには『サンクリストバル』、『シャフリ・ソフタ』、『バティール』、『アハサー・オアシス』、『ナウムブルク』、『シャキ』が該当する。

『サンクリストバル』の議論では、ICOMOSは、類似資産がすでに世界遺産リストに代表されているので、登録には値しない評価したが、委員国は他と比較して『サンクリストバル』は「広場」の形成に顕著な価値があるものとして評価し、「逆転登録」された。

緊急登録メカニズムにて推薦された『バティール<sup>63</sup>』は、オリーブとワインの畑は地中海地方に共通してみられるものであり、かつ分離壁の危機はみられないとして、不登録勧告を下した。しかし、レバノン代表は、「地中海の文化的景観は理解されていない」と反論し、秘密投票によって「逆転登録」された。

『アハサー・オアシス』は、ICOMOSの評価では、『アハサー・オアシス』についてマグリブ地域のオアシスが世界遺産リストに代表されていないことに理解を示しつつも、資産に対する現代的な介入が多く、世界遺産としての価値がみられないと評価したが、委員

<sup>63</sup> エルサレムから南西約7km、ナブルスとヘブロンの中間地帯に位置している。その周辺において、イスラエルの分離壁建設による景観破壊が懸念されたことで、パレスチナが緊急登録推薦で推薦した資産である。

国は中東地域のオアシスの価値が理解されていないとし、「逆転登録」されている。

『ナウムブルク』は、ICOMOSは、記念物としての価値はないので、不登録としたが、委員国は教会の彫刻に芸術的価値があることから登録を正当化し、「逆転登録」されている。

『シャキ』は、以前の会議で情報照会と決議されたものであるにもかかわらず、ICOMOSが再び不登録と評価したことに異議を唱え、「逆転登録」された<sup>64</sup>。この資産が、情報照会と決議された2017年の会合では、委員国側は、地域内におけるペルシャ、ロシア、コーカサスの影響の交流がみられる歴史的な都市であるとして不登録勧告から情報照会と決議されている。

表 5-6 OUV がないとされた資産

勧告	資産名
登録延期	サンクリストバル
登録延期	シャフリ・ソフタ
不登録	バティール
不登録	オアシス
不登録	ナウムブルク
不登録	シャキ

#### 5.4 委員国の発言からみた「逆転登録」資産の4つの類型

前節の「逆転登録」の事例から、登録の根拠とした委員国の発言内容をもとに次のように分類した。①情報照会類似型、②国際社会理念型、③解釈拡大型、④解釈乖離型である。以下の項では、それぞれの類型の特徴と問題点を示した。

<sup>64</sup> 世界遺産条約の制度上、登録延期と決議された資産には再提出が求められるが、情報照会と勧告及び決議された資産は、原則、推薦書の再提出は求められることはない。ところが、現在の作業指針及び世界遺産委員会手続き規則では、不登録勧告から情報照会となった資産についての扱いについては想定しておらず、この点について委員国の解釈が分かれたのである。クウェートの修正案に賛成を表明した委員国の解釈では、情報照会と決議された資産については、推薦書の再提出が必要ではないので、前回（2017年）の『シャキ』の決議に基づいて保全状況の改善を行えば、世界遺産リストに登録できるものと解釈していた。一方、クウェートの修正案に賛成を表明しなかった委員国については、「推薦資産は世界遺産リストに登録されたときにOUVがあるものとされる」という見解に基づいて、「情報照会と決議された時点では、OUVがあるとは認められない」という立場を示した。このように、この事例によって、審査手続き上の制度的欠陥が指摘された。

## 情報照会類似型

これは情報照会と評価された資産と同様に、推薦国の追記情報を委員国が追認して「逆転登録」されたものである。これには、『ライン川上流』、『トカイ地方』、『マプングプエ』、『ブコヴィナ』、『メロエ』、『ヤズド』、『サンボー・プレイ・クック』、『ジャーメ・モスク』、『ナーランダー』、『ホー朝』、『トラムンタナ』、『ブルサ』、『アルビール』、『タンロン皇城』、『ジーザス要塞』が該当する。この類型からの「逆転登録」の事例の数は最も多いが、そもそもOUVが認められている資産が多い。

この類型からの「逆転登録」された事例は、2002年と2003年の3件が登録されたのち、2011年までこの類型からの登録の事例はみられなかった。2004年から2010年までは情報照会からの「逆転登録」の事例が多いため、本項では、情報照会から「逆転登録」された資産の議論を引用しながら分析を行う。

この類型からの「逆転登録」は、2003年から2006年まで数件該当しているが、その後2010年までの期間では、この類型からは登録されていない。

2003年の世界遺産委員会会合の『マプングプエ』の議論では、ICOMOSによって保全管理に問題があることを指摘されたが、これに対してベルギー代表が「過去にはこの資産よりも保全状態が良くないものは登録されている」として登録の正当性を主張している。

2004年の『クラロ渓谷』の事例は、OUVは満たしているが、資産に対する保護の法律が施行されたのちに登録されるべきであると評価された事例である。『クラロ渓谷』の議論では、委員国であったセントルシア代表から助言機関に対して、登録延期である理由は何かという質問をし、それに対し、保護のための法律が不備と比較分析の不備がみられるからであると回答している。多くの委員国は、締約国に対して管理計画を明確化させ、決議案に修正することで、登録に賛成した。オランダやノルウェーなどの一部の委員国は、即時登録に反対したが、オランダ代表は、世界遺産リストのバランスを考慮し、即時登録に理解を示している。同年、助言機関から情報照会と評価された『タムガリ』は、多くの委員国が登録の賛成したが、イギリス代表は、「一貫性のない基準の適用をしているようである」と即時登録を批判し、同じく岩絵として推薦されている『ゴブスタン』の登録については、「比較分析が完了するまで登録すべきではない」と発言し、『ゴブスタン』の即時登録は見送られた。

これらに共通するのは、助言機関から管理計画の不備が指摘されたのち、委員国が、管理計画の確保及び施行を条件とし、即時登録をお行うものである。このような事例は、特に情報照会の資産で行われることが多い。

例えば、2006年の会合では、助言機関から情報照会と評価された『アフラジ』は、ICOMOSに管理計画の不備が指摘されていたが、ICOMOSの管理計画の推奨事項に締約国と合意したことを受けて即時登録されている。同年、情報照会と評価された『コーンウォール』の議論では、ICOMOSは保護する法律についての懸念を示したが、OUVについては問題ないと評価した。これを受けて委員国であるカナダ代表は、『アフラジ』の議論に言

及しつつ、産業遺産が世界遺産リストに代表されていないことから、翌年の会合で保全管理について確認することを条件に登録に賛成している<sup>65</sup>。その後の会合においても、多くの事例に共通してみられるパターンであり、2002年から2019年の期間で情報照会と評価された計45件の資産の内、42件が「逆転登録」されている。このように情報照会は、現状、条件付き登録と等しいものとなった。

2010年から、このタイプの資産からの「逆転登録」が増加したが、情報照会と評価された資産のように、多くがすでにOUVを満たしている資産が多いことから、管理計画の確保を条件に即時登録を行う先例がつくられ、登録延期の資産についても情報照会の資産と同様に条件付き登録とみなし、「逆転登録」される事例が目立った。

表 5-7 情報照会類似型

グループ	登録年	資産名
クライテリアを満たしている資産	2002年	ライン川上流
クライテリアを満たしている資産	2003年	トカイ地方
クライテリアを満たしている資産	2003年	マプングブエ
クライテリアを満たしている資産	2006年	クラロ溪谷
クライテリアを満たしている資産	2011年	メロエ
クライテリアを満たしている資産	2011年	ブコヴィナ
クライテリアを満たしている資産	2011年	アルタイ山脈
クライテリアを満たしている資産	2011年	レンゴン溪谷
クライテリアを満たしている資産	2017年	ヤズド
クライテリアを満たしている資産	2012年	ジャーメ・モスク
クライテリアを満たしている資産	2014年	ポバティー・ポイント
クライテリアを満たしている資産	2016年	ナーランダー
クライテリアを満たす可能性がある資産	2011年	ジーザス要塞
クライテリアを満たす可能性がある資産	2011年	トラムンタナ
クライテリアを満たす可能性がある資産	2011年	胡朝
クライテリアを満たす可能性がある資産	2014年	ブルサ
クライテリアを満たす可能性がある資産	2014年	アルビール
クライテリアを満たす可能性がある資産	2017年	サンボー・プレイ・クック
比較分析が不十分である資産	2004年	チャンパネール・パーヴァガドゥ
比較分析が不十分である資産	2004年	ウム＝アル・ラサス
比較分析が不十分である資産	2016年	アニ

<sup>65</sup> しかし、ノルウェー代表のように、制度上の規則に従って情報照会にすべきであると発言する国もみられた。



### 「隠れ危機遺産」の増加の懸念

この類型における懸念事項は、保全管理問題である。これらの事例が増加することで管理が不十分な世界遺産が増加することが問題となると考えられる。これに加え、危機遺産リストへの登録も回避される傾向がある。例えば、『トゥルカナ湖』は、2018年に唯一危機遺産リストに記載された資産である。しかし、遺産保有国であるケニアで危機の原因が生じたのではなかった。原因となったのは、エチオピア領のオモ川上流部に建設された Gilgel Gibe III dam の建設であった。エチオピアのオモ川とケニアの『トゥルカナ湖』の水流は繋がっており、オモ川の水は最終的に『トゥルカナ湖』にたどり着く。このダムによって『トゥルカナ湖』に水位の低下が生じ、周囲の生態系を悪化させた。加えて、オモ川周辺においてKSDP (Kuraz Sugar Development Project) による灌漑開発計画も進行中で農薬の流入など生態系の破壊が懸念されることから危機遺産リストへの登録が決議された。『トゥルカナ湖』の議論は、そこで収束したが、危機遺産リストへの登録勧告が出ていなかった『オモ川下流域』とケニアの『ラム旧市街』の議題の際に再び『トゥルカナ湖』の名前が挙げられたのであった。

まず、『トゥルカナ湖』と繋がっている『オモ川下流域』は、ICOMOS は KSDP による『オモ川下流域』と『トゥルカナ湖』の両方に対する SEA (Strategic Environment Assessment) の結果を提示することをエチオピアに求めた(UNESCO 2018)。

また、同じ締約国内であるが『ラム旧市街』では、ICOMOS は、首都から地方までの交通網を広げるインフラ整備計画である LAPSSET (Lamu Port-South Sudan-Ethiopia-Transport Corridor project) による影響について、『トゥルカナ湖』にまで言及し、懸念を表明している。ICOMOS は、「このインフラ整備計画は『ラム旧市街』と『トゥルカナ湖』の周辺に及ぶものの、両資産には直接影響がないということは理解している。しかし間接的な影響として、石炭発電所からの大気汚染や追加の開発などが懸念される (UNESCO 2018)」と指摘した。

『オモ川下流域』の議事の際に、ハンガリー代表は「オモ川とトゥルカナ湖はトランスバウンダリーサイトではない」ので、一緒に審議すべきではないと発言した。そして、ICOMOS の報告書に基づいた決議案のパラグラフ内に記述されている「『トゥルカナ湖』」という語を削除するように修正案を提示した。議長が当該国エチオピアに発言の機会を与え、エチオピア代表は、KSDP 開発計画の場所からサイト(『トゥルカナ湖』)は 12km から 32km 離れており、プロジェクトは当初の計画よりも半分になっている、と開発計画の正当性を主張した。一方で、ノルウェー代表は『オモ川下流域』の川の流れが『トゥルカナ湖』にたどり着き、これらが繋がっていることを強調したが、『トゥルカナ湖』に関する記述は削除された。

同会合において、『ラム旧市街』の議事の際には、タンザニア代表が LAPSSET の開発計画における影響と『トゥルカナ湖』は関係がないと主張した。そして、ICOMOS の報告書に基づいた決議案の『トゥルカナ湖』に関する記述を削除する修正案を出し、その修正案が

採択されている。オモ川の水の流れが『トゥルカナ湖』と繋がっていることは明白であり、『トゥルカナ湖』の危機の原因の一つである KSDP による開発が『トゥルカナ湖』に影響を与えたことも事実である。また、締約国は KSDP だけでなく、LAPSSET による影響についてもその有無を提示する必要があった。しかし、『トゥルカナ湖』と影響関係を共有する隣接のサイト（『オモ川下流域』と『ラム旧市街』）の審議において、『トゥルカナ湖』に関する記述は、審議の結果、削除された。

危機遺産リストは「本来、危険にさらされた世界遺産を国際協力によって保全回復するための優先順位と必要な費用を明らかにしたリスト」であり、罰則などという意味合いを持っていない（吉田 2012: 225）。しかし、「世界遺産リストが名誉として脚光を浴びる一方で、危機遺産リストは不名誉なリストとして、回避される傾向にある」（同上）。例えば、マナマ会合の議論では、ICOMOS によって 2015 年の地震の被害を受けた『カトマンズの谷』は三度目の危機遺産リストへの登録を勧告されたが、委員国は「すでに国際協力は動員されている」もしくは「人災と自然災害による被害は異なる」とし、危機遺産リストへの記載によって『カトマンズの谷』における「観光業に影響が出ないように配慮」し、危機遺産リストの登録を回避している。『カトマンズの谷』の事例は、「不名誉なリスト」としての危機遺産リスト入りを回避する意図が明らかな事例である<sup>66</sup>。

一方、『オモ川下流域』と『ラム旧市街』の事例は、危機遺産リストへの登録回避の事例ではない。これは、一つは『トゥルカナ湖』と繋がっている『オモ川下流域』を所有するエチオピアに対し、すでに危機遺産リストに登録されている『トゥルカナ湖』からマイナスイメージが波及する懸念、もう一つは当該国が行う『トゥルカナ湖』周辺の開発計画である LAPSSET が『トゥルカナ湖』へ悪影響を与える可能性があるという、当開発計画が被るマイナスイメージの波及を回避する行動である。このように締約国は、危機遺産リストのマイナスイメージを危機遺産リストそのもの、及び危機遺産リストに登録されている資産にのみ被るものと考えているのではなく、①当該危機遺産に（対する開発などの行為に）関係もしくは関与する遺産、②当該危機遺産の周辺における開発などの行為もマイナスイメージを被るものと考えられている。したがって、危機遺産のマイナスイメージが持つ問題はより複雑化しつつあり、管理問題に不安が残る資産を「逆転登録」し続けることで、当該資産への危機が隠蔽された「隠れ危機遺産」の増加が懸念される。

---

<sup>66</sup> 2019 年の世界遺産委員会バクー会合においても、『カトマンズの谷』の危機遺産リストへの登録について議論されている。この年の議論が、これまでの議論と異なったのは、決議文に「危機遺産リストへの登録はネガティブなものではない」との文章が付け加えられたことである（43 COM 7B.70）。このように、危機遺産の登録を巡って、危機遺産の本来の意義を主張するユネスコ世界遺産センター及び ICOMOS 側と、危機遺産リストのマイナスイメージを忌避する委員国及び締約国側の対立は、一層顕著になってきた。

## 国際社会理念型

これは国際社会の理念や他の国際的な制度に係りがあることを登録の根拠としたものである。紛争を経た国々が共同で申請することで国際協力を促進した『ステチュイ』、「契約労働」に関係した『アープラヴァシ・ガート』においては、「平和のとりで」としてのユネスコの理念に立脚した事例である。また、『バティール』は、危機に瀕している遺産を救うというユネスコの理念に立脚したものである。

『ジャイプル』においては、世界遺産条約ではなくユネスコ創造都市ネットワークという他のユネスコ事業に認定されていることから登録の正当性を主張している。

また、国際社会が採択した持続可能性があると「代表性」を強調して登録された『石見銀山』や『コーヒー農園の文化的景観』が該当する。

以下、それぞれの問題点を考察する。

表 5-8 国際社会理念型

グループ	登録年	資産名
多国間共同推薦であるケース	2016年	ステチュイ
OUVを満たしてる資産	2007年	サーマツラー
比較研究が不十分である	2006年	アープラヴァシ・ガート
比較評価が不十分である資産	2007年	石見銀山
比較評価が不十分である資産	2014年	コーヒー農園の文化的景観
OUVがないとされた資産	2014年	バティール

### 国際社会理念型a – 科学的評価の軽視

まず、危機遺産に関わる遺産『バティール』の例と戦争関連資産に関する例を挙げる。

2014年の世界遺産委員会会合で議題に上がった『バティール』は、エルサレムから南西約7km、ナブルスとヘブロンの中間地帯に位置している。その周辺において、イスラエルの分離壁建設による景観破壊が懸念されたことで、パレスチナが緊急登録推薦で推薦された資産である。この資産の評価に対し、ICOMOSは、①分離壁の計画は進んでいないこと、②負の視覚的影響の可能性があること、③世界遺産委員会は、イスラエルが資産の保護のために分離壁建設の停止を義務づけることはできないために効果がないこと、という理由で緊急登録推薦に値しないと評価した。またOUVについては、オリーブとワインの畑は地中海地方に共通するものであり、当該資産にOUVはみられないとして、ICOMOSは不登録評価を下した。

この会合にて、レバノン代表は、「地中海の文化的景観は理解されていない」と反論し、「地中海の二つの資産が委員会によって世界遺産に登録されている」という過去の会合の先例を参照しながら、「その決定と一貫性を持たせ」、「バティール」を即時登録することが妥当であると発言した（UNESCO 2014:124）。イスラエルとパレスチナ両国間の

外交的な問題が絡む案件であったこともあり、ドイツ代表が秘密投票を発議することで登録の可否を判断することになった。投票結果は、賛成多数（有効得票数14、賛成11、反対3）で『バティール』は「逆転登録」された。このように『バティール』は、ICOMOSによって「不登録扱い」と勧告された資産が委員会会合で「逆転登録」された最初の事例となった。この決定に対して、イスラエルは、委員会は手続きや作業指針、ICOMOSの高度に専門的で独特な作業を無視し、条約の信頼性を損なったと発言した（UNESCO 2014:126）。したがって、このような危機に訴えれば、OUVがない資産の登録が正当化されるという問題が懸念される。

### 外交ツールとしての戦争関連資産

もう一つは、「負の遺産」や戦争関連遺産、つまり基準vi適用に関する議論である。基準viの適用については第四章で論じたが、近年この適用がさらに厳しくなっている。例えば、2018年の会合では、『第一次世界大戦の埋葬地及び記念碑』が議論されている。この推薦資産は、フランスとベルギーによるトランスナショナル・ノミネーションであり、第一次世界大戦の戦没者を記念するサイトに関係する資産である。ICOMOSによれば、締約国の推薦書には、この資産は、①戦いで斃れた兵士に対する信仰思想という新たな文化的伝統を反映し（基準iii）、②戦いに直接関係する記念に関する多様な文化的感性を反映した新たな建築様式や人工的な景観を生み（基準iv）、③埋葬方法に焦点を置いた犠牲者個人のアイデンティティを永久化するという願い、そして国際的地域レベルで記念する制度を通して社会を再結成するという願いを反映（基準vi）しているという。しかし、ICOMOSは「締約国が何を記念しようとしているのかを簡単には判断でき」ず、またこの資産は「世界遺産条約の目的と範囲に関連しているのか、また紛争や戦争に関連する資産を記念するということが適切であるのか」という根本的な問題を提起している」として現在では評価不可能とした。

委員国はICOMOSの勧告に賛成し、世界遺産委員会手続規則第31項<sup>67</sup>に基づいて議論の延期を決定した。また、負の記憶に関連するサイトについて留保が表明されたこと受け、ICOMOSによる評価が第45回世界遺産委員会会合（2021年）までに実施できるように求める案が採択された。

戦争関連遺産として世界遺産リストに登録された資産はまだ存在していないが、基準viの適用に関わる、いわゆる「負の遺産」と呼ばれる資産は、これまでいくつかが登録されてきた。これらの資産には、例えば『アウシュビッツ（ジェノサイド）』や『原爆ドーム（核抑止力）』、そして『ゴレ島（奴隷貿易）』などが該当する。1976年のモルジュ会合ではICOMOS

<sup>67</sup> 2015年版世界遺産委員会手続き規則第31項

「議論の延期あらゆる議題の議論中、委員国は、議論中の項目に関する議論の延期を発議することができる。延期の発議に際し、委員国は、無期限の延期にするか、指定する特定にするかを示すものとする。発議の提案国に加えて、もう一か国がその発議に賛成し、もう1人がその発議に反対することができる。」

は基準 vi に適合する資産の例の一つとして、「ナヴァリノ湾（戦場）」を挙げている。第四章で言及したように、そもそも ICOMOS は歴史的意義を持つ「戦場」を世界遺産に適合するものと考えていた。1978 年から世界遺産の登録が開始されると、戦争に直接関連した案件の登録審査が行われてこなかったこともあり、委員会会合で戦争関連資産の登録の是非について議論されることはほとんどなかった。しかし、2014 年にフランスは「ノルマンディー上陸作戦」のサイトをすでに暫定リストに記載済みであり、この回の案件から戦争関連資産の登録審査案件も増加していくことが予想される。したがって、このような資産が外交のカードとして使用されないように、今後も引き続き注意が必要とされる。

### 国際社会理念型 b — 食のブランド化による競争の激化

もう一つは、当該の文化的景観が持続可能であると主張し、「逆転登録」された資産に関する問題である。持続可能性を持つと主張された資産は、多くは文化的景観として登録されてきた。そのため、グローバル・ストラテジーへの表面的追従（ここではカテゴリーの「代表性」）に加えて、条約が採用している持続可能性という概念を援用し、地域的価値があるとして、即時登録に持っていくのである。

持続可能性が主張された資産は、『コルディリェーラ（米）』や『サンテミリオン地域（ワイン）』のように食にかかわるものもある。これらに関してはブランド化による世界遺産登録の加速が懸念される。例えば、2018 年に登録審査にかけられたワイン畑である『プロセッコ』である。イタリアのヴェネト州の『プロセッコ』はスパークリングワインの産地である。ICOMOS の評価では、保全管理は十分であるものの、世界遺産リストに登録されているワイン畑として特に際立った価値は有していないとして不登録の評価を下した。

ICOMOS の評価に対し、『プロセッコ』には OUV が認められるとして、チュニジア代表が登録の修正案を提示し、多くの委員国も登録を支持する発言をした。しかし、ノルウェー代表は、ワイン畑はすでに多く代表されており、グローバル・ストラテジーの観点から登録は否定されると主張し、オーストラリア代表とスペイン代表もノルウェー代表の意見に賛成した。ここで議長から推薦国のイタリア代表に発言の機会が与えられ、『プロセッコ』における①地形、②土地の配置、③景観、の三点がワイン畑の景観として固有であること、そしてこの地域の厳しい環境が生んだ技術はオーストラリア、北米、南米などへと伝わったとし、何よりこの資産の価値は「目の前のスライドの写真に表現されている」と主張した。これに対し、ICOMOS 側は、比較分析が不明瞭であること、また移民による技術の影響は、基準 ii で評価するものであると主張し、両者一步も譲らぬ議論となった。そこで、ノルウェー代表が秘密投票の発議を行い、オーストラリア代表が賛成したことで世界遺産委員会手続規則第 41 項<sup>68</sup>に基づいて秘密投票が行われる運びとなった。結果は賛成

<sup>68</sup> 2015 年版世界遺産委員会手続規則第 41 項 秘密投票

「2 か国の委員国が要請する場合、または議長が決定する場合、秘密投票により決議が採択される。」

12票、反対9票の賛成多数となったが有効得票数の三分の二を満たさなかったため、この修正案は否決された。その後、再び登録延期か情報照会かという議論が行われ、情報照会として採択された。

未登録の審査案件も含めたワインの畑に関連する世界遺産を表(5-10)にまとめ、整理した。ワイン畑の世界遺産は、ボルドーワインの産地で有名なフランスの『サン＝テミリオン地域』、ポートワインの産地で有名なポルトガルの『アウト・ドウロワイン生産地域』、世界三大貴腐ワインの産地の一つであるハンガリーの『トカイのワイン産地』、ピコワインの産地であるスペインの『ピコ島』、スイスワインの産地であるスイスの『ラヴォー』、イタリアを代表するワインの産地である『ピエモンテ』、シャンパンの産地で知られるフランスの『シャンパーニュ』、同じくフランスのブルゴーニュワインの産地である『クリマ』、というように『バティール』を除いて、その多くがワインのブランドやそのワイン産地である。したがって、過去に『シャンパーニュ』が登録され、シャンパンと双璧を成すプロセッコ(の産地である『プロセッコ』)が不登録の評価であるならば、イタリア側がその評価に不満を呈するのは当然の帰結である。

これまでワイン畑の世界遺産の中で、『トカイのワイン産地』、『バティール』、『クリマ』が「逆転登録」されたが、特に『トカイのワイン産地』の際の登録審査の議論は重要である。ICOMOSは、2002年の『トカイのワイン産地』の審議の際に、「この登録の目的に非常に同意し、トカイのワイン産地の歴史的・文化的景観は多くの重要な資質を持っている」としたが、「歴史的及び景観的に重要な世界各地のブドウ栽培地帯が多く存在するので、世界のブドウ畑の景観をテーマにした調査が完了する前に、このような勧告をするのはためらいがある」と登録延期の勧告を出した(UNESCO 2002c:93)。しかし、委員国側は、「テーマ研究を行わず2001年にポルトガルのワイン畑が登録されているのは不公平である(UNESCO 2002c:93)」と主張し、『トカイのワイン産地』は「逆転登録」された。ヨーロッパのワイン畑に関する専門家会議が行われたのは2001年であり、『サンテミリオン』と『アウト・ドウロ』はテーマ研究が完了する前に登録された。したがって、ワイン畑におけるブランド化の問題は、ワイン畑を登録することによる後の影響を考慮しないうちに、1999年にワイン畑の世界遺産第一号である『サンテミリオン』を登録したことに起因している。このように、『プロセッコ』の事例はテーマ研究の重要性を物語る顕著な事例である。したがって、食に関わる資産の登録については、後の影響を鑑みた登録を考慮する必要がある。

表 5-9 世界遺産リストに登録された及び登録審査を受けたワイン畑の資産のまとめ

登録年	資産名	締約国名	評価基準
1999	サン＝テミリオン地域	フランス	iii iv
2000	アルト・ドウロワイン生産地域	ポルトガル	iii iv v
2002	トカイのワイン産地の歴史的・文化的景観	ハンガリー	iii v
2002	ライン渓谷中流上部	ドイツ	ii iv v
2004	ピコ島のブドウ畑文化の景観	ポルトガル	iii v
2007	ラヴォー地区の葡萄畑	スイス	iii iv v
2014	ピエモンテのブドウ畑の景観: ランゲ＝ロエーロとモンフェッラート	イタリア	iii v
2014	オリーブとワインの土地パレスチナ - 南エルサレム、バティールの文化的景観	パレスチナ	iv v
2015	シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ	フランス	iii iv vi
2015	ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ	フランス	iii v
2015	リオハ及びリオハ・アルベサのワインと ブドウ園の文化的景観	スペイン	未登録

### 解釈拡大型

これは、委員会が当該資産の価値における「代表性」に焦点を当てることで、世界遺産リスト登録への正当性を主張し、登録されたものである。まず世界遺産リストに十分に代表されていない締約国からの資産である『ピュー』、『ブリッジタウン』、『ロイ・マタ』に該当している。また、文化的景観の解釈を拡大させた『ペルガモン』、『コマニ』、『タルクス』が該当する。また、現存する万博の建築として『王立展示館』、水と文化遺産の関係性を主張した『ペルシアン・カナート』、すでに世界遺産リストに代表されている分野の資産では『サンクリストバル』、『ウベタとバエサ』、『タンロン皇城』、『ジッタ』のように、よりその地域に特徴的な価値を主張し、登録を正当化している。

表 5-10 解釈拡大型

グループ	登録年	資産名
十分に代表されていない締約国からの資産	2008年	ロイ・マタ
十分に代表されていない締約国からの資産	2011年	ブリッジタウン
十分に代表されていない締約国からの資産	2014年	ピュー
クライテリアを満たす可能性がある資産	2003年	ウベタとバエサ
クライテリアを満たす可能性がある資産	2014年	ベルガモン
比較分析が不十分である資産	2004年	王立展示館
比較分析が不十分である資産	2017年	コマニの文化的景観
比較分析が不十分である資産	2014年	ジッダ
比較分析が不十分である資産	2010年	タンロン皇城
比較分析が不十分である資産	2016年	ベルシアン・カナート
OUVがないとされた資産	2010年	サンクリストバル

#### テーマ研究や比較分析の重要性の喪失

この類型については、ICOMOSの価値の評価が極端に低くなければ、世界遺産リストに十分に代表されていない締約国からの推薦については、ICOMOSと委員会の双方も登録に好意的なものであり、世界遺産リストに代表されていないという理由で登録が正当化されている。前述した『クラロ渓谷』の議論の際、委員国であるインド代表が、OUVが認められているのに、なぜ比較分析が必要なのかという問いに対し、IUCNはOUVを実証するのに比較分析は有用であると回答したが、ICOMOSは自然遺産ではないので、OUVを評価するのはICOMOS次第であると回答している。この回答により、インド代表は、ICOMOSによる管理計画に関する推奨事項を修正案として提示し、登録が決議されている。「逆転登録」された資産の中には、OUVが認められているもの、OUVが認められる可能性があるものと評価されたものからの登録が多いが、この傾向は『クラロ渓谷』以降に顕著になった。

例えば、無形の要素に特に主眼を置いた文化的景観である『コマニの文化的景観』のように、これまで先例のなかったジャンルの資産、『ウベタとバエサ』は基準ii及び基準ivで提案されていたが、キリスト教徒、イスラム教徒、ユダヤ人が平和共存していたという「無形の次元」があるという主張、『サンクリストバル』のように、歴史都市における「広場」に顕著な価値があるという主張、『ベルガモン』における「多層景観」など、新たな視点から登録の正当性を主張しているものである。これらに共通するのは、資産（におけるカテゴリー）の解釈を、グローバル・ストラテジーに起因する「代表性」の観点から拡大している点である。これらについては、世界遺産委員会会合の議論で、カテゴリーの解釈を拡大する点については、比較分析を経ずに登録が進められており、比較研究の重



要性が低下していることが問題となる。

例えば、文化的景観の原型にあたる「田園景観rural landscape」は、1984年の委員会会合でChabasonが提案し、文化と自然の両方の価値を持つ「田園景観」についてN3に適合する可能性について言及している。しかし、同時に棚田のように極めて調和的で、人の手が加わった景観を特定するにはN3を拡大する必要があると報告している（UNESCO 1984）。これを受けて、世界遺産委員会は1985年に特別委員会を組織し、同年の委員会会合で、現在想定されている複合遺産は多少なりとも人の手が加わった自然環境で、本質的に世界文化遺産の価値が自然環境によって高められる資産を含んでいないという主張によって、さらなる調査が必要とされた（UNESCO 1985b）。1987年には、田園景観についての報告書が提出され（UNESCO 1987）、同年イギリスが『湖水地方』を複合遺産として推薦したが、該当するクライテリアがないということで登録は見送られた<sup>69</sup>。その後、「田園景観」を世界遺産のカテゴリーに含めるための研究が行われ、1992年に「文化的景観」が新たなカテゴリーとして採択され、クライテリアが改定されている。このように、①新たな観点からの推薦資産の提案、②テーマ研究の完了、③新カテゴリーの採択もしくはクライテリアの改定という手順を踏んできた。したがって、テーマ研究及び比較分析の完了という手順を無視しており、文化的景観というカテゴリーで推薦していれば、登録審査時の議論における委員国らの理由付けによって正当化されるのである。

### 解釈対立型

これらの事例は、ICOMOSの勧告によって、推薦資産の価値において特に低い評価を下された資産に対して、世界遺産委員会の推薦資産の評価に対して異なる解釈によって登録の正当性を主張するものである。

一つ目のパターンは地域的価値が理解されていないという「代表性」の観点から「逆転登録」された『アル・アイン』、『シャフリ・ソフタ』、『アフロディアシス』、『ディルイーヤ』、『オアシス』、『ササーン朝』が該当している。

もう一つのパターンは、『ナウムブルク』が該当する。

---

<sup>69</sup> その後、『湖水地方』は2017年に世界遺産リストに登録された。

表 5-11 解釈対立型

グループ	登録年	資産名
クライテリアを満たす可能性がある資産	2010年	ディルイーヤ
十分に代表されていない締約国からの資産	2011年	アル・アイン
比較分析が不十分である資産	2010年	コンソ
比較分析が不十分である資産	2017年	アフロディアシス
OUVがないとされた資産	2014年	シャフリ・ソフタ
OUVがないとされた資産	2018年	オアシス
OUVがないとされた資産	2018年	ナウムブルク
OUVがないとされた資産	2019年	シャキ

#### 解釈対立型a — 不登録勧告からの「逆転登録」の常態化

解釈対立型は、ICOMOSの評価に対して、委員国がその資産もしくはその地域の価値が理解されていないという理由で登録されたものである。この類型に該当するのは中東地域やイスラム圏の資産であった。これ自体が中東地域の推薦資産については、すでに資産の範囲内に現代的な介入が行われているとして保全状況が良好でないとして登録を容認されない場合が多い。

ここで例として挙げるのは、『アハサー・オアシス』である。『アハサー・オアシス』は、サウジアラビア東部州で最大にして、世界で最も有名なオアシスの一つである。『アハサー・オアシス』は、古来より天然水が湧き出ることから特にナツメヤシの栽培など農業が盛んな地域であった。サウジアラビアは、当該資産が有史以前から現在までこの地域による持続可能な水源の利用方法とそれに伴った景観の進化の過程が顕著な文化的景観であることを理由に推薦した。ICOMOSの評価では、『アハサー・オアシス』についてマグリブ地域のオアシスが世界遺産リストに代表されていないことに理解を示しつつも、

「1960年代の急激な発展は、当該地域の農業コミュニティが中心となって行われたものではないこと」、「水路については、大部分は直線として残っているが、当該地域の伝統的な慣習の大部分が含まれていないこと」、「慣習を維持する支援により文化的景観には現代的な介入が行われており、その慣習以外は廃れてしまっている」ことなどを理由として挙げ、もはや持続可能な方法で社会集団を支えるナツメヤシを栽培する技術的・社会的な水の管理は存在していないとして不登録の評価を下した。

クウェート代表は、ICOMOSが否定的な見解を示したことに対し、「登録の手続きの尊厳を侵したくないが」と前置きをしつつ、「多くの国は、厳しい気候や大規模な砂漠を直接経験していないために、オアシスの価値を理解していない」として反対意見を述べた。さらに、「サウジアラビアの王族は50年前にオアシス周辺のオイルインフラの整備を禁じた」が、それは「何千年もの間、水、シェルターや生命を、キャラバンやオアシスを

通過する人々に与えてきたから」であり、サウジアラビアはこれまで「オアシスの尊厳を維持するために努力と時間を費やしてきた」と発言した。さらに、クウェート代表は、アラビア諸国以外の国にとってオアシスは馴染みの深い景観ではないことを承知しつつも、「確実にこれはOUVを持つものである」として『アハサー・オアシス』の登録の修正案を提示した。ブルキナファソ、バーレーン、中国、ウガンダ、チュニジア、キューバ、アゼルバイジャン、ブラジル、グアテマラ、インドネシアなど多くの委員国が賛成した。また、オーストラリア代表は「グローバル・ストラテジーの観点から登録すべきである」とし、「推薦書、評価書、追加情報を精査し、灌漑や水の利用についてOUVがみられることを確認した」と他の国に同調した。しかし、「これはまず登録延期にして、締約国がICOMOSに助言を求めるのが最善である」と、即時登録については支持できないとし反対意見を述べた。しかし、修正案に対する賛成国が過半数に達したため、クウェート代表の修正案が採択された。

2017年まで、不登録勧告から「逆転登録」されたものは、緊急登録メカニズムで審査された『バティール』のみであった。オーストラリア代表が発言したように、これまでの慣例に依拠するならば、再評価ではなく新規登録推薦であるため不登録評価で決議し、助言機関の助言に従いながら保全管理状況を向上させたいと、再審査を経て登録を行うことが通例である。しかし、『バティール』の登録の際に類似地域の逆転登録された資産の先例を引用したように、『アハサー・オアシス』が次の不登録勧告された推薦資産の先例となる可能性がある。したがって、「不登録扱い（バティール）」のみならず、「不登録勧告（『アハサー・オアシス』）」からの「逆転登録」の事例が新たに誕生し、不登録勧告からの「逆転登録」の事例が生まれたことで、『アハサー・オアシス』の事例は、これ以降不登録勧告を受ける資産の「逆転登録」の先例として参照され、「代表性」の観点から「逆転登録」を肯定する根拠となると考えられる。

#### 解釈対立型bー 表面的追従失敗における不登録勧告からの「逆転登録」

もう一つは、『ナウムブルク』である。ドイツの『ナウムブルク<sup>70</sup>』はこれまで過去二度の登録審査を受けている。まず、この資産は20年以上前に単体の記念物として暫定リストに記載されたが、ドイツは2005年にICOMOSから文化的景観で推薦する方がよいという助言を受け、2015年のボン会合にて文化的景観として推薦した。しかし、このときICOMOSは、文化的景観としてのOUVが実証されていないこと、加えて保全管理状態が良くないということで不登録の評価を下した。この年の第39回世界遺産委員会ボン会合では、文化的景観よりも大聖堂単体の価値に焦点を当てるように求める委員国も多く、登録延期の決議となった。ドイツは、2017年に再び文化的景観として『ナウムブルク』の推薦

---

<sup>70</sup> 『ナウムブルク』はドイツのナウムブルク・アン・デア・ザーレ北西部にある大聖堂である。『ナウムブルク』は教会の彫刻の美しさでよく知られ、特にウタとエッケハルトの像が有名である。

書を提出したが、ICOMOSは、保全仮理に関しての向上はみられたが、追加情報でOUVを証明することが出来なかったとして、再び不登録の評価を下した。その年の第41回世界遺産委員会クラブ会合では、委員国は、資産の範囲を文化的景観ではなく大聖堂に焦点を当てること、などを求めて情報照会で決議された。

2018年のICOMOSの評価では、当時代ないし地域・文化的文脈から宗教建築としてはすでに世界遺産リストには十分に代表されており、グローバル・ストラテジーの観点からも登録に値しないという理由に加え、締約国によって提案されたOUVは芸術作品に焦点が置かれており、芸術的要素のみでは評価ができないという理由で、三度目の不登録勧告を下した。三度目の不登録勧告を出したICOMOSに対して、不満を持った多くの委員国は次の二点についての説明を求めた。①クラブ会合でOUVの可能性があると委員会が情報照会の決議をした資産を、ICOMOSがなぜ再び審査し不登録評価を下したのかという点、②OUVとしての芸術的要素の評価の妥当性、の二点である。

まず①について、クラブ会合でOUVが認められるとして情報照会と決議した資産を、なぜICOMOSは再審査し不登録の評価を下したのかという点である。この委員国側の質問に対し、ICOMOSと世界遺産センターは、2019年版作業指針第159項<sup>71</sup>によれば、情報照会の資産はその時点ではまだOUVを有していないという説明をした。また、発言を求められたユネスコ法律顧問は、条約第11条2項<sup>72</sup>及び第13条8項<sup>73</sup>から委員国の三分の二の賛成票が得られた瞬間に当該資産がOUVを持つものと考えられるとし、情報照会や登録延期でOUVが認められるのであれば、条約や作業指針などの規定が完全に覆ってしまうと説明した。

②については、そもそも世界遺産条約の対象は不動産であり、彫刻のような動産は保護の対象としないとされている<sup>74</sup>。ICOMOSは、当該資産は、基準 i、基準 ii、基準 iii で推薦されているが、基準 i はかつて「芸術的価値」という語が1995年に削除されていることから芸術的要素を評価に対象にできないと評価した。それに対し、登録勧告の修正案を提示したセントクリストファー・ネイビス代表は「教会と同じ石から作成されており、彫刻

---

<sup>71</sup> 委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をする決議をした場合は、次回の会合に再提出を行い、審査を受けることができる。追加情報の提出は審議をを求める年の2月1日までに事務局に対して行わなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する助言機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決議から3年以内に再提出が行われない場合は、第168段落に示されたスケジュールに従って、新たな登録推薦とみなされる。

<sup>72</sup> 同委員会は、1の規定に従って締約国から提出された目録に基づき、第1条及び第2条に規定する文化及び自然の遺産を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表（「世界遺産一覧表」と称する。）を作成し、常時更新し及び公表する。最新の一覧表は、少なくとも2年に1回配布される。

<sup>73</sup> 同委員会の決定は、出席しかつ投票する委員国の3分の2以上の多数による議決で行なう。同委員会のいかなる会合においても、過半数の委員国が出席していなければならない。

<sup>74</sup> 2019年版作業指針第48項 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの登録推薦は検討対象としない。

はそこから動かすことはできない」ので、これらの芸術作品は実質的には不動産であるとし、登録の修正案を提示した<sup>75</sup>。委員国の中にはノルウェー代表のようにグローバル・ストラテジーの観点から登録すべきではないと主張する国もみられたが、多くの委員国はセントクリストファー・ネイビス代表の修正案に賛成した。さらに、ブラジル代表はグローバル・ストラテジーの観点から芸術的要素をどのように統合するかを考慮するための専門会議の開催を提案し、世界遺産委員会の議題Item12Aに新たに追加して議論するものとして、修正案が採択された。

しかし『ナウムブルク』の事例は、そもそも締約国がICOMOSの勧告に従い文化的景観で推薦し、かつ保全管理状態を改善させたにもかかわらず、登録勧告を受けられなかったことで、締約国の不満を引き起こしたことに根本的な原因がある。したがって、『ナウムブルク』の事例はICOMOSの一貫性のない態度によって、締約国がグローバル・ストラテジーへの表面的追従に失敗したときに生じる事象を実証した先駆的な事例であった。

#### 解釈対立型b— 制度上の解釈を巡る対立

このような助言機関と委員会との解釈の違いは、ときに制度上の解釈を巡って対立することもある。2010年に情報照会から登録延期の評価に繰り上げられた『コンソの文化的景観』の事例では、翌2011年にICOMOSが再び登録延期の評価を下した。情報照会と決議された資産は、締約国の追加情報を受けて登録されることが多いことから、委員国はICOMOSの評価に反発している。

さらに、2019年の会合では、不登録の評価から情報照会の決議された資産の議論によって、制度上の問題を引き起こした。2017年に不登録勧告から繰り上げで情報照会と決議された『シャキ』<sup>76</sup>の議論が再び2019年の会合で行われた。締約国は2019年1月に管理計画についての追加情報を提出した。これに対し、2019年の第43回世界遺産委員会において

---

<sup>75</sup> 動産が世界遺産の構成資産となっている世界遺産は少数ながら存在する。例えば、『古都奈良の文化財』の東大寺盧舎那仏は、芸術作品であるが、そこから動かさないものとして不動産扱いとなっている。また、『最後の晩餐』はその壁から動かすことはできないとして不動産扱いとなっている。セントクリストファー・ネイビス代表の発言は、このような先例を参照していると考えられる。

<sup>76</sup> 2017年の第41回世界遺産委員会クラクフ会合において、ICOMOSは、歴史地区としての地域的重要性については認めるが、世界規模での価値を有していないこと、そして、過去に行われた修復において真正性が尊重されなかったこと、(過去に行われた開発を含む)現在進行形の開発において、一部の建築物にコンクリートやセメントが使用されたことで、資産の完全性や真正性が満たされていないことについて懸念を示し、不登録勧告を下した。加えて、管理計画についても、モニタリングのシステムが現場に存在していないことについても言及している(UNESCO, WHC 2017a)。これに対し、情報照会とするポーランドの修正案に、クウェート、チュニジア、フィリピン、キューバ、トルコ、カザフスタン、クロアチア、ブルキナファソ、韓国、ジンバブエが賛成したことで、情報照会として決議された。そして、この決議文において、適切な保全計画やアクションプラン、そしてモニタリングのシステムを作成するように締約国に指示が出された(41 COM 8B.20)。

ICOMOSは、アクションプランと修復マニュアルについては、正式な実施手段が導入されたのであれば、各建物の保護の強化につながるものと好意的な評価を下した

(UNESCO 2019a)。同様に、より実行力のある開発管理措置を実施することで、歴史都市に対する損傷を防ぐことが可能であると評価した。しかし、このような手段は、歴史都市の価値やOUVの実証において、前回の評価を覆すほどに十分なものではないと言及している。

さらに、2019年1月に締約国が提出した追加情報は、資産の管理と保護の情報に関するものであり、推薦資産の価値に関しては修正がなかったことを受け、ICOMOSは、推薦資産の再評価や、最初の評価の勧告を再検討できないと言及した。加えて、このような情報照会と決議された資産については、情報照会の手続きと、2017年の会合で世界遺産委員会の決定事項をさらに検討し、明確にする必要があるとしつつ、前回の勧告を維持し、不登録勧告としている。

このようなICOMOSの評価に対し、クウェート代表から不登録から登録に書き換えた修正案が提示され、中国、ボスニア、キルギス、ジンバブエ、ウガンダ、チュニジア、ブラジルが同調した。クウェート代表は、条約の履行に関しては「委員会が中心」であり、「決定権は委員会にある」ので、「委員会の決定に従わなければ、手続きが機能しなくなる」と主張した。この結果、その他の委員国も同調し、世界遺産リストに登録された。これで、緊急登録メカニズムを除いて、不登録勧告から「逆転登録」された資産は3件目となった。

『シャキ』の事例は、新規登録審査案件ではなく、過去に不登録勧告から情報照会へと評価が繰り上げられた資産である。世界遺産条約の制度上、登録延期と決議された資産には登録推薦書の再提出が求められるが、情報照会と勧告及び決議された資産は、原則、推薦書の再提出は求められることはない。ところが、現在の作業指針及び世界遺産委員会手続き規則では、不登録勧告から情報照会となった資産についての扱いについては想定しておらず、この点について委員国の解釈が分かれたのである。

クウェートの修正案に賛成を表明した委員国の解釈では、情報照会と決議された資産については、推薦書の再提出が必要ではないので、前回(2017年)の『シャキ』の決議に基づいて保全状況の改善を行えば、世界遺産リストに登録できるものと解釈していた。したがって、これらの委員国は、ICOMOSが『シャキ』を、再び(特にOUVに対する)評価したことについて異議を唱えたのであった。

一方、クウェートの修正案に賛成を表明しなかった委員国については、前年のマナマ会合(2018年)の『ナウムブルク』の議論の際に、ユネスコ法律顧問が示した「推薦資産は世界遺産リストに登録されたときにOUVがあるものとされる」という見解に基づいて、「情報照会と決議された時点では、OUVがあるとは認められない」という立場を示した。しかし、これらの委員国も直接的に世界遺産リストに登録への反対という意見は、ほとんどみられなかった。例えば、ノルウェー代表は、登録資産に関して「条約の履行が難しく

なった」と発言し、またハンガリー代表は「情報照会のメカニズムをもう一度見直すべきである」と発言した。このように、これらの国も『シャキ』の評価の難しさについて一定の理解を示した。

また、オーストラリア代表も、今後「締約国をこのような状況に置くべきでない」としたうえで、当該推薦国に対して「どのようにOUVがあるかを証明できるのかという具体的な指示がなかった」と発言した。しかし、オーストラリア代表は「情報照会勧告は、将来の登録を約束するものではなく、再び審査の機会を与えるもの」として登録に反対を表明した。このように、不登録勧告から情報照会と決議された『シャキ』の議論は、審査手続き上の制度的欠陥が明らかになった事例であった。

2019年までに推薦資産が委員会会合によって、不登録勧告から情報照会となった事例は、計8件ある（表5-13）。これらの資産をみると、例えば、『ラジャスタンの丘陵砦群<sup>77</sup>』や『ナウムブルク』など資産も登録審査時に、大きな議論を引き起こしたものである。今後、「泉州」や「ホール・ドバイ」などの案件が控えており、すでに世界遺産委員会はこの問題を避けて通ることはできない状態である。

表 5-12 不登録勧告から情報照会と決議された資産

決議された年	資産の名称	国名	登録年
2012	ラジャスタンの丘陵砦群	インド	2013
2012	ロシアのクレムリン	ロシア	未登録
2013	ボルガル	ロシア	2014
2017	ナウムブルクとザール川・ウンストルート川の中世の文化的景観	ドイツ	2018
2017	ホール・ドバイ、伝統的な商人の港	アラブ首長国連邦	未登録
2017	シャキ歴史地区とカーン宮殿	アゼルバイジャン	2019
2018	古都泉州の歴史記念物とサイト	中国	未登録
2018	プロセッコ	イタリア	2018

## 5.5 まとめ

以上、本章では、学術的価値を軽視し、政治的交渉による合意による世界遺産リストへの登録の実態の分析するために、2002年から2019年の期間において、「逆転登録」された資産における助言機関の評価と委員国の決定についての差異を分析した。

<sup>77</sup> 第36回世界遺産委員会サンクトペテルブルク会合（2012年）では、情報照会と勧告された際、諮問機関が、助言のためのミッションを審査のミッションとは別に派遣を約束させた。これまで、推薦書の提出後、推薦国と諮問機関は利害関係の問題から接触を禁止されていた（稲葉2013）。しかし、これを機に、審査過程の見直しが進み、推薦書提出後に、推薦国との対話機会が設けられるように制度変更の一つのきっかけになった。

「逆転登録」の実態の分析においては、2000年代の当初では、登録延期の資産の「逆転登録」も行われたが、その多くは情報照会からの「逆転登録」が多かった。これらの資産は、十分に代表されていない締約国からの資産、グローバル・ストラテジーで登録が推奨されたカテゴリーの資産が、「代表性」の観点から登録が正当化されてきた。これらを過去の先例とし、過去の決定との制度上の一貫性を持たせるために、登録延期の資産の「逆転登録」が増加していった。これによって、管理計画が不十分なまま世界遺産リストに登録される資産が増加しており、隠れ危機遺産の増加が懸念されることが明らかになった（図5-①）。さらに、危機遺産リストへの登録が、マイナスイメージを被る危険性があること考えられていることから、当該国は危機遺産リストへの登録を回避させる傾向にある。危機遺産リストへの登録を回避させる事例も増加していることから、問題はより深刻化してきている。

2010年代前半を境に、グローバル・ストラテジーにおいて推奨されたカテゴリーの資産について、OUVの実証が不十分である資産（テーマ研究や比較分析）に対して「代表性」の観点から登録が正当化された（図5-②）。これまで情報照会や登録延期の資産から「逆転登録」された資産が先例として引用されることで、委員国及び締約国におけるグローバル・ストラテジーへの表面的追従の過程が段階的に形成されていった。ここでは学術的評価の存在意義が喪失しつつあり、OUVの証明が曖昧なままであることから、OUVにおける「顕著性」も喪失していると考えられる。

さらに、2010年代後半からは、不登録評価からの資産やOUVがないと評価された資産からの「逆転登録」がみられるようになった。これらに資産については、地域的な価値が理解されていないという「代表性」の観点から登録が正当化された。これによって、「最上の代表」の遺産から「地域の代表」遺産へ移行していることが明らかになった（図5-③）。また、制度上の解釈を巡り、助言機関と委員国の対立がより顕著になっている。

このように、「代表性」という大義名分が主張されながら、過去の登録資産を先例とし、それらの決議との制度的な一貫性を保つ必要性から、「逆転登録」が行われ続け、各国が政治的交渉を行いやすい状況が生み出されてきたことが明らかになった。



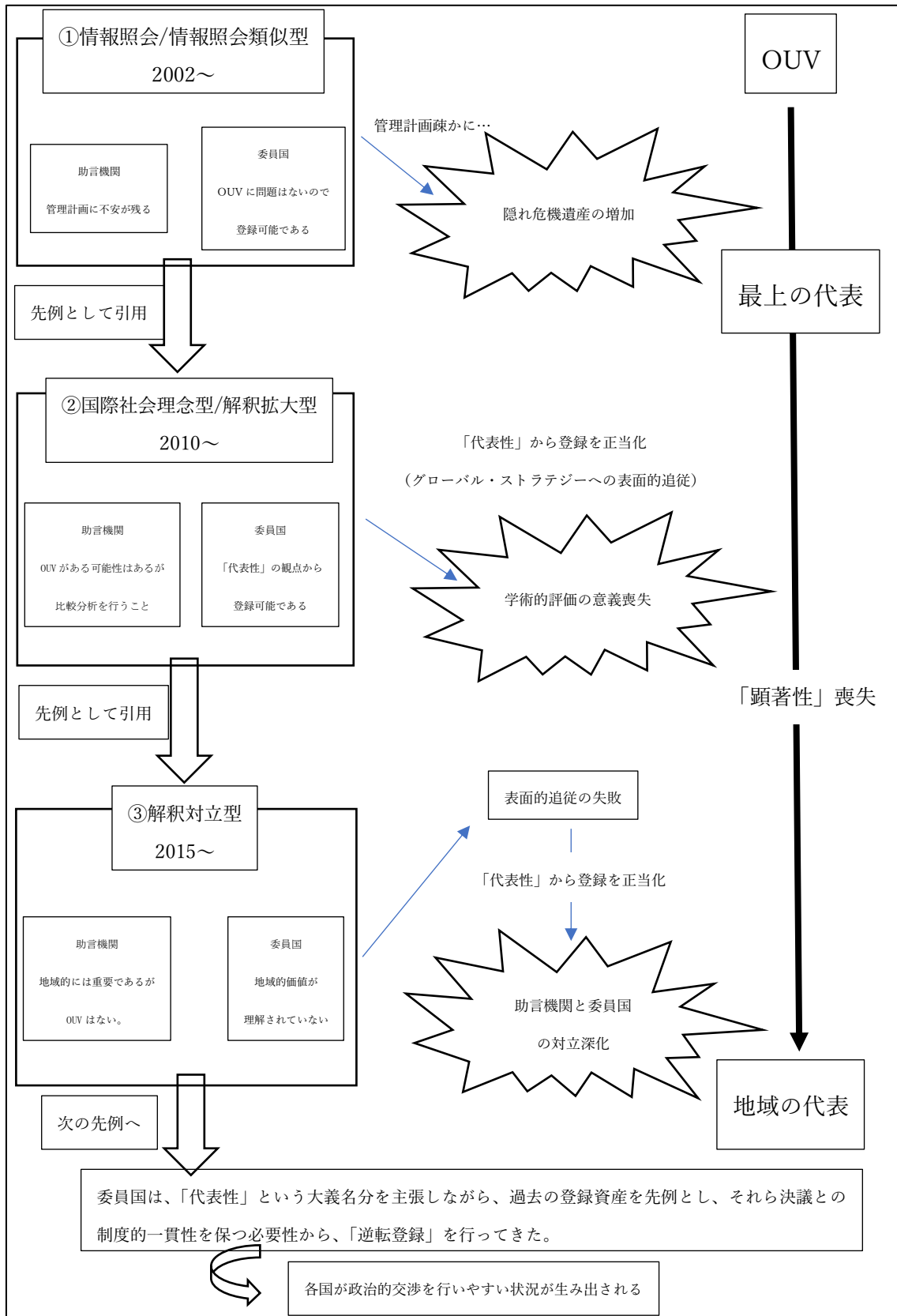


図5 「逆転登録」推移

## 第六章 「顕著性」と「代表性」の間で揺れ動く二つの条約 —無形文化遺産条約と世界遺産条約

### 6.1 本章の目的

前章では、世界遺産委員会が推奨してきた「代表性」の概念をもとに世界遺産リストへの登録の正当性を主張し、「逆転登録」が行われおり、世界遺産リストの価値における「顕著性」が喪失していることが明らかになった。世界遺産条約と類似するユネスコが採択した条約としては、無形文化遺産の保護に関する条約（以下、無形文化遺産条約、2003年採択）が挙げられる。無形文化遺産条約は、OUVのような「顕著性」を採用しておらず、地域的価値や土着的な（vernacular）価値といった「代表性」に主眼を置いて、世界に存在する無形の文化遺産を、リスト化して保護する条約である。したがって、無形文化遺産条約は、国際的な遺産保護の制度設計において、価値における「顕著性」を採用しない事例として検証することが可能である。本章は、「代表性」を評価の軸に置いた無形文化遺産条約の履行状況を整理し、世界遺産条約の現状の履行状況を比較検証することを目的とする。

### 6.2 無形文化遺産条約の特徴

無形の遺産に関する国際的な保護の取り組みとしては、まず1989年の「伝統文化及び民族伝承に関する勧告」が挙げられる。これはUNESCO加盟国に各国内で伝統文化とフォークロアを保護するように促進するものであったが、あくまで勧告にとどまり、無形の遺産に関する国際的な保護の枠組みではなかった。しかし、世界遺産条約において、無形の価値が重要視されたことに並行し、無形の文化遺産の保護の気運が高まり、1997年のUNESCO総会にて「人類の口承と無形遺産の傑作宣言」が開始された。この事業による無形遺産の選定は2001年、2003年、2005年に行われており、このとき選定された遺産は、無形文化遺産条約が成立したことで、無形文化遺産条約の保護下に置かれることになった。

無形文化遺産条約は、その前文において「地球規模化及び社会の変容の過程は…特に無形文化遺産の保護のための資源の不足により、無形文化遺産の衰退、消滅及び破壊の重大な脅威をもたらすことを懸念し…」とあるように、グローバル化による社会変容の影響を受けて危機的状況にある地域性を持つ土着的な資産を保護の対象としていることが特徴である。無形文化遺産条約には、世界遺産条約の世界遺産リストと危機遺産リストに対応するものとして、「代表リスト」と「緊急保護リスト」が存在するが、条約成立時に緊急保護リストが特に重要となものとして位置づけられ、代表リストは二次的なものとされていた(河野2004:6)。それを示すのが世界遺産条約の危機遺産リストと無形文化遺産条約の緊急保護リストの選定プロセスの違いである。危機遺産リストへの登録にあたっては、該当資産が世界遺産リストへ登録されている必要があるが、無形文化遺産条約では緊急保護リストと代表リストが別個のリストとして存在しており、資産の緊急保護リストへの登録にあたって代表リストの登録を経る必要がない。したがって、無形文化遺産条約では価値の有無にかかわ

らず危機的状況にある資産を迅速に保護下に置くことができる<sup>78</sup>。

代表リストや緊急保護リストに推薦遺産が登録されるためには、まず各締約国は事務局に提案書を送付する。その提案書は、代表リストは補助機関 subsidiary body が、緊急保護リストは助言機関 consultative body が評価を行う。ただし、2015 年から両リストの評価が評価機関 evaluation body に一本化された<sup>79</sup>。この評価結果に基づき、締約国の 24 か国で構成される政府間委員会 Intergovernmental Committee が年一回開催する会議において登録の可否が決定される。

また、前述のように、代表リストは OUV を持つ資産の登録を行うのではなく、「代表性」を重視する。この理由は、特に民族学的・人類学的な特徴を持つ資産が登録審査に落とされていた世界遺産を持たざる国からの世界遺産条約への反発が反映されていることによる。世界遺産条約では、世界遺産の数が少ない国々が、OUV を定めて比較評価を行うことで推薦資産を選定する方式によって自国の遺産が落とされるという不満を持っていた。そのため、無形文化遺産条約の代表リストの選定においては、顕著な価値を持つ資産に限定した登録に否定的な意見が多くみられた。例えば 2006 年の第一回政府間委員会アルジェ会議でブラジル代表は「世界遺産条約の経験を繰り返すべきでない」と主張し、「特に顕著な価値よりも代表性を貫くべきである (UNESCO 2007a:para43)」と発言している。そのため、リストにおける資産の選定する価値は顕著な価値による階層化ではなく「すべて価値は平等」であるとする「代表性<sup>80</sup>」が採用された<sup>81</sup> (河野 2004: 6、宮田 2008: 8-9)。したがって、無形文化遺産条約における「代表性」は地域比のバランスよりも階層化の否定という意味合いが強いことに特徴がある。

「代表性」をより反映するためにリストの方式についても慎重に議論されていた。無形文化遺産は自らのコミュニティの文化の文脈で進化するという特徴を持っているため、世界遺産のような有形の遺産と異なり、登録時の真正性を維持することが困難であると議論された。そこで、代表リストは数年間の期限付きで無形文化遺産を例示する資産を登録し、期

---

<sup>78</sup> この二つのリストに一つの資産を同時に登録することはできないが、当該資産を代表リストから緊急保護リストへ、また緊急保護リストから代表リストへの転載ができる。なお他のリストとしては無形文化遺産保護のグッド・プラクティス、2,500 ドル以上の国際援助リストが存在する。

<sup>79</sup> 無形文化遺産条約では、緊急保護リスト、グッド・プラクティス、25,000 ドル以上の国際援助の案件は、政府間委員会が認めた認定 NGO から選ばれた専門家 6 名及び個人の専門家 6 名から構成される助言機関に審査され、代表リストは委員国から選出された 6 カ国からなる補助機関が審査する仕組みとなっていた。2015 年からは、認定 NGO 6 名、委員国ではない締約国の専門家 6 名の合計 12 名による単一の評価機関が、助言機関と補助機関の役割を担っている。

<sup>80</sup> 世界遺産条約の「代表性」は、資産の地域及びカテゴリー別のバランスが取れていることを意味するが、無形文化遺産条約ではその点もフラットであることに注意が必要である。

<sup>81</sup> 資産の登録においてはコミュニティに重要性を置いている。顕著な価値を認めた場合コミュニティの優劣の差異が生じ、人種の優劣に繋がりがかねないため、人権の問題からも OUV の導入は相応しくないとされている (国末 2012: 12)。

限が過ぎればリストを新しく入れ替えるという作業を繰り返し行っていく「サンセットクローズ方式」が提案されていた（宮田 2007: 11）。そうすることで世界遺産のように遺産を永続的に「固化」することを防ぐことができると考えられていた（UNESCO 2007a: 第 44 項）。

しかし、同年 2007 年の成都臨時会議においてリストの方式についての風向きが変化した。特に問題となったのは、登録資産の「登録抹消」の採用の是非である。世界遺産条約では、当該遺産が世界遺産リスト登録時の OUV を維持できないほど、外部の要因によって損なわれた場合、登録抹消の宣告を受け、世界遺産リストから抹消されることがある。この登録抹消に関して、無形文化遺産条約での導入の是非が議論された。これに関しては、ボリビアの代表が「世界遺産リストの例から、資産が遺産リストに登録されれば、資産を取り巻く環境が急速に変化することが考えられるが、無形の遺産にとって資産が変化することは宿命」であって、無形の遺産は変化を否定することはできないから、「その資産を体現するコミュニティが存続する限り、その価値を見出すことができる」と主張したうえで、「危機的状況にある資産であってもコミュニティによって体現されないのならば、本条約では保護の対象」とせず、その代替案として、「登録資産には長期の保護を担保することが必要である」と発言をしている（UNESCO 2007b: 第 33 項）。ここでは、サンセットクローズ方式が間接的に否定されていることがわかる。

これを受けて、フランス代表は、ボリビア代表の長期の保護に賛成の意を示し、多くの保護すべき無形の遺産の数から考慮すれば、リストの総数に制限をかけるべきでないと発言した。この発言にインドなど、他 7 か国が同意し、代表リストの選定は登録抹消の制度を持たないオープンエンド方式となった<sup>82</sup>（UNESCO 2007b: 第 35 項）。

したがって、条約採択から代表リストの選定が始まる以前の議論では、代表リストは登録抹消とシーリングなしの「代表性」を重視したオープンエンド方式のリストとして出発した。世界遺産条約との共通点はオープンエンドであるという点で、相違点は登録抹消とシーリングがない点、そして OUV でなく階層化を否定した地域性を反映する「代表性」を採用している点である。このように、無形文化遺産条約は、世界遺産条約で生じた問題を繰り返さないよう配慮して制度設計が行われてきた。

### 6.3 代表リストの地域的不均衡問題の発生

上記のように制度設計が行われ、2008 年に「傑作宣言」に選定された遺産が、代表リストに統合され、2009 年に新規登録が行われた。2009 年の代表リストの総数は 166 件で

---

<sup>82</sup> しかし、オープンエンド方式では事務局に負担がかかることから事務局側は制限を設けたかったようである。同年の第二回政府間委員会で制限を設けるか否かの議論が引き続き行われ、インドの代表が「リストの目的は登録でなく保護である。したがって、事務局による代表リストの登録制限の要求は条約の条文に反しており、裏から OUV と傑作の再導入を図っている（UNESCO 2007c: para77）」と指摘し、事務局を批判した。

Group1（西欧・北欧・南欧）が19件、Group2（東欧・中欧）が30件、Group3（中南米・カリブ海）が29件、Group4（アジア・太平洋）が74件、Group5a（アフリカ）が18件、Group5b（アラブ諸国）が6件である<sup>83</sup>。これを見るとアジア・太平洋が最も多く、アラブ諸国が最も少ないものとなっており、地域不均衡が生じてしまったことがわかる。また、ヨーロッパ（Group1）とアフリカ（Group5a）の数が同じであるように見えるが、Group1とGroup2を含めるとヨーロッパの代表リストの数は、アジア・太平洋の次に多い。したがって、「代表性」を反映させた制度を導入したものの不均衡が生じる結果となった。

また、無形文化遺産条約では、緊急保護リストと代表リストの間の数の不均衡も問題とされている。最初の登録が行われた2009年に計115件もの代表リストの推薦書が提出されたが、一方で緊急保護リストの推薦書は15件しか提出されなかった。これを受けて、松浦前UNESCO事務局長は、条約の作成の議論の中で、多くの国が本条約の主たる目的は消失の危機に直面する生きている遺産を保護することであったことについて言及しつつ、これは「緊急保護リストよりも代表リストにより利益があるということか(UNESCO 2009: 3)」と不満を呈している。条約の起草段階では特に主眼が置かれていた緊急保護が二次的なものとなったことがわかる。

ちなみに2019年12月時点の地域比については、代表リストは計463件が登録されたうち、最も多いのはアジア・太平洋（Group4）の151件で、代表リスト全体の約4割を占めている(表6-1)。最も少ないのは、アラブ（Group5b）の26件である。また、Group1とGroup2をヨーロッパとして一括りにしてみると166件であり、地域別にみると最も多い数である。また、緊急保護リストは計64件であり、代表リストの数との差が依然開いたままである。

表 6-1 代表リスト地域別比率

地域区分	資産数	比率
Group1	82	17.7%
Group2	84	18.1%
Group3	64	13.8%
Group4	151	32.6%
Group5(a)	38	8.2%
Group5(b)	34	7.34%

このように無形文化遺産条約は、地域比の不均衡という世界遺産条約と同様の問題に加え、代表リストと緊急保護リストの数の不均衡という無形文化遺産条約に特有の問題も抱えることになった。

<sup>83</sup> 無形文化遺産条約では、この六つの地域区分を採用している。

#### 6.4 シーリング制度の導入

前述のようにシーリング制度などの審査数制限については事務局と政府間委員会との議論が行われ、シーリング制度は導入しないという合意を得ていた。しかし、代表リストにおける地域的不均衡が生じたことによる影響と事務局の人的・資金的リソース不足を理由にシーリング制度の導入が決定された。

2011年サイクルでは全体の審査数を計163件を上限とし、多国間共同推薦及び代表リストへの登録が無いまたは登録の少ない締約国により提出されているものを優先的に審査する優先権も導入されている。2012年サイクルでは全62件に減少し、2015年サイクルは全50件にまで減少した。2015年サイクルからは優先権はより詳細に考慮され、①多国間共同推薦、②緊急保護リスト・代表リスト・ベストプラクティス・国際援助の採択が無い締約国、③これらのリストからの登録が少ない締約国の順に優先されることになった。また、可能な限り多くの推薦書を評価するために、各締約国は少なくとも2年に1件は推薦書が審査されることが保障されている。なお、50件という数は世界遺産条約のシーリングよりも多いように見えるが、緊急保護リスト・代表リスト・ベストプラクティス・25,000ドル以上の国際援助リストの四つのリストを含む数であるので世界遺産条約以上に厳しいシーリングである。

また、シーリング制度に関連するものとして「類似資産の登録非推奨」が挙げられる。宮田は『男鹿のナマハゲ』の推薦の際、既に登録されている『甕島のトシドン』との類似性を指摘され「比較分析」によって、価値の明確化が必要とされ登録が見送られたことを報告している（宮田2012:12）。これは余分な審査案件を減らし、「代表性」の大義名分から多くの種類の資産を代表リストに反映する手段として導入されたといえる。しかし、類似資産の登録非推奨は数ある類似資産を一つに限定しなければならないという点で、その中で最も顕著な価値を持つものが推薦されやすくなるという危険性、つまり代表リストの階層化の危険性を包含している。また、比較分析は他の資産との比較によって価値を明確化し、限定してゆくという点では世界遺産条約の選定方式に類似しており、価値の階層化を誘発する恐れがある。

以上、代表リスト地域的不均衡問題を受けて、世界遺産以上の厳しいシーリング制度が導入されてきた経緯を述べてきた。特筆すべきことは、「代表性」がすべての資産を平等に例示するという意味から世界の国々から、平等に資産を例示するという意味へと変容しているということである。これも世界遺産条約の「代表性」の定義に類似しており、無形文化遺産条約の履行が、世界遺産条約に接近しつつあることが確認できた。

#### 6.5 締約国の価値の意図的すり替えによる「顕著性」の付与

前節のシーリング制度の導入は、リストに登録する資産を限定するという意味で平等性を否定し、類似資産の登録非推奨と比較分析は階層化を生み出す可能性があるという点で

階層化への懸念を生み、いずれも価値における「顕著性」の付与への動きとして解釈することができる。「顕著性」付与への動きは、こうした制度上の変化のみならず、締約国から積極的に価値付けを行う動きからも見る事が出来る。無形文化遺産条約では、補助機関から毎年推薦書に使用される語句が世界遺産条約と混同しているという指摘が行われている。例えば、2012年の補助機関の報告では、次のように述べられている(UNESCO 2012:第24項)。

「…補助機関は再びふさわしくない語句の使用されていることに気づかされた。その語句とは、例えば真正性(authenticity)、傑作(masterpieces)、オリジナル(original)、固有(unique)、並外れた(exceptional)、正しい(correct)、古代の(ancient)、人間の世界遺産(world heritage of humanity)、ラベリング(labelization)、ブランド化(branding)などといったこと意味するものである。これらの語句の多くは、2003年条約の価値と精神を[推薦書の]作成者側が誤解していることを示しており、推薦の根底にある動機についての懸念を引き起こした。<sup>84</sup>」

ここでは推薦書において、真正性、傑作、登録によるラベリングに関する語句の使用を控える注意を促している。補助機関の指摘の通り、真正性や傑作は世界遺産に必要とされる価値で「代表性」を重んじる無形文化遺産条約の精神には適切なものではない。また、ラベリングは資産の保護から逸脱した用語であり、締約国の資産の経済的な動機からの登録を想起させるものである。

しかし、これは単なる両条約の混同ではなく、むしろ締約国が積極的にこれらの語句を使用しているものと考えられる。例えば、代表リストに登録された料理の資産に焦点を当ててみると、『フランスの美食術』、『メキシコの伝統料理』、『地中海料理』、『トルコのケシケキの伝統』、『和食：日本人の伝統的な食文化』、『キムジャン：キムチの製造と分配（北朝鮮）』といった資産が代表リストに登録されている。これらは地域性を反映する土着的なものではなく、その名称が示すように国家を代表する資産である。無形文化遺産条約では「代表性」という価値を採用しているにもかかわらず、締約国は国家を代表する資産を登録することで積極的に「顕著性」を付与しようとする現象がみられた。

したがって、これは世界遺産条約と無形文化遺産条約の価値の混同ではなく、両条約の締約国による価値の意図的すり替えである。この点で価値において、無形文化遺産条約は、地域性のある資産の登録から「国家の代表 representative of the nation 遺産」の登録へと、現

---

<sup>84</sup> …the Subsidiary Body again encountered frequent intrusions of inappropriate vocabulary, such as references to authenticity, masterpieces, original, unique, exceptional, correct, ancient, the world heritage of humanity, labelization, branding, and so on. Many of these betrayed a misunderstanding on the part of the authors of the values and spirit of the 2003 Convention and in several cases gave rise to concern about the underlying motivation for the nomination.

在の世界遺産条約が進んでいる方向とは対照的に「顕著性」の付与へ向かっている。このように、無形文化遺産条約は資産の価値は「代表性」が採用されていたにもかかわらず、各締約国が資産の顕著な価値付けを行うことで「顕著な代表性 Outstanding Representativity」という価値へ変化してゆく逆説的な現象がみられることが確認できた。

## 6.6 まとめ

本章では、制度設計の時点で、価値における「顕著性」を採用せず、「代表性」のみを採用した無形文化遺産条約の履行状況と世界遺産条約の比較分析を行った。

分析の結果、無形文化遺産条約の履行上では、代表リストの地域的不均衡問題の発生、シーリング制度の導入、締約国の価値の意図的すり替えによる「顕著性」付与といった三つの形で世界遺産条約化していることが明らかになった。このように、無形文化遺産条約は資産の価値は「代表性」が採用されていたにもかかわらず、各締約国が資産の顕著な価値付けを行うことで「顕著な代表性 Outstanding Representativity」へ変化してゆく逆説的な現象がみられることが明らかになった。

したがって、世界遺産条約の問題を基に制度設計を行った無形文化遺産条約は、奇しくも世界遺産条約と類似の制度と価値を持つものとして変化してきたことが明らかになった。すなわち、両条約の価値に主眼を置いて条約の履行を分析した結果、両条約の精神や制度が相互に交錯する現状が浮き彫りになった。



## 第七章 結論

本稿では、世界遺産の審査における「政治化」の実態について、世界遺産の価値における「顕著性」と「代表性」の側面から分析してきた。

第一章は、序論である。研究の背景と目的、方法、先行研究、構成について記述した。まず、序論では、世界遺産の審査における「政治化」を分析するにあたり、グローバル・ストラテジー採用以後、「代表性」という概念が顕著になったことに着目した。グローバル・ストラテジー採用以後も、世界遺産リストの数の地域比に変化がみられなかったこと受け、グローバル・ストラテジー以後に推奨された「カテゴリー資産」の数の地域比を整理したところ、世界遺産リストに十分に代表されている国が多く占められたことから、「代表性」の概念の拡大や「代表性」を確保するための方策が、世界遺産リストに十分に代表されている国に利用されている可能性が指摘された。次に、「政治化」を象徴する「逆転登録」の事例を、世界遺産委員会議事録から整理したところ、「逆転登録」の事例は、グローバル・ストラテジーにおいて登録が推奨されたカテゴリー資産が多いことが明らかになった。そこで本研究では、「政治化」の要因の一つが価値の概念である「代表性」に密接に関係していることに注目し、唯一最上であることをその本質としてきた顕著な普遍的価値（顕著性）と主張してきたはずの世界遺産条約の変化をみることで、「政治化」の問題を考察するものとした。

第二章では、条約の作成が本格化する1968年から世界遺産条約が誕生するまでの議論を、「顕著性」と「代表性」の側面から整理した。条約の準備段階では、都市化や開発などによる問題によって、世界中の遺産が危機にさらされている状況に対処するために、禁止や規制といった静的な保護でなく、遺産を地域の生活に統合するという動的な保護の必要性が認識されていた。また、文化遺産や自然遺産、もしくは世界的に著名な記念物や民族建築も種別を問わず危機にさらされる恐れがあるところから、これらを区別することなく、保護の必要性が認識されていた。国際的援助に関しては、地理的均衡を考慮するということが、このときすでに言及されていた。すなわち条約の準備段階からすでに、文化遺産や自然遺産及び、資産のカテゴリーに対する「代表性」や、地理的不均衡に配慮する「代表性」が考慮されていた。

「顕著性」に関しては、世界遺産基金を財源とする予算の制限があることから、国際的保護の対象とするものは、世界的に重要なもののみ限定されることになった。その結果、保護の対象とする価値は「顕著な関心」から「普遍的価値」に代わり、さらに国連人間開発環境会議（ストックホルム）に提出予定であった米国提案との統一をはかる過程で、「顕著な普遍的価値」という文言に定まった。

このように、条約作成時の議論の過程の中で、「代表性」に関する概念はすでに認識されていたものの、財源の制約や世論の喚起させる必要性から、条約の対象とする価値においては「顕著性」の概念が優先されたことが明らかになった。

第三章では、世界遺産条約の成立後、世界遺産の価値と制度における「顕著性」と「代表性」の議論の変遷を整理した。当初の世界遺産委員会（1977年）は、OUVの解釈を人類に

として「大きなもしくは重要なもの」と意味していた。翌1978年には、この「大きなもしくは重要なもの」を、個々の文化を代表する「普遍的代表」として追加解釈した。すなわち、当初の世界遺産委員会は、OUVを「顕著性」で評価するものとしていた。世界遺産リストの登録が開始されると、まず文化遺産と自然遺産の数の不均衡が指摘された。この問題によって、世界遺産委員会によって、暫定リストの作成推奨されるなど、議論が「顕著性」を確保するための評価の厳格化する方向に進み、シーリング制度の導入案など「代表性」の確保とは対称的な方策が採用された。その後、さらに文化遺産の地域比の偏りが生じると、世界遺産の評価の見直しが行われ、記念物的なアプローチから人類学的なアプローチを採用する必要性が言及された。これを受けて、文化的景観が新たに採択され、またグローバル・ストラテジーが採用されるなど、「代表性」に配慮するように制度が動くことになった。真正性に関する奈良会合はこの枠組みの国際的理解の普及に貢献し、また自然と文化の統合に関するアムステルダム専門家会合は、OUVを世界的な価値と地域的な価値を結びつける「顕著な応答」として解釈した。グローバル・ストラテジー以後、世界遺産委員会は、作業指針の改訂を含め各種の施策を打つことによって「代表性」の確保に努めてきた。このように、世界遺産委員会は、世界遺産条約作成時の議論を引き継ぎながら、条約当初から「代表性」を認識し、段階的に議論を経て制度に反映してきたことを明らかにした。

第四章では、クライテリアの変遷からみた「顕著性」と「代表性」の概念の変化を整理した。クライテリア作成当初は、世界遺産条約登録前後の議論を引き継ぎ、遺産の範囲を幅広くとらえ、多くの遺産の登録を想定したクライテリアが作成された。すなわち当初のクライテリアでは、「顕著性」を評価する記述のみならず、「代表性」を評価する記述も含まれていた。しかし、文化遺産と自然遺産のリストの不均衡問題が生じると、OUVの厳格化が叫ばれ、文化遺産のクライテリアにおける「代表性」を反映する記述が削除された。しかし世界遺産リストのギャップを特定するためのグローバル研究が開始され、その後、歴史都市や田園景観などの登録の可否の議論を契機にグローバル・ストラテジーに発展すると、「生きている」遺産を登録する必要性が認識されるようになり、文化的景観、産業遺産、道の遺産が新たなカテゴリーとして採用された。文化的景観あるいは産業遺産という遺産のカテゴリーは、その本質において地域の生業との関わりを避けては通れない。これらの遺産を登録するため、「代表性」に配慮する方向でクライテリアが改定されていった。

一方で、自然遺産のクライテリアは、人と自然との関係に関する記述が文化的景観の採用によって削除され、自然そのものを評価する記述に変化し、地域との結びつきを失った結果、ますます文化と自然のギャップが深まることになった。

すなわち、文化遺産のクライテリアは代表性を反映する方向へと推移し、例えば「顕著性」を最も端的に評価する基準iは「顕著性」での評価が減る一方で、産業遺産など地域性にも配慮が必要な遺産に適用されるようになり、また改定後は明確に「代表性」を評価することとなった基準iiiと基準vの適用が増えていった。このように文化遺産では、「最上の最上」遺産から「最上の代表」遺産へと登録が変容していったことが、クライテリアの適用率から

も明らかになった。一方で、自然遺産は、クライテリアの適用率に大きな変動はなく、条約の当初から「最上の最上」遺産の登録を維持していることが分かった。

第五章では、「政治化」を象徴する「逆転登録」された資産における ICOMOS の勧告と、それに対する世界遺産委員会会合における委員国の発言を分析した。本章の分析から、委員国は、これまで世界遺産委員会が推奨してきた「代表性」の概念をもとに世界遺産リストへの登録の正当性を主張し、「逆転登録」してきたことが明らかになった。すなわち、これまでグローバル・ストラテジーの名のもとに「代表性」を推奨してきた世界遺産委員会の方針そのものが、委員国や締約国に政治的な交渉を行いやすい状況を生み出してきたことがわかった。このように、世界遺産委員会が文化遺産の「代表性」を追求し、世界遺産の価値を「最上の代表」遺産から「地域の代表」遺産へ変容させてきたことが、「逆転登録」を生む要因となったことを明らかにした。

第六章では、制度設計の段階から「顕著性」を採用せず、資産の価値の評価において「代表性」の概念のみを採用している無形文化遺産条約を事例に、世界遺産条約の履行状況と比較分析した。無形文化遺産条約においても不均衡の問題、シーリング制度の導入、締約国の価値の意図的すり替えによる「顕著性」の付与といった状況が発生し、世界遺産条約化している現状を明らかにした。

このように、世界遺産条約では、資産の評価においては地域性を反映する「代表性」が重要とされる無形文化遺産条約に近似を示し、世界遺産条約の無形文化遺産条約化が顕著になっている。一方、無形文化遺産条約では、締約国から「国家の代表」遺産の登録が加速し、「代表性」の意味が「顕著な代表性」に変容し、無形文化遺産条約の世界遺産条約化が顕著になっている。したがって、世界遺産条約では「顕著性」の遡減が、無形文化遺産条約では「顕著性」の付与が行われ、両条約は共通して（「最上の最上」遺産や「最上の代表」遺産ほどの価値はないが）地域的な価値、すなわち「代表性」を反映する資産をあらゆる国から平等にリストに登録する傾向にある。

これらの事例は、「顕著性」の存在意義に疑問を投げかけている。「顕著性」を想定するリストの選択を行う制度設計では、「代表性」を主張することによる OUV の正当化が行われ、保全管理の問題が棚上げされる。一方で、「顕著性」を想定しない制度設計では、「顕著性」を主張することによる価値の正当化が行われ、そして遺産の価値の本質はどこにあるのかの議論が棚上げされる。すなわち、遺産の価値は階層化できるものではなく、平等にできるものではないということを示している。このように、国際的な条約においては、リストの選択を行う制度設計には、そもそも構造的な欠陥があると考えられる。

以上、世界遺産の審査における「政治化」の問題は、世界遺産の審査において「顕著性」を前提にしながらも、「代表性」を主張することによる、世界遺産における二つの価値の解釈の乖離を象徴するものであり、これらの問題は、条約の成立時から議論されていた「顕著性」と「代表性」の解釈、すなわち遺産の価値の本質はどこにあるか、それをどう審査するかの本格的な議論に端を発しているものと考えられるのである。

## 筆者論文目録

- (1) 箴島大悟、世界遺産の価値における普遍性と代表性 - 世界遺産委員会の議論とその変遷 - 、日本建築学会計画系論文集、第 82 巻、第 731 号、272-281 頁、2017 年、(本稿第三章に相当)
- (2) 箴島大悟、世界遺産と無形遺産 - 交錯する二つの条約とその問題 - 、文化資源学、第 15 号、49-59 頁、2017 年 (本稿第三章、第六章に相当)
- (3) 箴島大悟、真鍋沙由未、戦前における皇室による保護から戦後の法的保護へ - 無形文化財における保護概念の成立過程 その 1、日本建築学会計画系論文集、第 83 年、第 751 巻、1801-1808 頁、2018 年
- (4) Daigo Osajima, Sayumi Manabe, From the imperial household to the state: The establishment of the protection concept of intangible cultural property (part 1), Japan Architectural Review, Volume 2, Issue 4, pp. 522-529, 2019
- (5) 箴島大悟、伊藤文彦、第 42 回世界遺産委員会からみる世界遺産条約履行上の問題点の分析、世界遺産学研究、6 巻、1-18 頁、2019 年 (本稿第五章に相当)
- (6) 箴島大悟、伊藤文彦、第 43 回世界遺産委員会からみる世界遺産条約履行上の問題点、世界遺産学研究、7 巻、2020 年、(本稿第五章に相当)
- (7) 箴島大悟、世界遺産条約草創期における諮問機関によるクライテリア草案の分析、文化資源学、2020 年、(本稿第四章に相当)

## 参考文献

### <和書・和文論文など>

- ・稲葉信子、「第36回世界遺産委員会報告」、『世界遺産年報2013』、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟、22-23頁、2013年
- ・稲葉信子、「近年の世界遺産の傾向」月刊文化財平成29年12月号、第一法規、pp.39-45、2017年
- ・河上夏織、「世界遺産条約のグローバル戦略を巡る議論とそれに伴う顕著な普遍的価値の質的変容」、外務省調査月報、2008年
- ・河野俊行「基調講演 無形文化遺産条約の思想と構造—世界遺産条約、日本法との比較に置いて—」『シンポジウム 有形・無形の文化遺産の包括的アプローチ』2004年
- ・河野 靖、文化遺産の保存と国際協力、風響社、1995年
- ・国末憲人、ユネスコ「無形文化遺産」生きている遺産を歩く、平凡社、2012年
- ・田中俊徳、世界遺産条約におけるグローバル・ストラテジーの運用と課題、人間と環境、第35(1)、3-13頁、2009年
- ・七海由美子、「世界遺産の代表性」、外務省調査月報、2006年
- ・藤岡麻理子、文化遺産保護の国際協力体制に関する研究：国際記念物遺跡会議の設立に至る議論の展開、日本文化政策学会、journal of the Japan Association for Cultural Policy Research (10)、87-99頁、2016年
- ・二神葉子「無形文化遺産の保護に関する第9回政府間委員会における議論の概要と今後の課題」『無形文化遺産研究報告第9号』、25-39頁、2014年
- ・益田兼房「世界遺産条約と世界文化遺産奈良コンファレンス」、建築史学第24号、44-60頁、1995年、
- ・宮田繁幸「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告第1号』東京文化財研究所、1-26頁、2007年
- ・宮田繁幸「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成2」『無形文化遺産研究報告第2号』東京文化財研究所、1-20頁、2008年
- ・宮田繁幸「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告第6号』東京文化財研究所、1-19頁、2012年
- ・レオン・プレイスイール、吉田鋼一（訳）、「世界遺産条約の二〇年」、建築史学第24号、98-125頁、1995年
- ・吉田正人、世界自然遺産と生物多様性保全、地人書館、2012年

### <洋書・英文論文>

- ・Allan, James R. Shi, Yichuan, Bertzky, Bastian, Jaeger, Tilman, Venter, Oscar Mackey, Brendan, van Merm, Remco, Osipova, Watson, Elena James E.M., Kormos, Cyril F. : Current wilderness coverage on the World Heritage List: Broad gaps and opportunities, World Heritage, Wilderness, and Large Landscapes and Seascapes, IUCN, pp.27-48, 2017
- ・Bertacchini EE, Saccone D.: Toward a political economy of world heritage. J Cult Econ 36:327-352, 2012
- ・Bertacchini, Enrico, Liuzza, Claudia, Meskill, Lynn, Saccone, Donatella: The politicization of UNESCO

World Heritage decision making, *Public Choice* (2016) 167:95–129, 2016

- Bolla, G., : Episodes of a painstaking gestation., M. Batisse and G. Bolla, eds. The invention of 'world heritage'. *History Papers. UNESCO action as seen by protagonists and witnesses. Paper 2.* Paris: Association of Former UNESCO Staff Members (AFUS). 2005.
- Cameron, Christina, Rössler, Mechtild: *Many voices, one vision: the early years of the World Heritage Convention*, Ashgate, 2013
- Cameron, Christina, Nobuko, Inaba : *The Making of the Nara Document on authenticity*, *Journal of Preservation Technology* 46:4 , pp.30-37, 2015,
- Cassel, S. H., and A. Pashkevich: *World Heritage and Tourism Innovation: Institutional Frameworks and Local Adaptation.* *European Planning Studies* 1–16. 2013.
- Dasman, R. F: *Classification and Use of Protected Natural and Cultural Areas* by R. F. Dasman , IUCN Occasional Paper No.4, 1973
- Frey , B. S., Pamini, P., *World Heritage : Where Are We ? An Empirical Analysis*, Institute for Empirical Research in Economics, University of Zurich Working Paper No. 462, 2010
- Frey, B. S., Pamini, P., & Steiner, L. *Explaining the World Heritage List: An empirical study.* *International Review of Economics*, 60(1), 1–19. 2013.
- Hoggart, R. : *An Idea and Its Servants: UNESCO from within.* Piscataway, NJ:Transaction. 2011.
- Jokilehto, J. : *World Heritage: Defining the Outstanding Universal Value*, *City & Time* 2(2), pp.1-10, 2006
- Jokilehto, J. : *World Heritage: Observations on Decisions Related to Cultural Heritage.* *Journal of Cultural Heritage Management and Sustainable Development* 1 (1): 61–74, 2011
- Levi-Strauss, Laurent: *Impact of recent developments in the notion of cultural heritage on the World Heritage Convention*, *World culture report 2000 Cultural Diversity, conflict and Pluralism*, UNESCO PUBLISHING, 2000
- Meskell, Lynn: *The rush to inscribe: Reflections on the 35th Session of the World Heritage Committee*, UNESCO Paris, *Journal of Field Archaeology* Vol.37 No.2, 2012, pp.145-151, 2011,
- Meskell , Lynn: *UNESCO's World Heritage Convention at 40 Challenging the Economic and Political Order of International Heritage Conservation*, *Current Anthropology*, Vol. 54, No. 4, pp.483-494, 2013,
- Meskell, Lynn C. Liuzza, Enrico Bertacchini, Saccone Donatella: *Multilateralism and UNESCO World Heritage: Decision-making, States Parties and political processes*, *International Journal of Heritage Studies*, Vol. 21, No. 5, 423–440, 2015
- Mc Neely, Jeffrey and David Pitt (Ed.): *Culture and Conservation: the Human Dimension in Environmental Planning*, IUCN, Croom Helm. 1985
- Musitelli, Jean : *Opinion World Heritage, between Universalism and Globalism*, *International Journal of Cultural Property*, Vol.11, No.2, pp.323-336, 2002
- Pavone, V. : *From the labyrinth of the world to the paradise of the heart: science and humanism in UNESCO's approach to globalization.* New York: Lexington. 2008.

・ Strasser, Peter : Putting Reform Into Action – Thirty Years of the World Heritage Convention, How to Reform a Convention without Changing Its Regulations, International Journal of Cultural Property, Vol.11 pp.215-266, 2002.

・ Schmitt, T. M. : Global cultural governance. decision-making concerning World Heritage between politics and science. Erdkunde, 63(2), 103–121, 2009

・ Titchen, S. M. : On the construction of outstanding universal value: UNESCO’s World Heritage Convention(Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage,1972)and identification and assessment of cultural places for inclusion in the World Heritage List, Australian National University doctoral thesis,1995

#### <国際機関等報告書>

・ ICOMOS: Compte Rendu Resume de la Veme Assemblee Generale de l’ICOMOS, 1978

・ ICOMOS: «ICOMOS,a Quarter of a Century, Achievements and Future Prospects», General Synthesis, 1991a

・ ICOMOS: International Earth Structures Committee, 1991b, pp.465-468

・ ICOMOS: 10th General Assembly Colombo Proceedings, 1993

・ IUCN: Ninth General Assembly Lucerne, Switzerland 25 June-2 July 1966, 1967

・ IUCN: 1970 year book(1971-003), 1971

・ IUCN: 1971year book(1972-001), 1972a

・ IUCN: Eleventh General Assembly Banff, Alberta, Canada 11-16 September 1972 Proceedings , 1972b

・ IUCN: 14th Session of the General Assembly of IUCN and 14th IUCN Technical Meeting Ashkhabad, USSR 26 September - 5 October 1978, 1979a

・ IUCN: The Biosphere Reserve and its Relationship to other Protected Areas(1979-004),1979b

・ IUCN: World Conservation Strategy Living Resource Conservation for Sustainable Development(WCS-004), 1980

・ IUCN: 15th Session of the General Assembly of IUCN and 15th IUCN Technical Meeting Christchurch, New Zealand 11-23 October 1981 Proceedings, 1983

・ IUCN: Indigenous People Environmental Protection and Sustainable Development (1988-004), 1988a

・ IUCN: 17th Session of the General Assembly of IUCN and 17th Technical Meeting San José, Costa Rica 1-10 February 1988 PROCEEDINGS, 1988b

・ IUCN: 18th General Assembly Proceedings, 1990

・ IUCN: World Heritage Twenty years Later, 1992

・ IUCN: Park to for life, Report of the IVth World Congress on National Parks and Protected Areas(IUCN 1993-007), 1993

・ UNESCO: Project for an International Conservation for the Ppotection of Historic Monuments and Art Treasures Submitted by the Delegation of Mexico(5c/22),1950

- UNESCO: Report on the Possibility and Advisability of Adopting an International Conservation Instituting a Special Tourist Tax for the Preservation of Monuments and Museums(6c/PRG/10), 1951
- UNESCO: The UNESCO Courier May 1960, 1960
- UNESCO: Report on Measures for the Preservation of Monuments of Historical or artistic Value (13c/prg/15),1964
- UNESCO: Meeting of experts to co-ordinate, with a view to their international adoption, principles and scientific, technical and legal criteria which would make it possible to establish an effective system for the protection of monuments and sites (SHC/CS/27/5), 1968a
- UNESCO: Meeting of experts to co-ordinate, with a view to their international adoption, principles and scientific, technical and legal criteria which would make it possible to establish an effective system for the protection of monuments and sites (SHC/CS/27/3), 1968b
- UNESCO: Meeting of experts to co-ordinate, with a view to their international adoption, principles and scientific, technical and legal criteria which would make it possible to establish an effective system for the protection of monuments and sites (SHC/CS/27/7), 1968c
- UNESCO: Meeting of experts for the establishment of an international system for the protection of monuments and sites of universal interest Unesco House, Paris, 21-25 July 1969 The appropriate system for "the international protection of monuments, groups of buildings and sites of universal value and interest : basic premises of the question by Mr. Raymond Lemaire (Belgium) and Mr. François Sorlin (France)(SHC/CONF/43/4), 1969a
- UNESCO: International protection of monuments, groups of buildings and sites of universal value and interest: Background and purposes Final Report (SHC/MD/4) ,1969b
- UNESCO: International protection of monuments, groups of buildings and sites of universal value and interest: Background and purposes (SHC/CONF.43/6), 1969c
- UNESCO: Possible International Instrument for the Protection of Monuments and Sites of Universal Value (84EX/14),1970
- UNESCO: International Instruments for the protection of monuments, groups of building and sites (SHC/MD/17), 1971
- UNESCO: International Regulations for the Protection of Monuments, Groups of Buildings and Sites (SHC/MD/18) , 1972a
- UNESCO: Address by Mr. René Maheu Director General of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (Unesco) at the opening of the meeting of the Special Committee of Governmental Experts to prepare a draft Convention and draft Recommendation to Member States concerning the protection of monuments, groups of building and sites(DG/72/4), 1972b
- UNESCO: Note by the General Secretariat of the United Nations Conference on the Human Environment, Special committee of government experts to prepare a draft convention and a draft recommendation to Member States concerning the protection of monuments, groups of buildings and sites Unesco House, 4-22



April 1972 (SHC/72-CONF.37/3), 1972c

- UNESCO: Draft Amendment submitted by the Delegation of the United Kingdom(SHC72/CONF. 37/DR.10), 1972d
- UNESCO: Working document Prepared by the Working Group II Draft Concerning the Protection of Cultural and Natural World Heritage(SHC-72/CONF.37/8),1972e
- UNESCO: Draft submitted by the delegation of the United States of America (SHC.72/CONF.37/DR.75), 1972f
- UNESCO: Draft Report(SHC-72/CONF.37/19), 1972g
- UNESCO: Draft Report (Addendum) (SHC-72/CONF.37/19 Add.2),1972i
- UNESCO: Special committee of government experts to prepare a draft conservation and a draft recommendation to Member States concerning the protection of monuments, groups of buildings and sites (SHC.72/CONF.37/20 Add), 1972j
- UNESCO: Records of the General Conference Seventeenth Session Paris, 17 October to 21 November 1972 Volume 1 Resolutions Recommendations, 1972h
- UNESCO,ICH: Summary records (ITH/07/1.EXT.COM/CONF.207/12),2007a
- UNESCO,ICH: Summary records(ITH/07/2.COM/CONF.208/3),2007b
- UNESCO,ICH: Summary records (ITH/08/2.EXT.COM/CONF.201/4),2007c
- UNESCO,ICH: Address by Mr Koïchiro Matsuura, Director-General of UNESCO, to the 4th session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, 2009
- UNESCO,ICH: Report of the Subsidiary Body on its work in 2012 and evaluation of nominations for inscription in 2012 on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity(ITH/12/7.COM/11+Add.3),2012
- UNESCO, WHC : UNESCO, Final Report Morge, 19-20 May 1976(cc-76/WS/25),1976
- UNESCO,WHC: Issues arising in connection with the implementation of the W.H.Convention (cc-77-conf001-4e),1977a
- UNESCO,WHC: Operational Guidelines,1977b
- UNESCO,WHC: Final report - List of Participants (CC-77/CONF.001/09),1977c
- UNESCO,WHC: Report of rapporteur (CC-78/CONF.010/03),1978a
- UNESCO,WHC : Final Report(CC-78/CONF.010/10 Rev), 1978b
- UNESCO,WHC: Report of the rapporteur on the third session of the World Heritage Committee (CC-79/CONF.003/13),1979a
- UNESCO, WHC : Principles and criteria for inclusion of properties on World Heritage List(CC-79/CONF.003/11), 1979b
- UNESCO, WHC : Report of the Rapporteur on the fourth session of the World Heritage Committee Document to retrieve from archive(CC.80 /CONF.016 /10), 1980
- UNESCO,WHC: Operational Guidelines,1980a

- UNESCO,WHC: Rapport of the rapporteur (CC-81/CONF.003/06),1981
- UNESCO,WHC: Operational Guidelines,1983a
- UNESCO,WHC : Speech by Mr. Parent, Chairman of ICOMOS, during the 7th session of the Bureau of the World Heritage Committee (June)(SC-83/CONF.009/INF.2), 1983b
- UNESCO: Report of the rapporteur(SC.84/CONF.004/09), 1984
- UNESCO, WHC: Analysis of the evolution of nominations (SC-85/CONF.008/INF.5), 1985a
- UNESCO, WHC: Report of the Rapporteur (SC.85/CONF.008/09),1985b
- UNESCO WHC : Report of the Rapporteur(SC-87/CONF.004/11), 1987a
- UNESCO,WHC: Report of the World Heritage Committee (sc.87/conf.005/09),1987b
- UNESCO, WHC, Note on Rural Landscapes and the World Heritage Convention (SC-87/CONF.005/INF.4) , 1987
- UNESCO,WHC: Operational Guidelines,1988a
- UNESCO,WHC: Report of the Working Group set up by the Committee at its eleventh session (SC-88/CONF.001/02) ,1988b
- UNESCO, WHC :Global study(CC-90/CONF.004/09)ANNEX,1990
- UNESCO, WHC :Report of the World Heritage Committee(SC.91/CONF.002/15),1991
- UNESCO, WHC : Strategic guidelines for the future(WHC-92/CONF.002/04), 1992a
- UNESC, WHC : Report of the Rapporteur(CLT-92/CONF.003/12), 1992b
- UNESCO, WHC : Revision of the operational guidelines for the implementation of the World Heritage Convention (WHC-92/CONF.002/10/Add),1992c
- UNESCO,WHC: Report of the International Conférence on Cultural Landscapes (WHC-93/CONF.002/INF.4)ANNEX ,1993
- UNESCO,WHC: Report of the Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List (WHC-94/CONF.003/INF.06) ,1994
- UNESCO, WHC :Report of 'The Asia-Pacific Regional Workshop on Associative Cultural Landscapes', Australia, 27-29 April 1995 (English only)( WHC-95/CONF.203/INF.09),1995
- UNESCO,WHC: Report of the Rapporteur (WHC-96/CONF.201/21), 1996a
- UNESCO,WHC: Report of the Experts Meeting on Evaluation of general principles and Criteria for Nominations of Natural World Heritage sites (WHC.96/CONF.201/INF.08), 1996b
- UNESCO, WHC: Findings and recommendations of the 3rd Global Strategy meeting, Suva, Fiji (15 - 19 July 1997)(English only)( WHC-97/CONF.208/INF.08), 1997
- UNESCO,WHC: Report on the World Heritage Global Strategy Natural and Cultural Heritage Expert Meeting, 25 –29 March 1998, (WHC-98/CONF.203/INF.07) ,1998a
- UNESCO, WHC: Report of the 22nd Session of the World Heritage Committee (WHC-98/CONF.203/18), 1998b
- UNESCO,WHC: Ways and means to ensure a representative World Heritage List (WHC-99/CONF.206/5),

1999a

- UNESCO, WHC; Report of the rapporteur(WHC-99/CONF.209/22), 1999b
- UNESCO,WHC: Report of the twenty-fourth session of the World Heritage Committee (WHC-00/CONF.204 /21),2000
- UNESCO, WHC: Analysis of the application of cultural heritage criterion (vi) (English only; synthesis available in French)( WHC-01/CONF.205/INF.8), 2001
- UNESCO, WHC: The Budapest Declaration on World Heritage(WHC-02/CONF.202/05 ) , 2002a
- UNESCO, WHC: Decisions of the twenty-sixth session of the World Heritage Committee (Budapest, Hungary, 24 - 29 June 2002) (WHC-02/CONF.202/25), 2002b
- UNESCO, WHC: Summary Record of the 26th session of the World Heritage Committee archive sumrec02.htm (WHC.02 /CONF.202 /INF.15), 2002c
- UNESCO,WHC: Decisions of the twenty-sixth session of the World Heritage Committee (Budapest, Hungary, 24 - 29 June 2002) (WHC.02 /CONF.202 /25 ) , 2002d
- UNESCO,WHC: Evaluation of the Cairns Decision (whc-03/27.COM/14),2003a
- UNESCO,WHC: Decisions adopted by the 27th Session of the World Heritage Committee in 2003 (whc03-27com-24),2003b
- UNESCO, WHC: Revised Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention (WHC-03/27.COM/10) , 2003c
- UNESCO,WHC: Evaluation of the Global Strategy for a representative, balanced and credible World Heritage List (1994 - 2004)(WHC-04/28.COM/13), 2004a
- UNESCO,WHC: Decisions of the 28th session of the World Heritage Committee (WHC-04/28.COM/26),2004b
- UNESCO,WHC: Summary Record of the 28th session of the World Heritage Committee (Suzhou, 2004) (WHC.04 /28.COM /INF.26),2004c
- UNESCO,WHC: Keynote speech by Ms. Christina Cameron and presentations by the World Heritage Centre and the Advisory Bodies (WHC-05/29.COM/INF.9B), 2005a
- UNESCO,WHC: Assessment of the conclusions and recommendations of the special meeting of experts established by Decision 28 COM 13.1(WHC-05/29.COM/9),2005b
- UNESCO,WHC: Operational Guidelines,2005c
- UNESCO, WHC : Proposal for a 'Fifth C' to be added to the Strategic Objectives (WHC-07/31.COM/13B) , 2007
- UNESCO, WHC: World Heritage Convention and sustainable development (WHC-10/34.COM/5D), 2010a
- UNESCO, WHC: Reflection on the future of the World Heritage Convention (WHC-10/34.COM/12A), 2010b
- UNESCO, WHC: Progress report on the reflection concerning the upstream processes (WHC-

11/35.COM/12C), 2011a

- ・ UNESCO,WHC: Operational Guidelines,2011b
- ・ UNESCO,WHC: Summary Records , 2014
- ・ UNESCO,WHC: Rules of Procedure of the World Heritage Committee, 2015
- ・ UNESCO, WHC: Summary Records (WHC/18/42.COM/18), 2018
- ・ UNESCO, WHC: Summary Records ( WHC/19/43.COM/INF.18), 2019a
- ・ UNESCO,WHC: the Operational Guideline for the implementation of the World Heritage Convention, para.49, 2019
- ・ UNITED NATIONS: General Assenbly (A/CONF.48PO/7), 1971
- ・ UNWTO: International Tourism Highlights, 2019 Edition, 2019
- ・ Van der Aa, B.J.M. : Preserving the Heritage of Humanity? Obtaining World Heritage Status and the Impacts of Listing, Amsterdam, Netherlands Organization for Scientific Research, 2005

<参考 URL>

- ・ 国連ホームページ, <https://www.un.org/en> (最終アクセス 2020/1/30 )
- ・ Economist. “UNESCO’s World Heritage Sites: A Danger List in Danger.” 2011, <http://www.economist.com/node/16891951>, (最終アクセス 2019/5/28)
- ・ ICOMOS ホームページ, <https://www.icomos.org/en> (最終アクセス 2020/1/30 )
- ・ IUCN ホームページ, <https://www.iucn.org/> (最終アクセス 2020/1/30 )
- ・ UNESCO ホームページ, <https://en.unesco.org/>(最終アクセス 2020/1/30 )
- ・ UNESCO 世界遺産センターホームページ, <http://whc.unesco.org/> (最終アクセス 2020/1/30 )
- ・ UNESCO 無形文化遺産条約ホームページ, <https://ich.unesco.org/> (最終アクセス 2020/1/30 )
- ・

## 付属資料

### 資料1 逆転登録された世界遺産一覧(2001年～2019年)

登録年	資産名(国名)	助言機関評価	カテゴリー
2002	ライン溪谷中流上部(ドイツ)	登録延期	文化的景観
	トカイのワイン産地の歴史的・文化的景観(ハンガリー)	登録延期	文化的景観
2003	マプングブエの文化的景観(南アフリカ共和国)	登録延期	文化的景観
	ウベダとバエサのルネサンス様式の記念碑的建造物群(スペイン)	登録延期	
	マトボの丘(ジンバブエ)	登録延期	文化的景観
	フォンニャ＝ケバン(ベトナム)	登録延期	自然遺産
2004	マドリウ＝ペラフィタ＝クラロ溪谷(アンドラ)	登録延期	初の世界遺産、 文化的景観
	王立展示館とカールトン庭園(オーストラリア)	登録延期	産業遺産
	チャンパネール - パーヴァガドゥ遺跡公園(インド)	登録延期	
	ウム・アル＝ラサス(ヨルダン)	登録延期	
	タムガリの考古的景観にある岩絵群(カザフスタン)	情報照会	文化的景観、ロ ックアート
	ピトン管理地域(セントルシア)	登録延期	初の世界遺産 自然遺産
	2006	チョンゴニの岩絵地域(マラウイ)	情報照会
	アフラージュ、オマーンの灌漑システム(オマーン)	情報照会	
	クラック・デ・シュヴァリエ(シリア)	情報照会	
	コーンウォールと西デヴォンの鉱山景観(イギリス)	情報照会	文化的景観、産 業遺産
	アーブラヴァシ・ガート(モーリシャス)	登録延期	初の世界遺産
	レーゲンスブルクの旧市街とシュタットアムホーフ(ドイツ)	登録延期	
2007	コプスタンの岩絵の文化的景観(アゼルバイジャン)	情報照会	文化的景観、ロ ックアート
	ソコルル・メフメト・パシャ橋(ボスニア・ヘルツェゴビナ)	情報照会	産業遺産
	石見銀山遺跡とその文化的景観(日本)	登録延期	文化的景観、産 業遺産
	サーマラーの考古学都市(イラク)	登録延期	
	アル＝ヒジュルの考古遺跡(サウジアラビア)	情報照会	初の世界遺産
2008	マラッカ海峡の歴史的都市群(マレーシア)	情報照会	初の文化遺産
	スタリー・グラード(クロアチア)	情報照会	文化的景観
	サンマリノの歴史地区とティターノ山(サンマリノ)	情報照会	初の世界遺産
	ミジケンダのカヤの聖なる森林群(ケニア)	情報照会	文化的景観

	ロイ・マタ首長の領地 (バヌアツ)	登録延期	初の世界遺産、 文化的景観
	オオカバマダラ生物圏保護区(メキシコ)	登録延期	自然遺産
	五台山 (中国)	情報照会	文化的景観
2009	リベイラ・グランデの歴史地区シダーデ・ヴェーリャ (カーボヴェルデ)	情報照会	初の世界遺産
	オーストラリアの囚人遺跡群 (オーストラリア)	情報照会	
2010	ジャンタル・マンタル (インド)	情報照会	産業遺産
	ビキニ環礁核実験場 (マーシャル諸島)	情報照会	20 世紀の遺産
	オアハカ中部溪谷ヤグールとミトラの先史時代洞窟 (メキシコ)	情報照会	文化的景観
	エル・カミーノ・レアル・デ・ティエラ・アデントロ (メキシコ)	情報照会	道の遺産
	大韓民国の歴史的村落：河回と良洞 (韓国)	情報照会	
	ディルイーヤのツライフ地区 (サウジアラビア)	登録延期	二件目の世界 遺産
	ハノイのタンロン皇城の中心区域 (ベトナム)	登録延期	
	サン・クリストヴァンの町のサン・フランシスコ広場 (ブラジル)	登録延期	
	中国丹霞	登録延期	自然遺産
	スリランカの中央高地 (スリランカ)	情報照会	自然遺産
	コンソの文化的景観 (エチオピア)	登録延期	文化的景観
2011	コースとセヴェンヌ、地中海の農耕・牧畜の文化的景観 (フランス)	情報照会	文化的景観
	ブリッジタウン歴史地区とギャリソン (バルバドス)	登録延期	初の世界遺産
	キューバ南東部のコーヒー農園発祥地の景観 (キューバ)	登録延期	文化的景観
	モンゴル・アルタイ山脈の岩絵群 (モンゴル)	登録延期	ロックアート
	トラムンタナ山地の文化的景観 (スペイン)	登録延期	文化的景観
	メロエ島の考古遺跡群 (スーダン)	登録延期	二つ目の世界 遺産
	アル・アインの文化遺跡群 (アラブ首長国連邦)	登録延期	初の世界遺産
	ワディ・ラム保護区 (ヨルダン)	登録延期	複合遺産
	モンバサのジーザス要塞 (ケニア)	登録延期	
	レオン大聖堂 (ニカラグア)	情報照会	二つ目の世界 遺産
	ブコヴィナ・ダルマチア府主教の邸宅 (ウクライナ)	登録延期	
	胡朝の城塞 (ベトナム)	登録延期	
	リオデジャネイロ：山と海との間のカリオカの景観群 (ブラジル)	情報照会	文化的景観
2012	グラン・バッサムの歴史都市 (コートジボワール)	情報照会	初の文化遺産
	バサリ地方：バサリ、フラ、ベディクの文化的景観 (セネガル)	情報照会	文化的景観
	チャタル・ヒュユクの新石器時代遺跡 (トルコ)	情報照会	

	ヘルシングランドの装飾農家群 (スウェーデン)	情報照会	
	エスファハーンのジャーメ・モスク (イラン)	登録延期	文化的景観
	レンゴン渓谷の考古遺産 (マレーシア)	登録延期	二件目の文化遺産
	西ガーツ山脈(インド)	登録延期	自然遺産
	レナ川の石柱自然公園(ロシア)	登録延期	自然遺産
	ゴレスタン宮殿 (イラン)	情報照会	
2013	コルヴァイのカロリング朝期ウエスト・ワークとキウィタス (ドイツ)	情報照会	
2014	大運河 (中国)	情報照会	産業遺産 (運河)
	ブルサとジュマルクズク：オスマン誕生の地 (トルコ)	登録延期	
	ベルガモンとその多層文化の景観 (トルコ)	登録延期	文化的景観
	アルビール城砦 (イラク)	登録延期	
	シャフリ・ソフタ (イラン)	登録延期	
	歴史都市ジッダ、メッカへのゲート (サウジアラビア)	登録延期	三件目の世界遺産
	ポバティー・ポイントの土木記念物 (アメリカ合衆国)	登録延期	
	ピュー王朝の古代都市 (ミャンマー)	登録延期	初の世界遺産
	チャンアン景観地帯 (ベトナム)	登録延期	文化的景観、複合遺産
	オリーブとワインの土地パレスチナ - 南バティールの文化的景観 - (パレスチナ)	不登録	文化的景観
	ブルゴーニュ地方のブドウ栽培地域クリマ (フランス)	情報照会	文化的景観
2015	洗礼の地「ヨルダン川対岸のベタニア」 (ヨルダン)	情報照会	
	大山ブルカン・カルドゥンとその周辺の神聖な景観 (モンゴル)	情報照会	文化的景観
	サウジアラビアのハーイル地方の岩絵 (サウジアラビア)	情報照会	ロックアート
	ディヤルバクルの城塞とヘヴセル庭園の文化的景観 (トルコ)	情報照会	文化的景観
	ルート砂漠(イラン)	情報照会	自然遺産
2016	天山山脈 (カザフスタン、キリギス、ウズベキスタン)	登録延期	国境を越える遺産
	サンガネーブ海洋国立公園(スーダン)	情報照会	自然遺産
	エネディ山地 (チャド)	登録延期	文化的景観、複合遺産
	南イラクのアフワール (イラク)	登録延期	シリアルノミネーション、複合遺産

	ステチュイ (ボスニア、クロアチア、モンテネグロ、セルビア)	登録延期	国境を越える 遺産
	ナーランダー・マハーヴィハーラ (インド)	登録延期	
	ペルシアン・カナート (イラン)	登録延期	産業遺産
	アニの考古遺跡(トルコ)	登録延期	文化的景観
	サンボー・ブレイ・クック(カンボジア)	登録延期	文化的景観
2017	クジャタ(デンマーク)	情報照会	文化的景観
	歴史都市ヤズド (イラン)	登録延期	歴史都市
	歴史都市アハマダーバード(インド)	登録延期	歴史都市
	タルノフスキェ・グルイの鉛・銀・亜鉛・鉱山(ポーランド)	登録延期	産業遺産
	コマニの文化的景観(南アフリカ)	登録延期	文化的景観
	アフロディアシス(トルコ)	登録延期	シリアルノミ ネーション
	梵浄山(中国)	情報照会	自然遺産
2018	バーバートン・マコンジュワ山脈(南アフリカ)	情報照会	自然遺産
	ナウムブルク大聖堂(ドイツ)	不登録	
	ファールス地方のササーン朝の考古学的景観 (イラン)	登録延期	
	イベリア (イタリア)	情報照会	20世紀の遺産、 産業遺産
	カルハットの都市遺跡(オマーン)	情報照会	
	アハサー・オアシス、進化する文化的景観(サウジアラビア)	不登録	文化的景観
	ブラガのボン・ジェズ・ド・モンテ聖域 (ポルトガル)	情報照会	文化的景観
2019	マフラの王家の建物 - 宮殿、バシリカ、修道院、セルク庭園、狩猟公園 (タ バダ) (ポルトガル)	情報照会	文化的景観
	クシェミオンキの先史時代の縞状燧石採掘地域 (ポーランド)	情報照会	産業遺産
	クラドルビ・ナト・ラベムの儀礼用馬車馬の飼育・訓練の景観 (チェコ)	情報照会	文化的景観
	ジャイプル市、ラジャスタン (インド)	登録延期	
	中国の黄海=渤海湾沿岸の渡り鳥保護区群 (第1段階)	登録延期	自然遺産
	シャキの歴史地区とカーン宮殿	不登録	人が住んでい る歴史都市



"My second proposal, which is related to the ICQ and also emerged in the discussions of the group already mentioned, is for what may be called 'A Trust for the World Heritage,'

"Certain scenic, historic, and natural resources are part of man's heritage, and their survival is a matter of major concern to all. Some of the resources, however, are in danger of being damaged or destroyed because of inadequate planning; because of the lack of knowledge of the value of the resources; or because of the cost of management and protection.

"Some examples of the unique and irreplaceable resources that are part of the world's heritage would include; the Grand Canyon of the Colorado; the Serengeti Plains; Angel Falls; Mt. Everest; archaeological sites such as Angkor, Petra, or the ruins of Inca, Mayan, and Aztec cities; historic structures such as the pyramids, the Acropolis, or Stonehenge. Also important but in a somewhat different way are the areas whose main value lies in the spectacular animal species they support - the Indian rhinoceros, mountain gorilla, and the orang-utan, for example. Even though falling within national boundaries, resources such as those listed above are of legitimate international concern and should be maintained for the study and enjoyment of all peoples of the world and for the benefit of the country in which they lie.

"Many of these areas are already under the protection of national governments, but some lie within states that may find it difficult to bear the costs of preservation and management. The establishment of preserves in some of the less developed countries may conflict with other economic development opportunities. In such cases, the world as a whole may wish to help defray the costs of protection and to contribute, in other ways, to the better management and proper use of such areas as a means towards the economic growth of such countries.

"In other cases, the danger stems from a lack of interest and failure to appreciate the significance of the resource. In these cases, both national and international educational efforts would be required.

"Several steps are necessary for the preservation and long-term maintenance of these areas as a part of the world heritage. The first lies in the compilation of a basic list of areas and sites that might be of international concern. It should be the right and responsibility of each nation to nominate those areas within its boundaries that might be considered for inclusion in the Trust. (Of course the inclusive list of national parks already prepared by IUCN under Jean-

Paul Harroy's direction would be useful in this connection.) those few areas and Bites that meet the high standards that would be required. It is essential that the criteria for selection be highly refined and that the Trust include only those areas and sites that are absolutely superb, unique and irreplaceable.

"International co-operative efforts should be made to raise the funds and provide technical services to facilitate the establishment and continued maintenance of the areas. Educational programs should also be established throughout the world in order to acquaint all people with the value of their heritage and the necessity for its protection. Tourism should be promoted for the benefit of the host countries and to demonstrate the value of protecting such areas.

"I now propose that there be established a Trust for the World Heritage that would be responsible to the world community for the stimulation of international co-operative efforts to identify, establish, develop, and manage the world's superb natural and scenic areas and historic sites for the present and future benefit of the entire world citizenry. Here is another magnificent opportunity for IUCN to lead the way.

### 資料 3 IUCN が世界遺産条約草案作成以前に保護の対象と考えていた資産

1. Natural areas of outstanding interest and value to mankind as a result of their unique geology, physiography, vegetation or wildlife. These will serve as centres for public visitation and for such outdoor recreation as would not impair the values that are being protected. In this category would be included areas that are now designated as major national parks and other areas suitable for such designation. Examples might well include Serengeti and Albert National Parks in Africa; Kaziranga, Ujung Kulon, and Mt. Everest in Asia; Jasper and Grand Canyon in North America.

2. Natural areas of outstanding scientific interest and value to mankind that represent unique or otherwise important examples of natural ecosystems which would serve as centres for scientific investigation (biosphere reserves). Public use of such areas would be restricted to activities that would not interfere with scientific values or studies. In this category would be areas now designated as strict nature reserves and other areas suitable for such designation. Examples might well include the Galapagos, Aldabra, portions of Antarctica, and sections of most of the larger national parks and wilderness regions of many countries.

3. Areas of unique historical, archaeological, or architectural value to mankind. These would be made available to public visitation and tourism with provisions for strict care of the values concerned. Examples are numerous: the Pyramids, Angkor Wat, Macchu Pichu, Chichén Itza, Teotihuacán, the Acropolis, Mt. Olympus, portions of Mecca and Jerusalem, etc.

#### 資料4 ブタペスト宣言原文

##### BUDAPEST DECLARATION ON WORLD HERITAGE

1. We, the members of the World Heritage Committee, recognize the universality of the 1972 Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage and the consequent need to ensure that it applies to heritage in all its diversity, as an instrument for the sustainable development of all societies through dialogue and mutual understanding;

2. The properties on the World Heritage List are assets held in trust to pass on to generations of the future as their rightful inheritance;

3. In view of the increasing challenges to our shared heritage, we will:

(a) encourage countries that have not yet joined the Convention to do so at the earliest opportunity, as well as join other related international heritage protection instruments;

(b) invite States Parties to the Convention to identify and nominate cultural and natural heritage properties representing heritage in all its diversity, for inclusion on the World Heritage List;

(c) seek to ensure an appropriate and equitable balance between conservation, sustainability and development, so that World Heritage properties can be protected through appropriate activities contributing to the social and economic development and the quality of life of our communities;

(d) join to co-operate in the protection of heritage, recognizing that to harm such heritage is to harm, at the same time, the human spirit and the world's inheritance;

(e) promote World Heritage through communication, education, research, training and public awareness strategies;

(f) seek to ensure the active involvement of our local communities at all levels in the identification, protection and management of our World Heritage properties;

4. We, the World Heritage Committee, will co-operate and seek the assistance of all partners for the support of World Heritage. For this purpose, we invite all interested parties to co-operate and to promote the following objectives:

(a) strengthen the Credibility of the World Heritage List, as a representative and geographically balanced testimony of cultural and natural properties of outstanding universal value;

(b) ensure the effective Conservation of World Heritage properties;

(c) promote the development of effective Capacity-building measures, including assistance for preparing the nomination of properties to the World Heritage List, for the understanding and implementation of the World Heritage Convention and related instruments;

(d) increase public awareness, involvement and support for World Heritage through

Communication.

5. We will evaluate, at our 31st session in 2007, the achievements made in the pursuit of the above mentioned objectives and in support of this commitment.

Budapest, 28 June 2002

## 資料 5 登録延期及び不登録と評価された資産の ICOMOS の評価と委員国の見解まとめ

助言機関 の評価	資産名	ICOMOS 評価	委員国の発言内容
登録延期	ライン川上流	管理計画が不十分である。	管理計画は効果的である。
登録延期	トカイ地方	ワイン畑のテーマ研究が不十分である。	昨年すでにブドウ畑は登録されているため、問題はない。
登録延期	マプングブエ	管理計画が不十分である。	過去にこの事例よりも保全計画が良好でないものがあった。
登録延期	ウベダとバエサ	管理計画が不十分である。	無形の価値を強調。
登録延期	マトポの丘群	管理計画が不十分である。	無形の価値の管理において、西洋の方法では管理できない。
登録延期	マドリウ＝ベラフィ タ＝クラロ溪谷	OUV は実証されているが、保護法が施行されてから登録するべきである。	OUV を満たしているのであれば問題ない。 リストのバランスを考慮すべき
登録延期	王立展示館	より詳細な比較分析が必要である。展示館における真正性と完全性を考慮すること。	万国博覧会で使用された現存する希少な建築物である。
登録延期	チャンパネール・パーヴァガドゥ	クライテリアの証明や比較研究が不十分である。	追加情報に合意。
登録延期	ウム＝アル・ラサス	管理計画が不十分である。 比較研究が不十分である。	追加情報に合意。
登録延期	アーブラヴァシ・ガート	研究が不十分である。	契約労働者(indentured labourer)の歴史的証言である。
登録延期	レーゲンスブルク	比較研究が不十分である。	ICOMOS と締約国が同意
登録延期	石見銀山	比較研究が不十分である。	革新的な技術、技術の交換、環境（森林と水の利用）の持続可能性がみられる。
登録延期	サーマッター	OUV は実証されているが、評価ミッションが行えなかったために、管理計画に不安が残る。登録を延期するか、同時に危機遺産リストに登録するかである。	危機遺産リストへの同時登録でも、イラクの人々へのプレゼントになる。
登録延期	ロイ・マタ	保全管理が不十分である。	バヌアツに世界遺産がない。
登録延期	ディルイーヤ	・価値は証明されていない。 ・真正性と完全性の保護を管理計画の中心に置くこと。	土建築の価値が理解されていない。
登録延期	タンロン皇城	比較研究及び管理計画が不十分である。	アジアの文化の間のユニークな統

			合を構成している。管理計画も問題ない。
登録延期	サンクリストバル	類似資産がすでに世界遺産リストに代表されている。	「広場」は十分にユニークである。
登録延期	コンソ	資産の範囲を再定義したうえで、比較分析し、OUVを特定すること。管理計画が不十分である。	拡大された範囲を ICOMOS が評価できていない。生きた景観として特異な価値を持っている。
登録延期	ブリッジタウン	価値の明確化と開発に対処する保全管理計画が必要である。	世界遺産リストの代表性を改善するものとして登録すべきである。
登録延期	コーヒー農園の文化的景観	比較分析の不足している。	社会的持続可能性を実証している。
登録延期	アルタイ山脈の岩絵群	管理計画が不十分である、基準 iii は実証されている	管理計画は適切である。
登録延期	トラムンタナ	文化的景観としての資産の関連性が不明確である。	推薦視線の範囲を拡大して登録。
登録延期	メロエ	範囲が広大で、保全管理が不十分である。	価値は問題ない。
登録延期	アル・アイン	比較評価や資産の範囲が不十分である。	アラブ首長国連邦の最初の世界遺産として登録に値する。
登録延期	ジーザス要塞	真正性と完全性は満たしているが、範囲の再定義が必要。価値の明確化とより適切な管理計画も必要である。	修正案を追認して登録。
登録延期	ブコヴィナ	管理計画が不十分である。	管理計画の実施を確約して登録。
登録延期	胡朝	基準 ii と iv を満たす可能性がある。比較分析を深める必要がある。 バッファゾーンを広く設定すること。	価値は証明されている。
登録延期	ジャーメ・モスク	基準は実証されている。 しかし、開発に対する懸念がある。	価値は証明されている。
登録延期	レンゴン溪谷	管理計画が不十分である。(OUV は実証されている)	2014 年までに管理計画が策定されることを条件に、この物件の登録を支持。
登録延期	ブルサとジュマルクズク	価値の焦点を 19 世紀の資産に限定すべきである。	トルコとポーランドの関係の 600 周年、オランダとの関係の 400 周年を記念するものとなり、文化的対立でなく、文化的統一を呼びかけるべき。
登録延期	ベルガモン	ヘレニズム時代とローマ時代に焦点を合わ	考古学的価値のみならず、歴史的

		せること。	価値や都市から構成される多層な文化的景観である。
登録延期	アルビール	基準ivに適合する可能性がある。	基準ivに焦点を当て、登録。
登録延期	シャフリ・ソフタ	イラン南東部では重要であるが、世界遺産ほどではない。考古学的調査によって、他の文明と当該資産の関係、または原史時代の模範なのであれば、再び推薦すること。	考古学的発掘によって証拠は明確である。遺跡は世界遺産リストに代表されていないので登録を支持。
登録延期	ジッダ	歴史都市としてどのように特徴的なのか、比較分析が必要である。資産の名称を変更すべきである。管理計画も不十分である。	「生きている歴史都市」として特徴的である。
登録延期	ポバティー・ポイント	OUVは実証されているが、管理計画について懸念が残る。	緩衝地帯でない形態の保護がすでに存在している。
登録延期	ピュー	価値の明確化と管理計画が必要である。	ミャンマー初の世界遺産である。
不登録	バティール	OUVがない。緊急的に保護が必要であるとは考えられない。	価値が理解されていない。
登録延期	ステチュイ	平和を促進するものとして考えられる。基準iiiを満たす可能性がある。基準iiiに焦点に充て、比較分析を行うこと。	文化協力の成功モデルである。Stećci Medieval Tombstone Graveyardsに名称を変更。
登録延期	ナーランダー・マハーヴィハーラ	OUVについては満たす可能性があるが、まず資産の名称をナーランダー・マハーヴィハーラの遺跡に変更すべきである。	教育と精神の中心地として、価値がある。
登録延期	ペルシアン・カナート	比較評価が不十分である。	この灌漑システムは、人間が厳しい環境に適応を示している。
登録延期	アニ	比較評価を深めれば、クライテリアを実証できる。管理計画も不十分である。	OUVはある。比較評価も問題ない。
登録延期	サンポー・プレイ・クック	さらなる考古学的研究を行うべきである。保全管理計画も強化すること。	寺院地帯に範囲を限定して登録。
登録延期	ヤズド	基準vに基づいて、推薦書を再提出すべきである。	砂漠環境における人と自然の相互作用を表す、均質な建築と都市計画、そして人間の居住地の優れた例である。
登録延期	アフマダーバード	基準iiとvに関する完全性と真正性について解決すればよい。保全管理計画も不十分。	寺院地帯のみ価値はあるので、範囲を限定して登録。
登録延期	タルノフスキェ・グリュ	資産の範囲を変更すること。また、比較分析が不十分である	鉱山における地下水管理システムの重要な工業中心地である。
登録延期	コマニの文化的景観	登録されていない種類の資産であると考え	ユネスコの「ヒューマンエボリュ



		られる。有形的な側面ではなく、文化の継続性や言語、先住民の知識に基づいている。これらの無形に関する側面について文書化が出来ていない。	ーション：適応、分散、社会開発 (HEADS)」のテーマ別プログラムの精神の中で、地球との相互作用を通じた人間の進化に関連するサイトの1つである。
登録延期	アフロディアシス	基準 ii と iv には満たす可能性はあるが、この二つに焦点を当て、比較分析を行うこと。	採掘場とこの場所から採掘された大理石の彫刻の関連性が認められるべきである。
登録延期	ファールス地方ササーン朝の考古景観	基準 iii と v に適合する可能性はある。	考古景観として登録可能である。
不登録	オアシス	OUV はない。	中東地域の価値が理解されていない。
不登録	ナウムブルク	芸術的価値に OUV の焦点を当てているために評価が不可能である。	教会の彫刻には、芸術的価値がある。
登録延期	ジャイプル	クライテリアを満たす可能性はあるが、比較評価が不十分である。	ユネスコ創造都市ネットワークに認定されており、歴史都市としての価値がある。
不登録	シャキ	地域的に重要であるが、コーカサス地域の歴史地区としては並外れたものではない。	過去に情報照会と決議されたので、価値に問題はない。

## 謝辞

本論文は筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻に博士論文として上梓したものである。

本研究は、筆者が世界遺産委員会にオブザーバーとして参加した際、委員国と助言機関及び世界遺産センターの対立がますます顕著になっていく過程を目の当たりにする中で、筆者の修士論文である『世界遺産と生政治—世界遺産リストの不均衡に関する研究』の問題意識を発展させる形で始めたものである。

いま世界遺産委員会の会合では、遺産に関する建設的な議論は、ほとんど行われていないと言って差し支えない。各国は世界遺産ブランドを得るために連携しながら世界遺産リストに登録し、持続可能な開発とは名ばかりの破壊行為を正当化している。一方で、顕著な普遍的価値が、相対的な価値として収斂していく中で、助言機関の役割は有名無実化し、その権威は失墜した。このまま、世界遺産の意義、ひいては遺産保護の意義も喪失していくのであろうか。

否。古来より遺産の創造と破壊の歴史はこれまで幾度も繰り返されてきた。大きな破壊の後には、再生のために遺産保護も大きく発展するものである。我々自身の手で、新たな地平を、新たな遺産保護を開拓しなければならない。

本論文を執筆するにあたって、指導教官である稲葉信子先生、副指導教官である吉田正人先生、副査を担当していただいた伊藤弘先生、京都大学の杉山卓史先生にご指導を賜った。先生方なくしてはこの研究を形にすることはできなかつた。心より篤く御礼申し上げたい。

世界遺産委員会では、モントリオール大学の Christina Cameron 先生、前イングリッシュ・ヘリテージ世界遺産・国際政策担当の Christopher Young 先生、ICCROM プロジェクトマネージャーの Gamini Wijesuriya 先生、聖心女子大学の岡橋純子先生にも、本稿執筆の上で有益な助言を頂いた。先生方にも心より御礼申し上げたい。

また本研究は、筑波大学の「海外武者修行プログラム」(2017年度及び2018年度)の成果を含んでいる。このプロジェクトには、筆者らが組織する研究会のメンバーである伊藤文彦、大藪(中井)陽子、Helga Janse、太田早耶、長谷川千紘、原田(真鍋)沙由未、船木大資、Fanitra Atmanti、末廣拓登、藤井郁乃、Alula Tesfay、村上浩介、協園大史、瞿芳馨、Claudia Uribe、Paola Fontanella Pisa、Francesca Pandolfi の各氏に協力していただいた。彼らの協力なくして、プロジェクトの成功はありえなかつた。また、プロジェクトに参加していただいた、各国の代表や実務家、ブランデンブルク工科大学コットブス校や清華大学の大学院生にも心より感謝したい。

最後に、計7年間も大学院に在籍させていただいた両親に心より感謝申し上げます。

2020年3月